

(表紙)

義久公
自天正七年
至同八年

後編
舊記雜錄
卷十二

1065 天正七年己卯

四本弥太郎 頼桂の逆乱の時戦死、とあり、此年の事歟、

1066 『島津氏御文書』

吉書

一神社佛寺修造興行之事、

一可專勸農事、

一可徵納國々年貢事、

右任三ヶ条之旨、可有沙汰之狀如件、

天正七年正月十一日

1067

『谷口宮内左衛門覚書』

一天正七の春より佐土原へ中務太輔様御うつり被成候、
諸外城へ地頭相定、衆中被召移候事、

義久

1068

「加世田士前田茂右衛門藏」

坪付

薩州加世田之内

三反卅 越乃迫

以上

天正七年二月吉日

忠譽

前田兵部左衛門尉殿

1069

『真幸吉田天神棟札』

奉再興天満大自在天神舞殿一字云々、

大檀那藤原朝臣義弘・久保・忠恒云々、當地頭藤原朝臣

兼類・當座主權大僧都頼叶・大工楠田新助、

天正七年戊卯二月吉祥日

〔御文庫二番箱義久公二軸中〕「義久公御譜中ニアリ」

急度用飛脚候、仍任申談候首尾、先刻令啓候之處、御懇報喜悅之至候、先書如令申候、今度豊薩干戈之儀、依伊東三位入道如在不慮、一勢被差出候、然處當方之衆所、被差分、依爲無人數、高城表之衆追々及戰死候、併以少勢窺多勢謀、古今有是事候之處、悉韜略之道就不行、一旦先勝利無是非候、雖然弓箭之憤自他有例事候之条、曾非可驚候、偕者無和談之調達、此儘推移候者、義統分國中之諸士、此度之鬱憤不可有止事候間、永代兩家靜謐之儀難有之候之矣、就夫者粗承候之旨、於無違變者、隨先代甚深被仰談与申、又者御同姓之好不淺儀与申、彼是以無二之御思惟、可爲豊薩安全之基候、今以如此之儀、雖無思慮之樣候、後日之儀難計候之条、一往之申事候、能々以得心示預候者、重疊和平之樣躰可申承候、猶期來音閣筆候、恐々謹言、

〔御譜二天正七年ト朱カキ〕

二月廿五日

(田原)

鎮忠(花押)

伊集院右衛門大夫殿

(忠棟)

御宿所

當家可爲幕下之儀、依懇望、受領之事、乍斟酌、宜任尾張守者也、

天正七年三月二日

義久(花押)

天草大夫殿

(鎮尚)

〔此御案文、御文庫三番箱一卷中ニ在リ糺合ス、義久公御譜中ニ案文有之トアリ〕

〔義久公御譜中正文有之トアリ〕

〔御文庫拾六番箱三卷中〕

去冬至日州表、豊州衆出陣之處、御弓箭無程御當家被任御太利候、千勝万勢奉存候、其砌滿山衆徒、於神前御勝軍抽丹精、目錄雖相調候、通道不任所存候而、不遂言上候、聊非疎意候、倍御武運長久御祈念不可存緩候、此等之趣、彼使僧精可申達之条、御執合所仰候、恐々謹言、

〔御譜中天正七年ト朱カキ〕

三月廿一日

政所坊

連長(花押)

明照坊

米運(花押)

学琳坊

英勝(花押)

福壽坊

堯秀(花押)

御奉行衆御中

御宿所

彦山衆徒中

〔上包〕
御奉行衆御中

連長

〔去冬ハ天正六年十月ノコトナルヘシ〕

被宛行者也、仍證跡如斯、
天正七年三月吉日

平田美濃守
光宗(花押)

村田越前守
經定(花押)

伊集院右衛門大夫
忠棟(花押)

上井伊勢守
覺兼

1073

〔御文庫拾六番箱三卷中〕「義久公御譜中ニ在リ」

去年於日州水田三町被成御寄進候、信御敬神之至深重奉
存候、即於神前抽精誠候、仍扇并厚板一端致進上候、表

御祝儀計候、此之由宜預御披露候、恐惶謹言、

〔御譜中朱カキ天正七年款〕

三月吉日

連長(花押)

河上上野入道殿

(念包)

1075

〔御文庫廿二番箱三卷中〕

〔彦山政所坊へ〕

野村周防介殿

1074

〔義久公御譜中〕

〔正文在勝岡衆野村志賀〕

彦山 政所坊

〔上包〕
河上上野入道殿

連長

〔前ノ去冬云ト同時款〕

高城表近陣砌、問之牆忍出、別而被抽忠節、殊更於三納
親妻子等無篇之儀、彼是御奉公依無比類、今度水田十町

1076

〔義久公御譜中ニ在リ〕

如芳翰、去冬大友家日州表着陣、邪路之峰起寔天道故候
乎、不慮得大利候、然者其刻者、從御山廻國之山臥當邦
被停止、剩少々加勢之儀風聞候、雖不分明、世上流布更
不及是非候、併於 神忠者、聊無疎懷候、萬一對豊州一
途戰隔行至有之者、宜任先規候款、事々、

〔朱カキ〕〔義久公御譜中ニ天正七年款ト朱カキ〕
〔彦山〕政所坊

〔御文庫廿二番箱三卷中〕

〔天正七年三月廿七日琉球國王 御書案文〕

肇陽之餘慶、千歡万喜不易珍重、抑三州之逆徒悉依致退散、國家昇平豈不謂兆民快樂乎、因茲繼先業令渡船早、任往古之範例、被加貴命者本懷ニ候、仍獻微物条、目錄別簡而已、

1077

〔義久公御譜中ニ在リ〕

〔天正七年三月廿七日琉球國三司官へ 老中状案〕

季春之嘉祥、愉悦多幸々、抑日陽之凶徒退治故、弥以康寧之處、剩去冬霜月中旬之一戰、豊後士卒四万餘騎誅伐之条、三州之利運不及是非、依其謂、豊筑肥諸侍當家可爲幕下之旨、湛々籌策之間、凡被屬慮、九州大半帷握中候、兼又貴邦就先非、累年商賣船令停止畢、然處毎々任御懇望、飄擲債、今度國吉丸渡海候、被應先規馳走最肝要候、隨而中紙八百帖進之候、寔表祝礼迄候、巨細者山下筑後拯可申達候、恐々不宣、

天正七年三月廿七日

各老中

琉球國 三司官案文

1078

〔同卷中〕

當國干戈最中故、數年滞在、剩毎々出陣之軍勞、殊去冬到日州表、大友家一戰之刻、名譽之粉骨寔感入候、依其謂啓之訖、恐々、

〔御炊才八殿へ感状 御書案〕

1079

〔勝部兵右衛門聞書云〕

一天正七年ノ比カトヨ、穎娃左馬介家臣トモ不思儀ノ内乱アリ、其基ヲ聞、穎娃城ノ介ノ孫左馬介忠時ノ息男嫡子九郎忠繼ト舍弟ノ小四郎久虎ト不快ノコトアリ、其故ハ大典既卒去後、九郎忠繼繼母ニ被疎、諸行不任心、勸忍難成テ、肝付ヲ頼ミ出退暫居ラレケル、左様ノ体ナレバ、家ノ子侍等モ小四郎殿ヲ取立、寵愛敢更イッカイホレツキ不斜、其比ヨリ守護忠兼ト貴久ト國諍乱慮ノ折節也、然レトモ貴久方次第ニ其勢大成レハ、忠兼方ノ人々モ心區々ニシテ不定、其時指宿ハ守護忠兼ノ臣田代民部介ヲ地頭職ニ被召置ノ処ニ、穎娃ノ執事津曲入道俊宗謀ヲ廻シ、指宿城ヲ忍落、民部少輔辛々命遁レ逸落ケル、其俣指宿ヲ知行シテ、俊宗ノ息津曲若狹守・同聳ノ穎娃左近將監ヲソ兩地頭ニ定置レケリ、トカクシテ

時刻相移ル程ニ、貴久武威を取玉フヲ見テ、俊宗入道
頼娃一家の人々ニ談合シ、貴久へ可參上之由被申入、
初テ谷山於神前小四郎久虎ヲ被召出、頼娃・指宿兩郡
無異儀令安堵之処ニ、嫡子ノ九郎忠繼へ、肝付落去ノ
後ハ守護方ニ參リ、其方と周遊シテ勸忍有ケルカ、頼
娃ニ立歸へキ衷ヲ色々被調法ケル、頼娃年來ノ者共、
彼ハ誠ニ嫡々也トテ、大凡九郎殿ニ相隨ふ者多カリケ
リ、津曲入道承リ、何レヲ非可何、皆普代相恩ノ主人
也、殊ニ嶋津中務太輔殿御心副ラレ、被相計ノ由聞ク
成レハ、可然も相とゝのへん、先舎兄ニ而在座へ、九
郎殿に頼娃一郡ヲ奉取セ、惣領殿と仰き、小四郎殿ハ
指宿一郡領分シ玉ヒテ、車ノ兩輪ニシテ御家ヲ立者ナ
ラハ、頼娃ノ家長久ナルヘシト評定内儀スル処ニ、頼
娃新左衛門尉ハ最前ヨリモ一遍ニ小四郎殿ヲ守リ立タ
ル物ナレハ、無別儀舅ノコトナレトモ、津曲入道ニモ
不知、家中執頭侍トモニハ同相聲ノ頼娃左近將監・竹
内伊豆守・鮫島因幡守・頼娃掃部介・竹内玄芳入道・
津曲飛彈入道俊丁・大田隼人佐・神宮司治部少輔・安
芋伊賀守・加世田石見守・同名出羽守・久永權守・齋
藤藏人、此人々ニ内談シテ、九郎殿を可討用意アル、

九郎殿ハ開門寺へ御坐ケルカ、此由聞給ひ、不及力、
座主の坊トモニ神殿ニシテ楯籠リ玉フ、其時ニ成ヌレ
ハ、日來有志侍モ不及力、世ノ成様ヲソ候ヒケル、勿
論用意ノコトナレハ、開門山へ押寄テ奉取圍、社頭を
畏者モ有ケレトモ、今此時ニ至テ、社頭トテ非可聞ト
テ押寄攻入処ニ、忠繼今ハ何ヲカ可待とて、小長刀押
取切て出て、散々に切て廻り、攻入タル者トモヲ過半
追出立戻リ、神殿ニ少息ヲソ休メラル、新左衛門尉是
こそ願所よとて、元より精兵ナレハ、二人張ニ小狩俣
ヲ打番ひ、能引て兵と射、痛ヤ、九郎殿眞中ヲ射通サ
レ、其促空ク成玉フ、其ヨリ座主ヲ始トシテ九郎方ニ
相隨ふ者共少々在ケルモ、思ヒくニ討れけり、不思
議也し事共ナリ、俊宗入道聞之、涙ヲ流シ、今ハハヤ
徒ナリシコト共也、扱九郎殿討れ玉ひて、其後ハ小四
郎殿若年ニテハマシマス、何コトモ後室執行ハセ玉へ
ハ、立道用義者ハ不叶、其氣故ニヤ輕科モ被行重罪、
兩郡ノ者トモ不意ノ罪ヲ蒙者多カリケリ、心不安思へ
トモ、或小四郎殿御母ノコトナレハ如何スヘキ様モナ
シ、其後小四郎殿左馬介申ケル、トカクニシテ時日押
移ル処ニ、後室弥誇リ玉へ也、如今我々トシテ迎モ、

普代ノ功ヲ空シクシテ左馬介殿ニ奉公アルヘシ、始終
 モ不覺、此事左馬介殿ニ竊ニ訴ヘ、御承引モ有ナラハ、
 後室御隱居セサセ申、左馬介殿に能に奉諫言ハ、世ニ
 辟事出來シト宗徒ノ者共評儀スル、去トモ左馬介殿御
 心中伺敷おもヘハ申出スモノナシ、猶モ誇リ玉ヘバ、
 止コトヲ不得シテ、宗徒ノ人々ニハ俊宗入道ノ弟津曲
 飛彈入道俊訂・同子息式部少輔・竹内玄芳入道・同子
 息甚助・同弟ノ鴟射・大田隼人祐・神宮司治部少輔・同
 弟ノ主税介・安樂伊賀守・同子息又左衛門尉十人、其
 外同意ノ者モ多カリケレトモ、後ニハ宥置ルトソ聞え
 ける、彼十人ハ一途ニ連判頭トシテ左馬介久虎ニ申ケ
 ルハ、何事モ後室ノ御計ひ也、世ヲ以テ謗ヲ受玉ハンコ
 ト一定ナラン、隣邦他方ノ覺不可然、所全、後室ヲ政
 事ニ近ツケ奉テ、久虎御校量、且ハ執事役人に執行ハ
 セ玉ハ、誹謗ノサタ有マシキカト存候と、ひそかに
 加諫言、左馬介モ無了簡ヲモハレケル、誠ニ母ノ御事
 ナレハ、此コトヲ後室ニソ左馬介被仰、後室大ニ嘖テ、
 我何ソ他邦ノ謗ヲトランコトヲ不知、我又陷罪者成ハ
 一定死罪ニ行レン、父母ヲ云テ爲親、母ハ親ニテ非ス
 ヤ、彼等ニ罪ヲ不被行ハ、我今左馬介ノ手ニ掛テ可被

害と、涙ヲ流シテ嘖レケレハ、左馬介親ニ好義ヲヲモ
 フ人ナレハ不及力、一々思案シ玉フニ、彼者トモハ先
 年九郎殿内乱の時、偏に慈の功を成し忠人なれとも、
 今ハ如何スヘキ様モナシトテ、重罪ニ可被行ニソ聞え
 ケル、其連判黨の人々無所遁シテ、已上已下百餘人一
 所ニ取寄テ、今ハ無力すしく腹ヲ切ヘシトソ定ケル、
 左馬介殿モ討惡して思ハレケルニ、頼娃新左衛門尉・
 鮫島因幡守・竹内伊豆守嘜として使僧を以被申ケルハ、
 サセルコトモナキニ何ソ重科タラン、一端ノ御堪氣、
 左様ノ体不可然、先指宿ノことく引退ク、寺家をも頼
 ミ次第ニ可被申分と口説申サレケレハ、不及力シテ、
 去ラハ先指宿ノことく相退ヘシトテ指宿ニ引退、要害
 ヨキ所植籠ルニ仍テ、猶左馬介モ輒ク討カタクヲモハ
 レケル処ニ、太守義久聞召、本田刑部少輔政親後ニ因幡守
 和平ノ嘜として差越ル、彼ノ刑部少輔ハ左馬助ノ姉後ニ因幡守
 也、刑部少輔頼娃ニ差越、左馬介ニ能申含、其後指宿
 ニ差越和談セラレタラハヨカルヘキニ、指宿ノ一探ノ
 輩計ニ和平ノ調儀申定め、君臣ノ法也とテ、連判頭ノ
 十人上下百余人頼娃の郡の内周應寺ニソ入レケル、刑
 部少輔ハ其俣如鹿兒嶋歸參セラル、左馬介其後兩郡ノ

『勝部兵右衛門聞書云』

者ヲ催シテ周應寺ニ押寄、悉く討果サル、何レヲ勇氣ノ者トモ成ハ、思々ニ相働く、中ニモ竹内甚助ハ大精兵之者なれハ、彼等か射矢ハ鎧甲ヲモコトトモセス、射殺者多カリケリ、皆々死生を不思議ハ、兩郡ニ手負死人若干也、

一豊後の國大友入道宗麟（麟）日向へ大軍差下サルトイヘトモ悉ク打滅シ、生残タル者トモ漸々豊後へ歸り入る、出陣の競ひ盡終て浅増かりし消息也、如何成者カシタリケン、落書してコソ立タリ計李、

豊後衆ハむくらもちニそ似たりけり土持出て日ニ向ひ死す

薩廣衆のふみころはせる田原殿少も口の聞所なし
 其外數々の歌を讀、悪口謗言シテソ立ニケル、去レハ肥前の龍造寺高信出陣以前より敵ト成ケレハ、筑後・筑前・肥後人々ニ心々ニ替りゆく、如此成ハ隈元の城越前守親政、飽田・詫磨・河尻ハ大友家の公領成を蹴あけて知行セラレケル、宗麟是を聞玉ひ、然らハ城親政を退治スヘシトテ、豊後も大將を差越れ、肥後國

いまた大友家ヲ候ひケル、國中ノ一揆同心シテ隈元押寄攻戦ふ、大友方度々打勝けれハ、城の親政身の大事と成ぬるにや、只薩廣の旗下に參へきぞと思ハレケル、斯思立ヌレトモ、海陸トモニ隔遠路自由ナラサレハ、商人ノ傳ニシテかくと申入にけり、太守義久聞召、薩廣口ニモ非ス奥肥後ノ饑なれハ往還輒らし、互ニ約諾を成といへとも加勢もナルマシキコト也、如何スヘキト思慮し給ふ処ニ、鎌田尾張入道觀西此由ヲ承り、近國ノ大名郡司ケ様に申入事、他國ノ覺外聞宜キ子細なり、御扶助ヲ被加候ハ、先足輕共ヲ差上セ、以後ニおいて肥後退治計策ノ其爲ニ、可然もや候ハンと被申けれハ、太守一門宗徒の人々を召集評定ヲソソ玉ヒケル、先薩廣守義虎へ調法し玉ふへき由被仰、更らハ義虎内縁成ハ、先志岐方を繰付、其續き々々巢本・神津浦・大矢野、雨草嶋中五人ノ人々を繰付れば、出水へ打越へ義虎へ對面シ、自是已來薩廣の御旗下とそ被申入ける、依之遠路をしのぐといへとも、隈本へ仰せらる、鎌田入道觀西ニ田尻荒兵衛尉を相副へ、其外足輕三百余人相具シテ、見切りトシテ隈元ヘノボラル、出水の警固共を類船し、隈本の高橋の津ニソ着レケル、

1081

『紹勅日記』

城の親政出合、叮嚀ニ賞翫し、世上の体ヲ談合シ宇都へ申遣れけれハ、伯耆の鑑高も驍て御怒ニそ參られける、近國にハ相良・阿蘇家敵たるに依て、葦北表の海路風波を不嫌、抛一命、敵中を武略して舟を乗上セ、肥州表の夏共具に談合シテ歸宅せられける、自夫次第ニ肥後の通用安かりき、誠ニ忠臣の至り也とそ申けれ、

1082

『年代記』

一天正七年己卯三月之比、肥筑依爲防戦、同霜月、從薩州至肥州隈元、爲加勢番手を差越早、
一己卯 天正七年、豊後宗林・同新太郎殿、日向州高城ニ推寄陣取、數万騎、同霜月十二日、義久陣破、數万人不殘打取、

1083

『忠元勲功記』

一天正七卯春、此前より天草城主天草尾張守入道紹白より、先祖代 大岳様之御時、御隣好爲申上一筋も有之由ニ而、忠元迄書中、且彼地之來迎寺を使僧にして申

1084

『大口土濱川西市丞覚書』

上趣有之候得共、出水之義虎与不和成天草ニ候間、爲致和平可然与忠元江被仰付、其比來迎寺大口江爲致滞留候事茂有之、彼を以先天草方を申諭置、左候而忠元并般若寺爲御使出水江罷越、出水与天草を爲致和平、其時分又大友宗麟行儀不宜、旗下段ノ心替之者有之由相聞得、此御方江者將軍 義昭公より、大友退治ニ付御沙汰も被爲蒙候得共、肥後路差支候ニ付、忠元鎌田寛栖与申談、達 貴聞置、先義虎江申含、天草入道紹白・志岐彈正忠入道麟泉・上津浦上総介鎮貞・栖本上野介・大矢野某迄、其比島衆五人与相唱候城主を出泉江招寄せ、忠元より篤与申諭、五人共皆 御家江可致御奉公旨、降伏爲被仕由、是肥後國御領ニ爲罷成開發ニ而、專忠元・寛栖等之勲功与申事ニ御座候、

一天正七年五月中旬ニ、菱刈兩院之衆三千余騎を催し、新納武藏殿はからひにて、水俣之ほうの川内忍ひおとし、やかて岩牟禮に城をかまへ、ほうの川内と指合持せたまふ、肥後宇都・隈元おかのほり、ために通路ふさかり候間、矢崎と申城、武藏殿・尾張殿大將ニ而、

十月十五日ニせめ落被成也、

1085

「義久公御譜中」

「案文有之」

〔本文番ハ一〇七八号文書ト同文ニツキ省略ス〕

〔朱カキ〕

「天正七年四月歟」

1086

「喜入氏藏」

猶々愚身事、信長一段之入魂之事候、様躰不可有其

隠候間、不及申候、新武・新彈ニも言傳申度候、馳

走共難忘候由、可有傳達候、以參可申候へ共、急便

之条、無其儀候、期後音候、

遙久不能書信候、抑日州之儀被任存分之由其聞候、珍重

々、大慶此事候、尤則差下使者、可及祝儀之處、敵地相

擇候ニ付、無合期所存之外候、可然之様取成頼入計候、

將又愚身事、信長一段懇切入魂、不混自余外聞実儀施面

目儀共候、於様躰者可心易候、委曲貞知可申下候、次日

州被任本意候之条、鷹共數多所持之由無隠候、此節所望

候、匠作へ懇望申候間、猶以取成可爲本望候、於自分も

一居至馳走者、可爲祝着候、万一同心候者、義虎迄被越

候者、此方へ可相届候、内々申遣、其手筈候間、頼入候、

迎之儀ニ一日も早々所希候也、かしこ、

〔天正七年〕
卯月七日

〔近衛龜山公(前久)〕

〔喜入〕〔季久〕
嶋津攝津守殿

1087 伊勢大神宮領之事

日州之内水田貳拾町

右地奉寄進畢、倍國家豐饒、軍蕃之祈精所希也、仍狀如

件、

天正七年仲夏十六日

義久(花押)

御炊大夫殿

〔此御案文、御文庫三番箱一卷ニあり、義久公御譜中ニモアリ〕

1088

〔正文在文庫〕「義久公御譜中ニ在リ」

今度御一和之儀、被仰出之處、御入眼之段、尤目出被思

食候、於公儀別而御喜悅不淺候、此旨能々相心得可申

入由候、委曲昭秀并多羅尾澤孫大夫可申入候、恐惶謹言、

〔御譜ニ天正七年ト朱カキ〕
五月十八日

昭光(花押)

修理大夫殿

〔季久〕
人々御中

眞木嶋玄蕃頭

「上包」
修理大夫殿

人々御中

昭光

1089

□國干戈最中故、數年滞在、剩毎々出候軍勞□、殊去冬
國表大友家一戰之刻、名譽之粉骨令感入候、依其謂云々、

□正七年、御炊才八へ龍伯様々被下候御感狀御案文ニ、

相見得申候而如申候、去冬豊州衆一戰之時、才八殿致同

心、名譽軍被成、殊太刀下被討留候事無比類候、至近比

茂肝心候由、暮々然者乍憚感狀被進之候、從拙者も此謂

可申據候段、御仍見申候俛、「本マ、」段子一ッ進之候、寔祝言事

計候、恐惶謹言、

五月廿日

（伊集院）
忠棟判

御炊大夫殿

御宿所

1090

『星野氏文書』

爲今年之祝儀、太刀并杉原十帖到來、尤珍重候、殊更旧
「正六年十一月ノ使書歟」
冬茂右之兩種於鹿兒嶋隨相届候、芳情至祝着候、猶此使

江申候、恐々謹言、

「寔らくハ天正七年にもあらん」

五月廿七日

（義弘）
忠平（花押）

星野九郎殿

1091

伊勢太神宮領之事

隅州之内水田老町

右地奉寄進之候早、倍爲軍譽勝運子孫繁昌候也、仍狀如

件、

天正七年六月吉日

嶋津兵庫頭

忠平御判

1092

「義久公御譜中」

「案文在國分衆有馬清左衛門」

依爲隣邦、累年御懇情、以其筋去春預使書、向後當家之

可爲麾下之段承悦候、早速可致礼義之処、遅々非本慮候、

仍太刀一腰・馬一疋進之候、聊祝儀計候、巨細泰平寺申

含候之条、閑筆候、恐々謹言、

「天正七年」

六月十四日

義久

（鐵地）
天草尾張守殿

1093

「正文有之」

日向巢若鷹御所望之旨候、仍被成 御内書、御小袖御拜

領候、尚得其意、可申入由候、尤御面目之至、珍重存候、

此旨可得御意候、恐惶謹言、

〔天正七年〕〔朱カキ〕

六月十六日

〔細川〕
兵部太輔藤孝(花押)

謹上 修理大夫殿

〔義久〕
〔義久公御譜中ニ在リ〕

1094

〔北郷一雲譜中〕

返々令申、扇子二本進候、歌ハ梶井門跡御筆にて、

御音信迄候、

雖未申通候令啓候、去年不慮ニ右兵衛督相果候、然共爰元之儀モ、不相替從信長殿被仰付候而、可御心易候、仍今度於日州表被尽粉骨、御存分ニ成候儀、御一身之御手柄之由、京都無其隱候、寔奇特存候、使者差下申度乍心中、信長殿御上洛切候之間、執紛無其儀候、於爰元相似候御用候ハ、可被仰上候、猶志水入道可申候、恐々謹言、

六月十八日

〔飛鳥井〕

雅繼

北郷一雲入道殿

〔上包〕
北郷一雲入道殿

雅繼

1095

〔右馬頭以久譜中〕

〔正文在垂水町田勒左衛門〕

於其表召置候者共不慮之說候之哉、不圖忍出無志令歸國候、無是非候、雖然任申談首尾、土持一跡之事、以故実申調候、然者土持次郎九郎方事、於門河表滞在之由候之条、女中親子之事、如彼表差遣候、定於其許可有到來候乎、隨而到高城表當方之衆歴々遂戰死候、其鬱憤依難然止、再來之一戰無餘儀之由、其衆評半候、如此之時者、

豐薩兩家永代靜謐之儀難有之候、因茲者向後之儀難計候

之条、能々以御思惟和談之調達肝要候、右之趣、至嶋津

右馬頭方御入魂憑存候、猶期後音候、事々、恐々謹言、

〔朱カキ〕
〔天正七年〕七月十日

〔田原〕
鎮忠(花押)

町田周防介殿

御宿所

1096

〔御文庫拾六番箱三卷中〕〔義久公御譜中正文有之トアリ〕

去夏以使札致言上候之處、御口能之段被仰聞候、最奉存候、爲滿山衆徒中、對貴家聊不奉存緩怠之由、至御老中以神文申上候、仍織筋三端令進上候、猶使僧可申達之条、可得貴意候、恐惶謹言、

「御譜 二天正七年秋ト朱カキ」
八月十一日

政所坊
連長(花押)

明照坊
栄運(花押)

学琳坊
英勝(花押)

花藏院
堯采(花押)

福壽坊
堯秀(花押)

伊集院右衛門大夫殿

彦山衆徒中

「上包」
伊集院右衛門大夫殿

連長

1097

「御文庫拾六番箱三卷中」「義久公御譜中正文有之トアリ」

追而織筋一端令進覽之候、尤任玆來候矣、

去夏以使札申入候之處、爲當山衆徒中、至豊陣遂軍忠之
通被仰聞、令仰天候、聊無其儀之段明白候之間、定而後
日可爲顯然候哉、弥對豊州隔心之深重之旨無偽之由、以
牛王寶印裏申上候、可然之様預御取合、於御分別者可忝
候、猶使僧可申達候、恐々謹言、

「御譜 二天正七年ト朱カキ」
政所坊
連長(花押)

八月十一日

明照坊
栄運(花押)

学琳坊
英勝(花押)

1098

「御文書」

村田越前守殿
御宿所

花藏院

堯采(花押)

福壽坊

堯秀(花押)

雖未相通候、令啓候、仍大友方与鉾桶事、不可然候、所
詮、和合尤候欵、將又此面事、近年本願寺令緩怠之条、
誅罰之儀申付候、然大坂可退散由、依懇望令赦免、到紀
州雜賀罷退候、幾内無残所屬靜謐候、來年於藝州可出馬
候、其刻別而御入魂、對天下可爲大忠候、尚近衛殿可被
仰候間、閑筆候、恐々謹言、

「天正七年(天正八年)」
八月十二日

信長

嶋津修理大夫殿
御宿所

「義久公御譜中、写有之トアリ」

1099

連々以面拜如申入、大友与嶋津干戈之段、不可然存候、
所詮、令和睦尤候、大坂落着之条、來年者出馬、毛利可
令追伏候、其刻双方別而粉骨、對天下可爲大忠候、被成
其御心得、被仰含伊勢因幡守、可被差下事專一候、恐惶

謹言、

〔天正七年〕〔天正八年〕
八月十二日

信長

〔上書〕
近衛殿

信長

〔此書、御譜中ニ在之、左ニ寫置也〕

1100 〔義久公御譜中〕

天正八年庚申正月廿七日、伊勢因幡守去年八月十二日、織田彈正忠信長卿贈書簡於 近衛殿、又賜義久、共與豊後和平之媒書也、帶來今日授我、記左、

1101 〔寫有之〕

〔本文書ハ一〇九九号文書ト同文ニツキ省略ス〕

1102 〔正文在加治木衆城權右衛門經秀〕

豊薩無事之儀、度々申越候キ、不可有矣儀趣尤候、早々可申下処ニ、去春以來大坂之儀令馳走、手前取亂延引候、然者爲信長公可差下伊勢因幡守由、被申出候、於様躰者、以一書申候、存分共雖在之、此刻同心候様取成專一候、將又大鷹被差上可然候、我等も其内所望候、次鞞一懸進

之候、猶貞知可申候、狀如件、

〔朱カキ〕
〔天正七年〕九月十三日

〔前久〕
〔花押〕

嶋津兵庫頭殿

〔上包〕
嶋津兵庫頭殿

〔花押〕

〔義弘公御譜中ニ在リ〕

1103 〔御文庫三番箱宝鑑中〕〔義久公御譜中ニ在リ〕

追而申候、詠歌大概之事、在國時以來雖堅約申候、其後菟角遅引、非本意候、只今染惡筆進之候、將又、度々申下候大鷹之儀、此節有御馳走、信長公江可被進事專要候、以其次拙身亦所望候、何篇鷹數被差上可然候、恐々謹言、

〔御譜朱カキ〕
〔天正七年〕九月十九日

〔近衛前久公御判〕
〔花押〕

〔義久〕
修理大夫殿

1104 〔御文庫四拾九番箱〕卷中〕

覚

一鷹之事、付信長公江數進上可然事、
一殿祈之事、
一領知方之事、同於日州事、

一御朱印御礼事、

一無事於御同心者、被差上使者可然事、

一於兩國和睦者、御出馬之刻一廉人數可被相立事、

一相良無表裏者、最前筋可被申合事、

以上

〔天正七年ノ同日ナラン〕
九月十九日

修理大夫殿

〔前久〕
〔花押〕

1105
〔本文書ハ二〇三号文書ト同文ニツキ省略ス〕

1106
〔喜入季久詳中〕

〔正文在當家〕

好便之条馳筆候、抑其國豊州之儀于今被申結由候、大友

事對信長公無疎略候、殊更藝州邊へも可及行調談候処、

如此之段無勿躰候、縱義久存分雖在之、此刻可申拔候、

宮内卿法印・猪子兵介同前候、則我等へも書狀爲披見下

申候、無吳儀同心候様ニ吳見專一候、猶金鐘寺和尚へ申

渡候、巨細之段貞知可申候也、

〔天正七年〕朱カキ
九月十九日

〔前久〕
〔花押〕

喜入季久
嶋津攝津守とのへ

〔上包〕
嶋津攝津守とのへ
〔花押〕

1107
〔御文庫二番箱一義久公〕
〔御譜中正文有之トアリ〕

〔口書ニ〕
〔天草尾張入道〕

畏而言上仕候早、抑拙者受領之事、就致大望候、無御相

違被仰下候、面目之至忝大慶千万候、此等之儀、早々雖

可申上候、遠嶋海路依不自由、于今遅々仕候、本外至極

候、乍勿論聊以非存緩疎候、仍御太刀一腰・御馬一疋代

并段子貳端色崩黄唐草、黄色唐草進上仕候、奉表御祝儀計候、以此

旨可然之様御披露可忝候、恐惶謹言、

〔御譜中天正七年ト朱カキ〕
九月廿三日

〔天草鎮高〕
沙弥紹白〔花押〕

進上 伊集院右衛門大夫殿

1108
〔御文庫三番箱中〕
〔義久公御譜中案文有之トアリ〕

〔口書〕
〔天草方へ御返札〕

受領之儀、去春任懇望候之處、爲祝礼今度使書、殊太刀

一腰・馬・段子寔御慰懃之至候、猶委細之趣、年寄可達

之候、事々、恐々謹言、

〔御譜ニ天正七年ト朱カキ〕
十月九日

義久判ナシ

〔鎮高〕
天草尾張入道殿

起請文

世上萬一轉變之刻、雖為親類之好、捨其逆徒、可被抽無二之忠勤之由、尤以神妙也、并讒倭之儀互可申披、殊大友家江不可有隨身之旨、以誓紙承早、弥於向後無愆易可致一味事、

右若有偽者、

上者梵天帝釋四大天王、下者堅牢地神部類眷屬、惣者日本國中大小神祇、殊者當國鎮守新田八幡大菩薩 開門正一位、別者當所鎮守諏訪上下大明神 天滿大自在天神大明神等神爵冥爵可蒙罷者也、

仍起請如件、

天正七年拾月十三日

義久御判

土持彈正忠殿

1110 天正七年、一雲當知行數ヶ所城所領無異儀被宛行旨、

太守義久公賜御書於一雲、有正文、左記之、

1111 今度以神載、永々可為無二之忠勲旨趣尤肝心、就夫當知行證文之事、雖不改御懇望之条、數ヶ所之城所領無異儀

令宛行之狀如件、

天正七年拾二月廿三日

義久(花押)

北郷左衛門入道殿

「上包」
北郷左衛門入道殿 義久

「此御書、昔年之写ト参照ノ為載置也」

1112 「北郷家藏」義久公御譜中案文在加治木衆長谷場傳左衛門トアリ

〔本文書ハ一一一號文書ト同文ニツキ省略ス〕

「此御案文、御文庫三番藏一卷中ニアリ」

1113 「谷口宮内覺書」

一天正七年之冬より、三ヶ國之御支配御坐候而、同八年之春御知行給り候事、

1114 「新納忠元譜中」

馬越城主鎌田尾張守政年入道寛栖與忠元俱謀、而欲入肥之後州於 太守手裏、先往出水密語薩摩守義虎、義虎應諾招志岐氏・上津浦氏・天草氏於出水、群議細密、而天正八年庚辰、催軍衆往出水、讎數多之舟船、定行伍之先

後於未發、解纜於葦島、先渡天草島、詳考時刻可否、
襲矢崎城、忽以陷焉、次陷網田城、由是漸々迫于豊肥筑
前後六州、實顧其本源、則所以兩輩之出方寸、而 太守
之武名振日域四方也、

1115 「左衛門督歳久譜中」

天正八年庚辰、去於吉田移於祁答院宮城、領知於十二ヶ

村 鶴田・求名・佐志・時吉・紫尾・柏原・湯
田・船木・中津川・虎井・平川・久留木、也、

1116 「義久公御譜中」

「正文在伊作衆篠原宗兵衛」

天正八年孟春廿五日

賦何路連歌

若枝さす梅に立ならふ木もなし

やとをわけつゝとふや驚

山里も春とハしるき雪まにて

岩こえけらし水のしら浪

吹わたる川かせさむく暮る日に

いてそめしより月さやか也

露をしく野へのかり寝の夢絶て

義久

其阿

芳溪

久隅

賀雲

常栄

宗運

むしの音ミたれよハそふけ行

刃^う残すすゝきかもとのやすらひに

かへさわするゝ袖のすゝしき

ほともなく一むらさめの降晴て

風にたゝよふ空のうき雲

山の端にほのかなりける入日影

つれていつくに鳥の行らむ

すゑひろき流のこほりとちへてゝ

霜^vふむ跡も見ゆる板橋

ほとちかくすめるむかひの村くゝに

たれも寝ぬ夜や月にしらるゝ

明るまでうつ音すなりから衣

風すさましきあさちふの奥

さき散も人にとハれぬ花のかけ

かすみのうちによふことりなく

二さそはれて春の山へや越ぬらん

跡をしミねやいやたかく成

いくへかも積るかうへの今朝の雪

磯うつ波や風もはけしき

あしの屋の扉を深く引とちて

可丹

釣江

智善

親豊

友治

重賢

義久

其阿

芳溪

久隅

賀雲

常栄

宗運

可丹

釣江

智善

親豊

友治

其阿

義久

とりをく方にかよふ柴人

をも荷をやゆひ分つゝも持ぬらん

かたミに旅やすてぬあはれミ

をくるゝを半天にまつ雁啼て

袖しほれぬる露よなミたよ

おもひつゝ月にこゝろのあちきなく

わすれもやらぬ夢のおもかけ

問人にむかしかたりハ恥かしミ

身ハすて終つかゝる山住

かへらしと引結ひたる草の庵

道ある國と聞もたのもし

かたゝに落來る川の水すミて

ちいさき魚も見えてのほる瀬

吹まよふ風の萍たえゝに

はれミくもりミうつる月影

夜のほと霧降雨やいかならん

露をきわたす庭の朝あけ

呉竹のこなたかなたに打なひき

かよふともなきミちハつゝかす

獸のいつる跡ある古畑に

久隅

芳溪

可丹

宗運

常栄

釣江

智善

賀雲

友治

義久

其阿

宗運

久隅

芳溪

友治

常栄

可丹

義久

いはほさひしく見ゆる夕霜

松かけに花の木のめのうち煙り

かすミもにほふ風のをとつれ

歸^三鷹たが玉札の文字ならん

すかたをうつす山のした水

大ひえや富士にさなからにほの海

うらのけしきになにかまされる

分いつる野へより野への眞葛原

ふけてや鹿の里ちかき聲

そはたつる枕の月のかたふきて

かねかとハかりとをに明かた

暮行を惜むかひなき春なれや

いそくまなひもをそき日の空

長閑なる御代のつかへのつきゝに

まふけの君やなをもあふかん

いとけなき時より深き心さし

すゑたのミある契とをしれ

い^三ひよるもまた打とけすまめたちて

おろすすたれそうちと隔つる

みたるゝも袖にハうとくとふ螢

智善

其阿

親豊

芳溪

賀雲

可丹

釣江

友治

義久

智善

久隅

常栄

其阿

宗運

芳溪

義久

親豊

其阿

賀雲

可丹

しらす行衛の水わたる暮

友治

長雨のなか／＼しくも降添ひて

芳溪

つもれる底ハくち葉とそ成

久隅

朝きよめ神無月とやをこたりぬ

宗運

風にまかせてなひくしらゆふ

常栄

立まよふ雲のむら／＼山遠ミ

賀雲

歸しさいそけ興つ舟人

義久

はつ塩に浪のさハきハいかハかり

親豊

ねむる鴉そ床はなれする

芳溪

華に引袖あまたなる眞砂地に

久隅

ことの葉盡し春の夜の月

其阿

かすミをも酌かハしつゝ戯て

釣江

ひとしき心うらみやハある

智善

おほけなき思ひのつもりいかにせん

賀雲

雲井のよそに見そめたる人

宗運

小柴ゆふ墻ほの中ハゆかしくて

芳溪

をとさへ清し石はしる瀧

其阿

あつさをも入てわするゝ山の奥

義久

西なる空にむかふ日の影

久隅

三かの夜とおもひもあへす月出て

可丹

ならず扇ををけるはつ秋

常栄

袖かとも見えてまねくや花すゝき

芳溪

たれをかさのミまつむしの啼

親豊

占にしも稀にたに來ぬ栖にて

其阿

あさきこゝろハ心ともなし

友治

うれしさもつゝミあへねハ涙落

賀雲

かりそめにたに情しらるゝ

釣江

袖ふれてうかれ妻をも忘れめや

宗運

あたなる名のミたつもえにしハ

可丹

風吹ぬひまにもちれハ散華に

義久

柳一木に見はや朝露

其阿

數／＼に砌の胡蝶うち乱れ

久隅

さしのほる日もうらゝなる時

芳溪

義久拾句 其阿十一 釣江六 芳溪十一

智善六 久隅九 親豊七 賀雲八 友治七

常栄七 重賢一 宗運八 可丹八△

1117 『日記』

天正八年庚辰五月十五日、陷其壘爲我陣營也云々、欲攻岩牟禮城之際、裁句書之於矢、向壘射送焉、句云、

秋風に水俣をつる木の葉かな

相良義陽之兵亦次云、

よせてはしつむうら浪の月

我兵見之憤云、汝沈我浮、而挑者甚急也、故岩牟禮之壘
竟陷矣云、

1118 天正八年庚辰

五月十五日、平田又次郎新納忠元將として肥後の寶川内城を
陥さるの時戦死、下皆同じく死之

園田掃部・本村十助或作本田非平、本村
十介ニ作ル、同人歿、東意伯・永井軍

兵衛市の瀬に戦死、
兵衛とあり、
埃考、

十月十五日、市來備後守家朗後或作前、鹿兒嶋土にて肥後矢
崎城を攻らる時戦て死之、下の

列河、山田與市兵衛有清・長野民部少輔・上原内藏介久

昌肥黒木掃部兵衛同、或源四
郎とも、三原與四郎

福島の人、毛利采女正助左衛門、
或作宮原、門弟、田代源六十六、
坂元次郎太郎

・窪田半九郎喜入季久、住吉村之弥左衛門、種子島之人なり、
子孫都之城ニ在リ、

重信新五郎北郷氏臣、子、
孫都城ニアリ、、櫛木三郎九郎肥後にて戦死とあ
り、年間なし、
埃考、

下同、敷根源六・田代藤左衛門志賀左馬助、
家臣なり、、森十介・河野主

税・土橋城介以上三人矢崎
戦死とあり、、山口筑前守重秋・種子田新右

衛門秀高以上二人入来院重豊の臣なり、重豊病て此役ニ師立する
こと能はず故に重秋等に從兵五千余を添へ出陣せしむ、
皆十五日奮
戦して死之、

1119 『勝部兵右衛門聞書云』

一相良修理亮頼房へ、其比より改名して義照と名乗れケ

ル、去々年、豊州勢日向着陣の折節、大口表江色々念

を掛られケレトモ、武藏守忠元日向表の出陣を差許さ

れ、大口へ住番セラレケル間、思ヒノ促ニ難計シて、

今日よ明日よと時刻ヲ候れける處ニ、豊後陳敗軍とな

れは、今ハ早手持あしくそ見えニける、されとも阿蘇

家に一味して未隨薩广ニ、依て天正八年五月十三日に

新納忠元計ニて、菱刈・牛屎兩院の軍兵三千餘騎を催

し、朴の河内の城を攻落さる、聽柝野の岩牟禮といふ

処に城を構へ、兩城差合ひ持せ給へへ、相良彌敵と成

にけり、

1120 「古物語」

一ふふの川内御せめ之刻、拙齋御くろう被成、櫻川の城

御受取被成候、

1121 「加世田士前田茂右衛門藏」

おひ東

一作配當

一東 一段 楠のもと

1122

『大口小苗代薬師文書』義久公御譜中正文在大口永福寺トアリ

同 冊 中嶋
 同 一 反 同所
 同 一段 松のもと
 西之内たくミ分之内
 一 反 大坪
 同 一 同 御所の前

都合五段

前田兵部左衛門尉殿

大隅國一山之内

浮免

市來宗左衛門先

樋わたし

貳段

同先

奈良木

冊

同先

比良田

冊

同先

樋わたし

都合五段冊

天正八年庚辰二月吉日

1123

『大口井睦氏文書』

『肥後矢崎城江御出陣之砌、御奮願有之、御勝利之上御寄進被遊候と
いふ』

本田下野守 親貞
 上井伊勢守 覺兼
 平田美濃守 光宗
 村田越前守 經定
 伊集院右衛門大夫 忠棟

切紙

懸命之地

日州鉄肥院之内

西おしの方

二反 松本門之内

二反 みのさき

已上

天正八年二月吉日

(伊集院)
 忠棟
 (本巴)
 親貞

井黒主水佑殿

日州おひ之内

坂谷をしの方

二反

はき合門之内

一反

同方

同上

天正八年二月吉日

親貞

井黒主殿助殿

新宮領上地

一反卅

一段

灘木勘解由先

お津田

海老原筑前守せん

牛八へ

井黒又さ衛門尉殿

「案文有之」

睽離以來、鯉沉雁断并汾絶信者有星霜于此、實非怠慢之

至、且海陸遠遠故也、抑 闕下上國後、薩隅日干戈爭起

封疆不穩、雖然吾 賢太守義久運籌帷幄、決勝千里、誅
凶徒野逆儔、哲國今寸步地無他餘有矣、蓋先是元龜三王
申、下隅根占歸伏、相繼肝付屬來矣、后天正四丙子、攻
平日州高原城、餘黨畏其威、所守城郭棄置、而逃脫者數
多矣、次年伊東累代之功臣野村・福長・米良等不時起逆

亂、改旧迎新屬、太守幕下者數輩、以故伊東天運窮于此、
兵疲矢竭殆至亡國破家矣、於此豐州大友義鎮・義統親子
相計、而再欲使入伊東於本國、驅催豐筑肥六國兵、於日
州高城分前后左右、排陳者大數七矣、其勢過于二十万矣、

太守舍弟家久遇竈城厄難、未決安危、皆謂万死一生也、
方此時、太守將薩隅之士卒數十萬、赴戰場隔大河對陳、
時 忠平爲其先鋒、白刃交兮寶刀折、兩軍蹙兮生死決、然

一朝不意豐兵失利、一戰々亡者十餘万、大半沉于河溺死、
屍填巨港岸、血滿長城之窟、無賤爲枯骨者不可勝計矣、
是以興起當家々業、家久亦脱厄、今也六國叛豐求沐太守
之仁化、是皆吾勇力所致也、國家安寧太平時至、夫惟、

雖周公吐握之勞・齊桓庭燎之礼、蔑以加焉、仰望、好々
時節重酒法霈於西州、潤枯槁群類者所期也、意緒万端欲
言者惟多、楮隙於扱、餘俟後音、不宜頓首、

天正八禩一夫日仲下辭

天正八禩一夫日仲下辭

1127の1

知行目録

高三拾四石 隅州栗野之内木場村 田原之門

右之知行、應此中之高、被宛行者也、

慶長拾九年七月廿三日

1127の3

高参石 「右同所之」 老斗六合 浮免

慶長十九年七月廿三日

伊勢兵部少輔印

「右同人」

小嶋吉兵衛殿

〔右三通ノ文書ハ編年ノ場ヲ違ヘシ〕

1127の2

高老石 隅州栗野之内木場村 浮免

慶長拾九年七月廿三日

洲邊主計助殿

1128

「栗野内田七郎右衛門家藏」

坪付

薩州牛屎之院

小木原名 一陳之内門

九段 此内二反年々不 前田

廿 堀町 同所

一反 同所

二反 此内一反年々不 うち田 一反堀町

公田八反

此外四反廿堀町

已上老町二反廿

天正八年三月吉日

恒松作右衛門殿

三原諸右衛門印

町田勝兵衛印

比志嶋紀伊守印

伊勢兵部少輔印

三原諸右衛門印 (重連)

伊勢兵部少輔印 (貞色)

比志嶋紀伊守印 (福貞)

町田勝兵衛印 (久幸)

内田主馬首殿

(平田) 光宗
(伊集院) 忠棟

『福昌寺文書ノ内』
福昌寺領

坪付

薩州鹿兒島之内

浮免

武名 渡邊權介先
老段 こなへ

已上

天正八年三月吉日

(本田) 親貞
(平田) 光宗
(上芝) 覺兼
(村田) 經定
(伊集院) 忠棟

右仏殿爲再興、從 前代被寄附之地平松雖有之、依繰替
相違早、仍爲其返地如斯、

「栗野土神田橋氏文書」

坪付

隅州横河院

浮免

一段 柿木門之内
山口田

已上

天正八年庚辰三月吉日

川田橋對馬守殿

(上芝) 覺兼
(平田) 光宗
(伊集院) 忠棟

「御文庫拾六番箱三卷中」義久公御譜中正文有之トアリ」

態令啓達候、仍從當山御分國中至諸且方、兩季捧御祈禱
候之處、年中一度可罷下之由被仰出候之趣、令承知候、
雖然、山上窮悩之条、爲新御寄進被成御分別、二度下向
之様御取合奉頼候、此謂去年秋月種実公雖御裁判候、不
落着之条、以使僧致歎訴候、偏被對御神慮、於被成御納
得者、弥御武運長久之基候、猶巨細彼学琳坊可申達之条、
不能書載候、恐々謹言、

〔御譜中天正八年ト朱カキ〕
三月十四日

政所坊

連長(花押)

明照坊

栄運(花押)

花藏院

堯米(花押)

福壽坊

堯秀(花押)

伊集院右衛門大夫殿

村田越前守殿

平田美濃守殿

本田下野守殿

參御宿所

彦山衆徒中

(上包) 伊集院右衛門大夫殿

村田越前守殿

平田美濃守殿

本田下野守殿

參御宿所

連長

1132 謹而致言上候、抑爲年中兩季下向之訴訟、從山上使僧学

琳坊被差下候、且者被對御神慮、且者山徒被住撫育、兩

度之御許容奉頼候、猶委細水口坊可被申上之間、此之由

宜可預御披露候、恐惶謹言、

三月十四日

連長判

伊集院右衛門大夫殿

〔此一通、御譜中ニナシ〕

1133 〔御文庫廿二番箱三卷中〕「義久公御譜中案文有之トアリ」

〔天正八年五山東福寺塔頭より使僧并御翰 御返書草案〕
二月廿八日

就即宗庵之儀、御使翰下着、玆重候、抑累祖之筋中絶之

趣、依御達得其心候、尤頓一稜雖可致再興候、當國之干

戈無休期之条、寔悖慮之至候、併爲違約之辻今度不顧微

輕、先々黄金三十兩令進獻早、余残等向後倍可遂調理之

間、早々修造之御企簡要候、兼又大慈寺他派之巷説候哉、

聊不背旧規之段顯然候、彼是惠堅首座可有演詹候、恐惶

頓首、

〔朱カキ〕天正八年款

三月廿八日

〔御裏付御名字計〕
義久

〔朱カキ〕五山東福寺

龍吟庵東堂尊答

實回

1134 『上原氏家藏』

坪付

薩摩國加世田之内

「濱田氏文書」

津貫名

一牧のたん之門

二段十

あまつゝミ

二段卅

谷の口

廿

山の下

二段

牟田

二段廿

宮田尻

四段廿

陰俣

巳上公田九町廿

此外一段堀町

天正八年庚辰潤三月吉日

上原隼人佑殿

坪付

隅州蒲生之内

久未名 田口の門

一反

道そへ

一反

下の頭なし

一段

坂の下

一反

毘沙門免

卅

大むれ

一段

頭なし

卅ほり町

かふの前

廿ほり町

山の口

三反

前田

卅

鳥越

公田九反廿

此外ほり町一反

浮免

北村名

大藏先

一反

高丸

同名

東源六先

一反

同所

同名

岩さき

同名
一反 加治木先 上の萩原

惣合公田一町三反

廿 御重恩

天正八年閏三月吉日

親貞

經定

光宗

忠棟

濱田民部左衛門尉殿

1136 「御文庫二番箱義久公一軸中」「義久公御諱中正文有之トアリ」

懇用一書候、仍前日當方質人之事、爲伊集院下野守方預入魂候ッ、其時分者御出勢之由普申續候、其上無二覺悟之条、不及口能一人申付候處、鎌田寬栖・新納武藏守方自中途歸陳之由慥相關候之間、質人之事先以相留候、城親賢忤家之事、既至阿蘇家干戈取結、夜白無由斷躰、限本江御番手衆見知之前候条、謹御疑心之儀者不可有之候、但又急度惣勢於渡海者、以前可預御左右候、其刻和泉迄可指遣候、聊不可有緩候、此旨以御承知御取合肝要候、尚彼使僧可申達候、恐々謹言、

「御諱天正八年下朱カキ」
卯月十六日 (伯耆) 顯孝(花押)

伊集院右衛門大夫殿 準之候

1137 「在新納家系圖中」

肥後之内矢崎城入手裡事

馬越城主鎌田法師寬栖与忠元俱謀、而欲入肥之後州於太守手裡、先往出水密語薩摩守義虎、義虎應諾、招志岐氏・上津浦氏・天草氏於出水、群議細密、而天正八年庚辰、催軍衆往出水、艦數多之舟船、定行伍之先後於未發、解纜於藤嶋、先渡天草島、詳考時刻可否、襲矢崎城、忽以陷焉、由是漸々迫于豊肥筑前後六州、實顧其本源、則所以兩輩之出方寸、而擴太守之武勇、振日城之四方者也、

1138 切紙

薩州市來之内

養母名 山田先

一反 中心た

山田之内田崎名 黒川飛騨先

一段 二反之内 石坂

已上懸命之地

天正八年卯月吉日

(平田)

光宗

(伊集院)

忠棟

川上孫次郎殿

1139 「義久公御譜中」

相良義房匪翹改元諱稱義陽任修理大夫、先是覬大友氏入日州犯高城之際、欲圖取我大口城、而新納武藏守忠元堅守不動、以故不能、又日向州屬平安、近隣悉爲旗下之今、唯義陽與阿蘇惟前相爲表裏、且築寶川内之壘、警衛堅固欲敵于當家也、使平田又次郎達忠元曰、速可襲寶川内之壘、忠元奉其命、則與又次郎及息男刑部大輔忠堯俱、天正八年庚辰五月十三日、率數多之兵衆、向彼地圍其壘、刑部大輔・又次郎已下忽將乘城者急也、此時又次郎・本村十介・園田掃部遂戰死矣、同十五日、陷其壘爲我陣營也、早水金右衛門尉・山下伊賀守・同姓早左衛門尉等盡筋力者也、守寶川内之壘之將東駿河守也、未經數日、結陣於釘之野・岩牟禮兩壘之傍、義陽雖含憤怒、岩牟禮竟陷矣、由是釘之野委而去焉、

1140 「新納家支族四郎左衛門尉忠秀譜中」

若年之際、從新納武藏守忠元、而施軍功於諸所、天正八年庚辰之夏、被攻肥後州葦北郡寶川内壘之以前、忍臨其地者數度之際、窺得彼地可否、而告報細大、則發薩隅日軍衆、忽設陣營晝夜攻責、以入 太守之手裏、爾來於諸所獲敵首之中、有合志玄宅者也、

1141 「樺山兵部太輔忠助譜中」

天正八年庚辰、相良氏之領地肥後之内寶之川内被攻落之後、每夜敵勢犯城麓、及警固難儀之時、樺山之爲警固之巡、故忠助入彼城、以武略退敵勢、翌年正月十一日、使勇士忍寄津奈木城麓、討殺稱築瀨氏者一人、又一人生捕矣、是以無犯吾城者、故二月下旬所歸陣也、

1142 「忠元勲功記」

一天正八辰五月、肥後相良領寶川内城者大口致隣接、兼々此方之隙を相窺居候場所ニ御座候間、嫡子忠堯并早水金右衛門・山下伊賀・山下早左衛門・有村隼人等ニ平日忍申付置、菱刈・牛屎之人衆ニ而可攻取手段見立、貫明様江成行申上、同十五日、忠元・本村十助・園田

掃部を案内として進發仕、其折ハ御使平田又次郎到着有之、忠堯同伴にて城中ニ攻入、忠堯一番に鎧を合、又次郎者討死仕、此時伊地知重康茂其子小次郎重賢与平泉衆中を召列出陣、野伏之手ニ罷在、重賢等分捕ニ而敵三人討取、蒙深疵いづれも相働候故、城之主將東某も右城相捨退去仕、其勢ひに柘野城も攻取、岩牟禮城も捨去、皆共御領ニ爲相成由御座候、

一 同年六月、是より以前、肥後隈本城主城越前守親賢親政も、入道一要、同國飽田・託摩・河尻邊迄掠領候處、

大友宗麟軍衆を隈本ニ遣、海陸取塞隈本難儀ニ付、町便を以此御方江御加勢頼上越ニ付、忠元等彼を降伏爲仕度、松原式部左衛門与申者ニ而吉田洞庵迄申遣、洞庵一要江申含納得仕候ニ付、貫明様江申上、一先見切として、鎌田寛栖ニ人衆三百餘差添隈本江被遣、人氣之向背被聞合申候處、相良義陽与阿蘇惟前之黨猶致敵對、其餘一要杯ハ弥御奉公仕候ニ付、同十月、忠元并鎌田寛栖・伊集院抱節等江被仰付、隈本江差入、一要并息男十郎太郎右京亮久基共、越中守等ニ面談之上、老臣共ニ茂聞合、其比阿蘇之旗下三船城主甲斐民部入道宗運方ニ而與黨爲仕、矢崎城を攻へく^レ与吟味之折柄、一

要等之取成ニ而、宇都城主伯耆守顯孝茂御味方仕、此等之人衆ニ而、同十五日、矢崎城を攻囲、火を掛ケ燒立候處、城兵必死ニ防出、忠元爲乘塵取近く忍付候者有之、丸田久右衛門討取之、其外ニ茂久右衛門敵五人討取、いづれも粉骨相働候故、城主中村一太夫自殺仕、翌日又網田城ニ押寄攻囲、是ハ城主中村二大夫和降を願、阿蘇家之様ニ立退、兩城共御領相成、然處同國合志城主合子藏人親重等大友方ニ而敵對仕候處、同十一月、忠元・抱節等何れも軍衆を引列彼表江討入、窪田千町致放火引返折柄、合子方之大將大津山越前守等四千計ニ而追駈、三百計集居候隈本勢ニ討掛及敗走候間、忠元・忠堯大口之軍衆ニ加下知、其餘之大將佐多氏等いづれも相働、右之越前守以下百三拾餘人討取、就中抱節者役人大津源左衛門与申者を討取、左候而皆如隈本引取、於町口勝吐氣取行ひ、同十二月、いづれも開陳ニ而、爲罷歸由御座候、

1143 天正八年水俣御陣賦

諸地頭

清武 伊集院美作守久宣
大口 新納武藏守忠元
「此間十四五人アリ」

羽月 猿渡掃部介

曾木 新納治部少輔

平泉 伊地知〔後備後守〕民部少輔重康

湯之尾梅北宮内左衛門國兼

〔右重康ハ季通カ先祖也〕

1144 〔義久公譜中〕

一 同年十月十五日、肥後國八崎城・網田城・宇土城・熊

〔城主中村ニ大夫也〕
〔大將〕新納忠元・鎌田寛柄・伊集院久治也
本城亦降義久之旗下、委細之儀譜中詳也、

1145 〔全〕

一 同年十一月廿三日、佐多常陸介久政爲將師、新納武藏

守忠元・同刑部大輔忠堯・川上三河守忠智・肝付彈正

忠兼寛・上原長門守尚近・比志島紀伊守國貞等、領大

軍攻合志之城、

1146 〔全〕

一 同年十二月十三日、薩隅日賢將勇士功成名遂、悉以去

於熊本歸於薩摩也、

1147 天正八年、肥後江御討入前關合として隈元へ被差登せ、

鎌田尾張入道寛柄 田尻荒兵衛尉

其外足輕三百余人

同年五月十三日、肥後宝ノ川内ノ壘ニ忍ニ差越ス、且城

攻ニ敵打取功アリ、

新納四郎左衛門忠秀入道慶雲

坂元源二郎

同年五月十三日、肥後朴の河内の城を攻落さる、

新納武藏守忠元 〔松野之岩牟禮ニ城を構へける云々〕 新納四郎左衛門忠秀

入道慶雲

濱田民部左衛門分捕

新納刑部大輔忠堯

同年六月中旬、隈本江番手として被差遣、

○ 佐多常陸守久政 〔高田戦死〕 川上三河守忠智 〔栗野衆相具〕

〔新肥衆相具〕 上原長門守尚近 〔全〕 宮原左近將監景晴入道秋扇

又隈元江被差登、矢崎城を可攻談合有り、〔同年辰十月十五日、矢崎の城攻アリ〕

新納武藏守忠元 伊集院下野守久治

鎌田入道觀西

同年十月、矢崎城ニ而敵十人討取ル、

濱田民部左衛門

同年十一月下旬、奥肥後合子表へ打出、合子カ勢大津山

越前守并城親政郎等平川か一党と合戦軍勞ノ輩、

伊集院下野守久治

肝付彈正忠兼寛

川上三河守忠智

上原長門守尚近

村田右衛門尉

菱刈大膳亮隆秋

長谷場兵部少輔宗純入道

宮原越中守岩屋敏死

寺師刑部左衛門尉

上原勘解由兵衛尉島原敏死

白坂藏人

落合豊後介

井尻主税助

福崎新三郎

曾木權介

山法師大乘坊

比志島宮内少輔馬武者也

新納刑部太輔忠堯

佐多常陸守久政

新納武藏守忠元

天正九年八月十七日、義久主・忠平主肥後之水俣城を攻玉ふ

ニ相從輩、左ニ記ス、

薩广守義虎

△伊集院右衛門太夫忠棟

○佐多常陸守

新納近江守

頼娃左馬介

川上三河守忠智

鎌田刑部左衛門尉政廣カ

左衛門太夫蔵久

右馬頭幸久

圖書頭忠長

豊後守久親

新納武藏守忠元

肝付彈正忠兼寛

山田越前守有信

中務太輔家久

河上上野守忠克

樺山安藝守玄佐カ

大野治部太輔

桂常陸守

伊集院下野守久治

同名肥前守久信

○同名美作守久宣後敏死

新納右衛門佐

新納縫殿助久時

○猿渡越中守根白坂敏死

瀧聞美作守

切通左馬允

出羽守

新納越後守忠包

新納治部少輔

天正八年、水俣御陳ニ御近習衆式拾人之内ニ、

長谷場織部正純辰嫡子

1148

『樺山紹劔日記』

一天正八年庚辰、相良格護のほうの川路忍取る之初ふ、

大口衆寄々人衆番候つれ共、懸番不調にて忍なとも付、

外ニ垣城戸なども、夜毎ニ引散す躰にてあふなき時分

ニ、樺山番所にて年を越候間、忠助自身罷紛、爲得心

忤者を少く差置候而、遠見聞取無由断申付候間、次第

ニ敵遠く成行程ニ、此方々野伏をうつミ籠矢を射させ

て候之間、敵六ヶ敷思ひ成、^{三本ノマ}、年の夜水俣城江

こミ矢、十一日、つなきの城ふもとへかくれ居て、築瀬名字之者油断して城戸を明出けるを打取、宍人捕候而來候、如此候而、二月之末ニ水俣・つなきのあいにてしかた仕候而、先々罷歸候、然処ニ云々、

〔古物語「天正八年ナリ」〕

一市之瀬御ちんニ、拙齋様大口衆中御つれ被成合戦之事、佐敷之城ニもれ聞、馬のり衆五キ大軍を引つれ合戦被成候、大口衆中永井軍兵衛討死被申候、追付馬のり衆はせ來被申候故、拙齋被思召候ハ、多勢ニ無勢なれハ爰を引可申被仰候而、岩根と申處人しらする處ニて候へハ、おがわきいと申人委細ニ存候故、安内被申上候、其時丸田太島^(信馬)・山野衆中川原与介、右兩人ふかいり仕合戦仕候、馬のり衆五キのり掛申候、左候而無勢ニ多勢之事ニ而、其を引申候へハ、太島か下人ニ早左衛門と申者是をミテ、にけてもしぬる、にけすともしぬるものならハ、しらミかしらの壱ツも取て死へしと、田島の鉄炮を取て引とめ申ニ付、田島存候ハ、下々よりおくひやうものとミなされてハ一ふんたゝんと存候、やかてそはなるこやまニしのひ入、右五人の馬のりま

つなきのきはをいておとし、其時てきの衆存候ハ、此山ニまたてきやおるあらんとちゝいたす處ニ、みかたの衆何れもにけぬひ被申候、其時川原与介やたねつき候て、へこ山ニにけいり候へハ、てきの衆上より火をつけ申ニ付、弓ニ而火をせりきやし、弓をも取すて、又跡のやうにそにけ候故にけぬひ申候、後ニくわん白殿御越候て、又むかしのやうニなりにけり、

1150

〔御文庫廿二番箱三卷中〕「義久公御譜中案文有之トアリ」

〔彦山一年兩季下向懸望時 御返書 案文〕

就年中兩季下向之儀、御使僧殊秋月種実別而入魂之荷擔、更難黙止之条、改先規任惘望候、被准此等之旨、滿山各

無怠慢祈念之儀所希候、猶忠棟可申達候、恐々、

〔御贈「天正八年ト朱カキ」〕
七月十七日

彦山

政所坊

御返札

1151

〔国分宮内沢氏文書〕

正宮 雨社殿御造宮茶番次第不同

一番

留守殿
景親

- 二番 大津殿 專与
 - 三番 神田橋殿 道助
 - 四番 沢殿 永堅
 - 五番 桑橋殿 道隆
 - 六番 西殿 道秋
 - 七番 最勝寺殿 俊延
 - 八番 田口殿 朝見
 - 九番 崎田殿 栄朝
 - 十番 沢殿 永温
 - 十一番 桑橋殿 道武
 - 十二番 同園書助殿 道詮
 - 十三番 修行大夫殿
 - 十四番 衆分より
 - 十五番
 - 十六番
 - 十七番 正興寺
 - 十八番 正高寺
 - 十九番 正國寺
- 同 尚与
- 同 直人
- 同 道兼
- 若宮殿 景秀
- 朝隆
- 直人
- 道豊
- 限本殿 錦嶋宮
- 神田橋殿 重助
- 天正八年七月廿二日 田所檢校永堅(花押)

1152 正宮 四所宮御造管之茶番次第不同

〔前条同順故写し略ス〕

十三番 原口 修行大夫殿 助實

十四番 衆徒中より 〔此二行少異故記置〕

天正八年七月廿二日 田所檢校永堅(花押)

1153 〔圖書頭忠長譜中〕

祖父相模守忠良法師日新齋、附與稻富丹後守長常於嚴親尚久、而爲柱石臣、尚久不幸短命死矣、忠長爲孤、則日新齋又命長常之子長秀曰、唯有汝耳、願嬰曰之忠功、而教忠長長成焉、不違其言、令吾已迄壯年、今也感其功勞、裁一紙書、畀長秀矣、記左、

1154 〔正文在相良主稅助〕

以上

日新入道殿様前丹後守長常、武衛之御身上被成御頼候之事無是非候、然處忠長幼稚之時二親取後、謹く爲離鳥子巢相似身上之刻、亦以

日新様予取立之儀、萬緒共長秀御頼之旨、別而被課下候、雖數ヶ度侘被申上候、 貴命鄭重依難黙止、奉公之事無

限候、境節肝付慮外之就一乱、申良院江移之儀、長秀之

以懇望被事成候、其時節世上危未調轉、日州不慮被入御

手裏、御安堵不過之候、鹿兒之分繰替事成候而、高岳・

柏原兩所令知行、家中之人數等ニ茂加扶持落着候事、此

忠勤之故候欵、比彼憶之偏天道之計候哉、奉公之甚深事

難展紙面者也、前被作一封候、以其辻加知行候、頻雖斟

酌候、堅被課含候、此等之趣於向後爲自他之覚、用加判

進之候也、恐々謹言、

天正八曆庚辰

仲商時正吉日

忠長(花押)

稻富丹後守殿

進之候

1155

『正文諏訪氏藏』「義久公御譜中ニ在リ」

日向國海江田之城所領八拾町之事、依遠境之、移薩州永

吉郷、繰替宛行之者也、

天正八年八月十一日

義久(花押)

上井伊勢守殿

〔此御案文、御文庫廿二番箱三卷中ニアリ〕

1156

「正文」

〔本文書ハ二一八六号文書ト同文ニツキ省略ス〕

1157

〔御文庫二番箱義久公一軸中〕「義久公御譜中正文有之トアリ」

態啓愚書候、貴家相良御一致之儀、前日泰平寺江細碎申

渡候ツ、御存分之趣、始中終蒙仰可得其心候、此表弓筋

之行於御油断者、自他之覚可爲迷惑候、每篇急速之御分

別、最可目出候、其謂具御老中迄令申候、可得御意候、

恐々謹言、

〔御譜ニ天正八年ト朱カキ〕

八月十二日

顯孝(花押)

嶋津殿參

御宿所

〔右裏ニ有之〕

伯耆

〔上包有之〕

嶋津殿

御宿所

顯孝

1158

〔同上〕「義久公御譜中ニ在リ」

畏而言上仕候早、抑悴家之事、對貴國無二之覚悟無其紛

候、然者去年已來、爲御番手無餘儀來歴々被差籠候、遠

近之覚此事候、就夫者、以御出勢肥後國可被屬御案利事、

不可有程之由、度々雖致 上聞候、于今延引迷惑候、右之趣御老中迄遂細達候、此由可然之様、可預御取合候、恐惶謹言、

「天正八九年秋卜御譜ニ朱力キ」

八月十二日

親賢(花押)

伊集院右衛門大夫殿

城越前守

「上包」
伊集院右衛門大夫殿

親賢

1159 「義久公御譜中」

「正文有之」

如御札、其後者遠路故無音之様候、仍今程相良方其許干戈半之条、於八代表愚領内船往返之儀、可爲無用之由蒙仰候、得其心候、乍去於肥後國中茂運送之衆歴々候之条、船稠可相留事難成候、隨而先月於肥後國一勢差出候之処、凶徒等出合候之条、則時遂防戰、數百人討捕得大利候、因茲肥後表過平屬案中候、定而可有其聞候、將又築河要害之儀、悴親類家中之者共、諸口取詰耽在陳候条、落去不可有程候、然時者一途申談、豊州之儀遂退治度候之条、私之少弓箭先々被屬無事ニ、九州之一着此時候、彼趣於

御納得者、預御到來候者、一人申付前後可申承候、御賢慮肝要候、恐々謹言、

「朱力キ」
「天正八年」八月廿八日

「龍堂寺」
隆信(花押)

伊集院右衛門大夫殿

「志標」
參御報

1160

『長谷場越前日記云』

一修理大夫義久様を可被奉頼之由を、肥州隈本の郡司城「賢入道一要・阿十郎太郎・同越中守親政也」越前守父子三人同心ニ而 商人の傳節之言上を被致、

其故は海陸共に國々を相隔りて、往還ニ不輒處也、右

之旨趣を御請付者如何有べきかと、御遠慮深重之砌ニ、

鎌田尾張守入道此由を承り、從他國ケ様ニ言上致事外

聞宜き子細也、被加御扶助候ハ、御番衆ニ足輕少々

遣して可然もや有んとて、計籌の其爲に、薩摩守義虎

より御才覚可有と、内縁中ニ相續き、志木の嶋方被繰

付、其つづきに巢本方・神津浦方・大矢野方・兩草方、

島中ハ不殘御奉公とそ被申上、然者遠島を凌ぎ、城方

ニ被御通ける間、上意之趣畏而承り、忝之由言上す、

就夫鎌田尾張入道爲見物と肥州隈本へ被登せ、田尻荒

兵衛尉同心す、此外ニも薩隅日の足輕衆三百余騎を給

て、出水警固衆類船之高橋之津に着岸す、隨而城方ニ出合て世上の躰を對談し、近國の大名衆ニ便方を密通す、相良に阿蘇家ハ敵方を致す故、芦北表の難海風雨を不嫌して、船を浮へる計ニて海上を乗り上せ抛一命事ハ守臣法、如此寄々の國中を武略して、亦ハ忍難渡宛、小船波浪を乗り下シて鹿兒嶋ニ參上し、御談合事終り次第ニ兵船取仕立て、薩州・肥州之通用ハ安中也、去間、御一門ニ佐多常陸守爲御番大將隈本江被登せ、川上三河守栗野衆中を同心す、上原長門守・宮原左近將監者飢肥之衆を相具て出張す、頃者天正八年庚辰六月上旬ニ、薩摩出水の米の津湊を出船して、方々の島中を知略して、肥州隈本之内高橋の津ニ着岸也、翌日ハ城内の宮内ニそ被籠、城越前守父子三人を始として、地下之切者ニ密談し、萬方ニ山くぶりを被差越、俊長坊是也、被申試處ニ、阿蘇家之披官ニ御舟ノ宗運ハ難入道、溢を被致、彼等ニ與同す、矢崎の城主中村一太夫、青田の城主同名ニ太夫、北目ニハ合子藏人、小代上野守、大河内守、大津山之者共ハ龍造寺ニ一致して、豊後方ニ罷成り敵對を仕り、種々の謀略を被廻ける処ニ、筑前の住人に秋月種實・同種直并高橋・長野、高良山の八幡坐主・

草野・星野右三人の申状は、先年於日州、豊州之敗北いたす砌ニ、各か命を助け被下て、其上ニ肥後の國境迄堅固に被送登、外聞実儀之御恩賞、何に僻ん方そなき、此時ニ報んと兩筑州を方便りて、忠勤を被企志こそ神妙なれ、雖然敵中ニ而内證申事共者、九牛之一毛也、又大海の一滴と人々被存知也、今境目之手當昨日を廻すへからすとて、事を左右ニ被寄刻、新納武藏守伊集院下野守・鎌田尾張守入道薩摩より打登り、佐多常陸守・川上參州・上原長州其外之諸軍兵ニ戰儀して、城越前守父子三人、宇都顯高ニ談合を被遂處ニ、彼兩四人ハ一途之忠貞を可抽事無余儀被申上、依其儀十月十五日云々、

【勝部兵右衛門聞書云】
 一鎌田入道觀西、肥後表の事共具ニ申上らるゝに、依之御評定被成ける、評定事早て、一家ニ佐多常陸守を大將として、川上三河守栗野衆を相具す、上原長門守・宮原左近將監飢肥衆相具し、番手として同八年庚辰六月中旬ニ出水米の津より出船し、方々の嶋傳ひを智略して、隈本の内高橋之津ニそ著ニける、翌日城の館に

そ入にける、城の親政・息の右京亮久基・二男の親基父子三人を始として、執事或功煉の臣共を呼集、評儀内談したりける、山法師俊長坊と云者を繰として、諸方へ差越るゝの処に、阿蘇家旗下美船の主甲斐入道宗運一圓ニ不合就、彼等に与同の輩、矢崎の城主中村市太夫右衛門尉・青田城主中村二太夫、北表ニハ合子ノ藏人親爲・小代上野守隆連・大津山越前守など、豊後方ニして種々の武略を廻シケル、斯ル処ニ筑後の住人に秋月筑前守種実・息ノ二郎種長・同舎弟ノ高橋九郎種直・高良山の執行良觀・草野將監鑑員・星野長門守鎮方、此等之人ニ申されけるハ、先年於日州の御恩何を以謝せん、此節御恩を報んとて、筑後・筑前を方便カウケツ企忠勤志こそ神妙也、左様の跡なれハ、次第ニ御慈も出来なんとて喜ひ敢る計也、更らハ敵方の物沙汰に、六ヶ國の敵中ニ薩廣の軍兵立たるハ大海の一滴カ、脆弱の至り成とそ申ける、然に今境目の一行不可移時日とて、新納武藏守・伊集院下野守・鎌田入道觀西隈元へ打上り、佐多常陸守・川上三河守・上原長門守に取合、諸軍衆に談合して矢崎を可攻にそ定りける、城の親政・息ノ久基・親基、宇都ノ主伯耆鑑高・舎弟の鑑

弘へ斯と申されけれハ、此人々ハ一途に可抽忠節志シ非違儀、殊ニ矢崎・青田・鴻浦ハ、宇都・隈元の通路を塞ぎ、阿蘇家一味の者ニテ候程ニ、御企可然とそ申されける、

1162

『谷口宮内左衛門覚書』

一天正八年庚辰八月十九日、肥後の内芦北郡水俣の城ニ、三ヶ國之人數を催し陳を付られ、求廣・八代之人數七百有余籠城仕候而取巻、あひの垣を結被責候間、相良義日ノ子息兄弟人質として被相渡候而、御旗下ニ被參候、其上芦北七浦、城七ツ被指上候条、御歸陳御坐候事、

1163

『二本 天正八年庚辰八月十九日 肥後入之次第并人數覚』

肥後合戦御陣立日記他本此九字ナシ、以下ノ朱書舊倣ヒ知ルヘシ

天正八年庚辰天正ノ上ニ、一トアリ、然シテ庚辰肥州トツ、ケカク

肥州芦北之郡水俣之城江、薩廣

大隅日向三ヶ國之諸勢を催、天正ヲ被ニ作

八年八月十九日、御陣を三ツ被相付、

相方垣結、求廣・八代之敵人七百八ノ字ナシ

餘取籠被成候事、【此二字ナシ】

先陣かる石之尾ト云、御軍先陣ト作ル、かる石ヶ尾ト作ル、

御陣所也、但かさの陣【一本後へ敵城ニつるき、トモ申也、前へ水俣の城なり】

御陣大將但御先陣也、【一御陣ト作ル】

中務太輔様家久【様の字なし、次も同断】

右馬頭様幸久【征久ト作ル、非カ、一本垂水先祖】

脇大將 樺山兵部太輔殿【範久トアリ、殿字なし、以下皆同断、規久トモ、右同】

新納近江守殿【武久、一本近江殿祖、右同】

吉利下総守殿【忠澄、一本李右衛門祖、此名なきもアリ、右同】

種子嶋左近殿【時亮、右同】

東郷源七郎殿【番代ト下ニアルモアリ、是ナリ重虎、一本市左衛門祖、右同】

入来院彈正殿【重豊、一本斎刈伴右衛門、一本孫兵衛祖、御役者】

伊集院參河守殿【忠朗、長右衛門祖】

諸外城諸地頭付衆中【一本諸地頭之諸字無之、左候而衆中ヲ之事ニ作ル、清竹】

伊集院美作守殿【久宜、一本清竹地頭亦五右衛門祖、妖肥】

上原長門守殿【尚近、一本助左衛門祖、くしま】

伊集院下野守殿【久治、一本求嶋共、備間共作ル、主助祖、さか谷】

奈良原狩野介殿【延、一本妖肥酒谷成へ、サカイ谷トモ、但馬祖、田野】

大重大炊助殿【ナラン、半兵衛祖、内山】

野村備中守殿【文綱、一本長八郎祖】

くら岡

吉利山城守殿【久金、一本倉岡、子孫谷山、しはず崎】

野村加賀守殿【重綱、一本紫波洲崎三左衛門祖、あや】

新納縫殿助殿【久時、一本綾權左衛門祖、八代】

相良日向守殿【長恭、長辰新右衛門祖、木脇】

平田狩野介殿【宗應、一本式部祖、野尻】

市來美作守殿【家守、一本市來八左衛門、一本八左衛門祖、ひぢや】

井尻伊賀守殿【祐、一本伊東作右衛門祖、かと川】

伊地知丹後守殿【重政、一本門川越後祖、かみや】

米良右京殿【重、一本紙屋筆人祖、大口】

新納武藏守殿【忠元、内藏祖、羽月】

猿渡掃部助殿【信光、一本喜右衛門祖、曾木】

新納治部少輔殿【忠誠、平いつみ】

伊地知民部少輔殿【重康、一本平和泉左衛門祖、湯尾】

梅北宮内左衛門殿【國兼、一本湯ノ尾、無子孫、浦之名】

福崎丹波守殿【一本福永ニ作ル、是也、無子孫、垂水】

鎌田長門守殿

一又内之地頭四人【二本又内之前ニ右馬頭内トアリ、清水】

川上調兵衛【一本、清水川上仲兵衛、如下、新城】

町田周防介【上井、福山町田周防守】

上井

福山

一種子島殿内地頭三人

一入来院殿内地頭四人

清水 久重 藏野 中江一本清水ヲ清敷、中江ヲ中郷ト作ル是ナラン

一吉利殿内地頭二人

塩見山輔一本山浦ニ作ル、是也

一樺山殿内地頭二人

むかさ一本穆佐ニ作ル、きかさノ誤ナルヘシ

一菱刈殿内地頭一人一本本城ニアリ、脱セシナラン

一新納江州内地頭一人一本江州ヲ徳州ト作ル

とん田一本ナン

一東郷殿地頭一人

一中務太輔殿内地頭四人 又内地頭

物頭衆合廿式人 直之御外城廿壹人 外ニ衆中

皆同 都合物頭衆五十三人

惣合勢三万千人一本都合惣勢三万三千人、内物頭五十三人

肥州芦北郡水俣

城中之御障

熊牟礼

八ヶイカ尾トモ所也、

錢カ目カ尾トモ云、

御大將 兵庫頭様忠平

脇大將 北郷讚岐守殿忠成、筑後祖

同 穎娃左馬介殿久虎

同 加治木彈正忠殿兼寛、肝付主殿祖

同 敷根藤左衛門殿頼元、筑前祖

同 豊後守殿朝久、一本嶋津豊後守殿 豊後守祖

同 大野駿河守殿忠宗

御役者 岩切三河守殿信明、彦兵衛祖

諸外城地頭衆

都於郡城 鎌田出雲守殿政近

曾井城 比志嶋式部太輔殿義知、彦右衛門祖

官崎城御老中 上井伊勢守殿寛兼

高城 山田新介殿有信、民部祖

財部 鎌田筑前守殿政心、財部ハ今ノ高鍋也

ほき田 平田新左衛門殿宗張、一禰北ニアリ、堅助祖

恒吉 新納勘解由殿忠家、大口土新納七左衛門祖也、一本又左衛門祖、誤也

松山 市來小四郎殿家親、平兵衛祖

牛根 鎌田尾張守殿政年、源左衛門祖

串木野 宮原左近將監殿景晴

直ノ外城

合諸地頭拾人并衆中 兵庫様

内諸外城地頭

飯野 有川雅樂助殿貞世、伊勢兵部祖

加久藤 南郷若狭守殿忠鏡、仲兵衛祖

馬岡田 五代右京殿友慶、少左衛門祖

小林 上井傳齋秀秋、一本上井次郎左衛門

栗野 川上參河守殿忠智、左京祖

馬越 伊東右衛門佐殿三右衛門祖

須木イニ米良殿河守殿 村尾右衛門兵衛殿重候入道笑柄ノ初名也、重候ハ文祿五年ヨリ須木地頭トアレハ、天正八年ハ米良氏はナルヘシ

吉松 山口大藏殿

曾木越中殿甚左衛門祖

白坂美濃守殿兼頼

北郷殿内諸地頭十式人

庄内郡之城

北郷喜左衛門殿

同 小杉丹後守殿

高城 北郷又次郎殿

財部 同名掃部助殿

志和知 北郷藏人殿久慶

安永 同名雅樂助殿

末吉

同名休左衛門殿

山田 同名右衛門兵衛殿久龜カ

かち山 同名參河守殿

梅北 志和知刑部少輔殿忠綱

勝岡 北郷大炊助殿

野々美谷 同名出羽守殿久藏、一本野々美谷志和地出羽守トモ

穎娃殿内地頭式人

津曲掃部助殿

穎娃之地頭

加治木殿内地頭六人

肝付備前殿

同名淡路殿

嘉例川城

日當山城

おとり城

三代堂城

敷根殿内地頭一人

豊後守殿内地頭一人二本二人

中御陣但熊牟礼ト云、

八ヶイ尾トモ云、

錢カメカ尾

惣合諸勢三萬千人内物頭衆五十一人、

肥州芦北郡水俣城相良義陽知行所也、

御旗下ニ不入ニ付、三ヶ國中之諸勢催、

天正八年八月十九日、御陣を三ツ被付

一戰御座候、

就夫求摩・八代衆、水俣城七百人相籠

申候を取籠、相垣を結被責候事、

御陣勝永岡トモ云也、

義久様出水陳トモ申也、川ノ上

御陣大將 出水薩州義虎様

脇大將 左衛門尉歳久様官ノ城

同 圖書頭殿忠長串良

同 佐多伯耆守殿久時、豊前殿祖

同 根占七郎殿重辰、八郎右衛門祖

同 伊地知縫殿助殿重昌、下大膳

御役者 川田駿河守殿義朗、一本老中町田次ニアリ

老中脇大將 川上左近將監殿久辰、一本脇大將ト云ニ字ナン、谷山トアリ、將監祖

同 喜入式部少輔殿久通カ、季久カ

同 伊集院右衛門太輔殿忠儀、一本無子孫、老中高山伊集云、已下失書ノ通リ是トス

同高山 村田越前守殿経定、一本無子孫、老中蒲生村田云々

同蒲生 平田美濃守殿光宗、無子孫、老中帖佐平田云々

同帖佐 町田出羽守殿忠倍、同吉田本田云々

同伊集院 本田下野入道殿親貞、同伊集院町田云々

同吉田御使衆イ 新納右衛門佐殿久将、一本又左衛門祖、大崎新納云々

同御使衆久崎 鎌田刑部左衛門殿政廣、一本志布志鎌田云々

同かき田 本田因幡守殿正親カ、親清カ、市郎左衛門祖、曾於郡稅所云々

同 稅所新介殿篤信、篤和トモ、加世田本田云々

同曾於郡 比志嶋宮内少殿國貞、市来比志嶋云々

同市来 吉田美作守殿清孝、長四郎祖、阿多吉田云々

同阿多 伊地知伯耆守殿重秀、給良伊地知伯耆

同始良 同名備前守殿重豊、川内山田伊地知備前

諸地頭衆

市来 村田雅樂助殿経宣、藤兵衛祖

山田 三原下総守殿重隆カ、諸右衛門祖、一本日置三原云々

日置 吉田若狹守殿清親カ、大藏祖、隅州山田吉田云々

永吉 川上拾郎左衛門殿経久

伊作 高崎大炊助殿能廣、宗右衛門祖

田布施土佐守 飯島相月齋宗豊入道、孝左衛門祖

川邊 阿多掃部助殿忠辰、仲左衛門祖

大村 白濱次郎左衛門殿「重政カ、重治ナラン、渋谷周防祖」

いむ田 川上上野介殿「久隅、上野祖」

山崎 野村兵部少輔殿「利綱、四郎左衛門祖」

長野 遠矢信濃殿「良時、金次郎祖」

平佐 桂太郎兵衛殿「忠助」

隈城 新納越後守殿「忠包、孝久イ、喜右衛門祖」

百次 佐多宮内少輔殿「忠増、六右衛門祖」

高江 野村市右衛門殿「清綱、源左衛門祖」

宮里 平野丹後守殿「友知、一本宮里本田東市正入、道政友トモ、民部左衛門祖」

御近所衆廿人

御荷内衆 阿多源太左衛門殿「久次、一本阿多源太」

同 平野新左衛門殿「友秀」

同 伊集院源六殿

同 田代甚介殿

木脇三左衛門殿「祐辰」

野村民部少輔殿

平田左馬助殿「増宗、イ本田右衛門佐」

村田右衛門殿「経平」

吉岡小四郎殿

岩切雅樂助殿「信房」

長谷場織部殿「辰純」

是枝存力坊

三原平三郎殿

同名源六殿「二本なし」

同名右京殿「二本なし」

肥後與三郎殿「一本与兵衛」

鮫島平三郎殿「一本なし」

那答院津次殿「伴次郎、左候而次ニ本田弥五郎」

合廿人乘馬

御納殿衆六人「二本乘馬」

川上日向殿

伊地知駿河殿「重則」

鎌田加賀守殿

箕輪丹後守殿「丹波守重貞」

伊地知治部少殿「重房」

立山讚岐殿

鐵百本、十丁間ニ步行衆一人ツ、「一本ハ鐵百本、十間ニ付衆一人ツ、十人」

御鎗奉行式人「一本御鎗云々、一弓百丁但右同」

鐵炮百挺、右同「御鉄云々間ニ、一御弓奉行兩人」

御鉄炮奉行式人「以下皆一ツ書あるもあり」

御步行衆六十人「一本なし、御兵具持ノ次ニあり」

御小者六十人

御先道具

御兵具持衆三百卅一本御兵具持三百三十人内三十人ハ手替衆

人内三十人者手替衆

御旗奉行式人

御はたさし三人

付衆六十人同付衆有一本六人屬

御馬屋奉行式人御厩并營

同付衆有之二本付衆十二人

御普請奉行四人

同付衆有十二人二本御軍奉行三人、但一手ニ千人相付

御手本道具

御太刀二人内一人手替

御長刀二人イ御長刀一本、兩人内一人手替

御打刀式ツ三人内一人手替イ

御野太刀式ツ三人内一人手替イ

御手鍬式本三人右同断

御弓付衆二丁御うつほ三人右同断

御そや箆三腰六人三腰イ

御かさ三人内一人手替、一御笠蓋兩人

イ御わらぢ持三人イ

御つゑ式ツ二人御捋机持二人

内武者つゑ一本御鷹杖巻ツ武者杖巻ツ

御たかつゑ

御輿かき十二人二本御衆物昇十人

御馬三疋 馬取十五人

内はた馬疋疋

くらおき馬二疋

御鑑甲箱三通二本持夫九人

九人

御旗本但物頭衆一本御旗本組

七十人イ但鹿兒嶋衆中皆同、諸地頭諸外城又内地頭物頭共ニ

惣合諸勢五萬三

千人内五百七拾人内御手本衆二本ニ五萬三千人内物頭七拾人内御手本衆具足五百七拾人

具足五百七十

鹿兒嶋中皆同但番ナルヘシ

諸地頭衆右同

諸外城衆中有之右同

又内之外城地頭右同

衆中有之右同

諸外城衆中有之以下三行符ナルヘシ

又内之外城地頭衆

中有之

御臺所代官二人

内付衆三十五人

包丁人三人

小番衆六人〔二本三人〕

〔不仕イ〕
火たき九人

御めしたき二人〔二本小仕、イ火燒九人〕

御中間拾五人但〔二本一御中間拾五人、方々小遣用〕

方々小番二人〔二本但方々小仕用〕

御湯立奉行〔二本御湯立奉行兩人、付衆六人〕

〔イ御馬屋付衆〕夫三人

〔右馬方〕

御湯立水洗夫

六人同はみたき三人

以上

御陣三ツ〔大隅薩戸日向〕

惣合拾壹萬五千人之積也、〔御イ〕
右卷冊ナリ、〔二本天正八年辰八月十九日〕

副書

肥後合戰御陣立日記卷冊

右者、御自分家之文書ニ而、先年於御記錄所令模寫、被納置候處、本書雨漏ニ而朽損、此節願之趣御家老衆被聞召通、今一冊写字盡見届之、無相違候条、本書同前可有筒藏候、仍如件、

文政十三年庚寅十一月廿一日

御記錄方見習

與倉直介 守峻(花押)

井上甚次郎

祐秋(花押)

有馬藤五郎

純貞(花押)

江田五郎左衛門

國雅(花押)

黒田新之丞

清直(花押)

小森八左衛門

正名(花押)

御記錄方添役

相良八郎右衛門

長郷(花押)

得能大助

通古(花押)

御記錄奉行

五代孫次郎

友古(花押)

奈良原助左衛門殿

『右御陣之事ハ、肥後表江之下向ニ付、海路迄ニ而者宇都殿・城殿江人数番手被遣事不自由ニ而候間、陸路之道ニ口ヲ直ニ通シ被成度由を、相良殿江兩使を以被仰候、左様ニ候ハ、自今已後和談之由被仰越候処ニ、曾以成ましき由返事ニ付而、陸路ヲ切通シ、宇都殿・城殿江番衆可被遣由御座候而、先々水俣江御陣ヲ三ツ御付、水俣責衆并芦北・七浦・八代迄御知行被成候、肥後表江打入被成候御手初之事ニ候、』

(本文二二六四号文書ノ行間朱書ナリ)

1165 『蒲生土湯田氏旧記』

写

諸外城武邊功者之衆被召寄、度々御談合被遊候衆、
 日州 柏原周防守殿 同 前田豊前守殿
 同 敷根越中守殿 同 清竹 大井七右衛門殿
 高山 弟子丸右京殿 同 高山 蒲地兵部少輔殿
 同 松浦筑前守殿 同 同 否笠刑部少輔殿
 同 小野出雲守殿 同 同 大窪治部左衛門殿

飯野 村尾右衛門兵衛殿
 三城 伊地知丹後守殿
 小林 久留木掃部助殿
 日州 高城主馬允殿
 同 中村内藏助殿
 同 萬膳仲兵衛殿
 栗野 福崎新兵衛殿
 赤野 赤塚源太左衛門殿
 同 山口大藏殿
 三城 逆瀬川豊前守殿
 同 坂之上南右衛門殿
 おひ 浅野權之助殿
 同 木野田三河守殿
 同 二階堂内匠殿
 蒲生 脇本權之介殿
 同 久木田新左衛門殿
 同 久木崎主水殿
 同 重田六郎左衛門殿
 山田 酒勾式部少輔殿
 三城 赤崎平馬允殿

都於郡 有馬右衛門兵衛殿
 志布志 野村大炊兵衛殿
 鉄肥 上原勘兵衛殿
 同 曲田伯耆守殿
 栗野 外山勘解由左衛門殿
 同 築瀬兵部少輔殿
 飯野 遠矢下総守殿
 飯野 黒木播广守殿
 日州 伊尻常陸守殿
 大口 藺牟田勘解由左衛門殿
 川内 市來下総守殿
 曾於郡 德持舍人佐殿
 吉田 野村狩野介殿
 吉田 村岡城之介殿
 同 湯田掃部兵衛殿
 同 大村治部左衛門殿
 同 大山外記殿
 帖佐 梶原右衛門兵衛殿
 小林 村田式部少輔殿
 日州 四位殿

日州

東郷淡路守殿

同 恒吉金藤殿

飯野 池田六左衛門殿
志布志 土持大膳正殿

天正八年より同十五年迄、度々軍談合被召寄候人數五拾

四人、

「右、蒲生之乘湯田鶴右衛門殿日記を以享之」

1166

天正八年庚辰、肥州芦北之郡水俣城主相良義陽御旗下不入故、薩隅日三州之勢ヲ催、同八月十九日、御陳三ヶ所被相付、間之垣ヲ結、求磨・八代之敵人被取籠候、

大將 一番先陳号笠ノ陳、カル石カ尾トモ、

嶋津中務太輔家久

嶋津右馬頭征久

脇將 佐土原内物頭四人

上同 清水内物頭四人

梶山兵部太輔規久

新納近江守武久

同 穆佐内物頭二人

同 富多内物頭一人

同 吉利下総守忠澄

同 種子嶋左近大夫時堯

同 塩見内物頭二人

同 内物頭三人

同 東郷源七郎重虎

同 入来院彈正忠重豊

右同 内物頭一人

御役者 内物頭四人

菱刈伴右衛門

伊集院三河守忠朗

本城同物頭一人

櫛間地頭

伊集院下野守久治

清武 伊集院美作守久宣

田野

大寺大炊助

倉岡

吉利山城守久金

綾

新納縫殿助久時

木脇

平田狩野介宗應

脇岡

井尻伊賀守

門川

伊地知丹後守

羽月

猿渡掃部介信光

湯ノ尾

梅北宮内左衛門國兼

垂水

鎌田長門守

都合三万人内諸外城并又内地頭五十三人

御大將 二番 熊牟礼・錢亀か尾・八景ヶ尾

嶋津兵庫頭忠平

嶋津豊後守朝久

脇將 眞幸内物頭十人

上同 平松内物頭二人

北郷讚岐守忠虎

上同 頼娃左馬頭久虎

同 庄内内物頭十二人

同 内物頭二人

大野駿河守忠宗

同 加治木彈正忠兼寛

山田内物頭一人

御役者 内物頭六人

右同 敷根藤左衛門頼元

御役者 岩切三河守信朗

〔内地頭一人〕

妖肥地頭

上原長門守

逆谷

奈良原狩野助

内山

野村備中守

大口

新納武藏守忠元

八代

相良新介

野尻

市來美作守

しらす崎

野村加賀守重綱

紙屋

米良右京亮

平和泉

伊地知民部少輔重康

浦ノ名

福永丹波守

曾木

新納治部少輔忠誠

日州宮崎地頭

上井伊勢守覺兼

曾井 比志嶋式部太輔義知

恒吉 新納勘解由

穗北 平田新左衛門

松山 市來小四郎

兵庫頭殿内地頭

飯野 有川雅樂頭

栗野 川上三河守忠智

馬越 伊東右衛門佐

加久藤 南郷若狹守

須木 村尾右衛門兵衛

北郷殿内地頭

小杉丹後守

梶山 北郷三河守

山田 北郷右衛門兵衛

勝岡 北郷大炊介

加治木殿内地頭

穎娃殿内地頭

右馬頭殿内地頭

都於郡地頭

鎌田出雲守政近

日向高城 山田新介有信

財部 鎌田筑後守

牛根 鎌田尾張守政年

串木野 宮原左近將監

小林 上井次郎左衛門里兼

馬關田 五代右京亮友慶

吉田白坂 比志嶋美濃守

米良駿河守

吉松地頭代 曾木越中守

山口大藏

都合三万千人内外城并又内地頭五十卷人

御本陣勝泉ヶ岡川上ト申也、

太守義久公

御大將 官之城 嶋津左衛門督歲久

脇ノ將 串良 嶋津圖書頭忠長

同 下大隅 伊地知縫殿助重貞

御役者 川田 川田駿河守義朗

高山地頭家老 伊集院右衛門大夫忠棟

蒲生 家老 村田越前守經貞

谷山 家老 川上左近將監久辰

大崎 御使衆 新納右衛門佐康久

始良 御使衆 伊地知伯耆守

市來 御使衆 比志嶋宮内少輔國貞

川内ノ山田御使衆 伊地知備前守

蘭牟田 川上上野介信久

永吉 川上十郎左衛門倍久

川邊 阿多掃部介

官里 本田市之丞

隈城 新納越後守孝久

高江 野村市右衛門清綱

後陳大將 出水 薩州義虎

上岡 佐多伯耆守久將

同 根占 根占七郎重張

喜入地頭 家老 喜入式部太輔久通

帖佐 家老 平田美濃守光宗

伊集院 家老 町田出羽守忠倍

吉田 家老 本田下野守親貞

阿多 御使衆 吉田美作守

かせ田 御使衆 本田因幡守

曾於郡 御使衆 稅所新介

志布志 御使衆 鎌田刑部左衛門

平田 佐 桂太郎兵衛忠防

帖佐ノ山田 吉田若狹守

伊作 高崎大炊介

百次 佐多宮内少輔忠増

田布施 飯嶋相月齋

大村 白濱次郎左衛門

日置

三原下総守

加治木

平野丹後守

山崎

野村兵部少輔

御近所衆二十人

御荷内衆

阿多源七

同

平野新左衛門

木脇三左衛門

吉岡小四郎

三原平三郎

同名右京亮

鮫嶋平三郎

平田左馬介

本田弥五郎

長谷場織部正

御納殿乗馬衆六人

川上日向守

鎌田加賀守

伊地知治部少輔

一鎗百本但十本間ニ陸衆者人ツ、御鎗奉行式人

一弓百張右同

市來

村田雅樂助

長野

遠矢信濃守

「藤佐」

「吉利刑部左衛門」

同

伊集院源六

田代甚介

野村民部少輔

岩切雅樂助

同名源六

肥後与三郎

祁答院休次郎

本田右衛門佐

村田右衛門佐

是枝存力坊

伊地知駿河守

箕輪丹波守

立山讚岐守

一鉄炮百挺右同

合御前道具持三百三拾人内三拾人ハ手替也、

一御軍奉行三人但一手ニ付衆三拾人有之、

一御旗奉行二人

一御旗指三人付衆六拾人

一御普請奉行四人付衆拾二人

一御厩奉行二人付衆有之、

一御手本道具十本

一御弓三張三人

一御長刀二枝三人

一御野太刀二腰三人

一御打刀一腰三人

一御笠ノ臺持二人

一御杖持二人内御武者杖者人 御鷹杖者人

一御鎧甲箱三通九人

一御草履持三人

御旗本

合五万三千人内物頭七拾人

一御手本具足五百七拾人 鹿兒嶋衆中皆同 諸地頭外城

又内外城地頭衆中有之、

一御臺所代官二人 付衆三拾五人 包丁人三人 小番六

人 火燒九人 御食燒二人 御中間十五人 御馬屋付

衆中間六人 夫九人

御陳三

都合軍勢拾壹万五千人之御賦也、

1167

『旧記』

一肥州合志合戰之時、伊集院下野守殿大津源左衛門尉御

討取候處、源左衛門弟六右衛門掛付參候ニ付、越中右

六右衛門を討取申候処ニ、新納武藏守殿・圖書頭殿

之御狀寫、新四覚悟仕候故、左ニ相記申候、

1168

以上

態飛脚を以申越候、仍此度肥州於合志ニ、伊集院下野守

与大津源左衛門尉一戰、大勢奇來候敵を追拂、其上大津

六右衛門尉討取被成候故、下野守危キ命を被助候、則達

上聞ニ、御褒美別紙ニ而御給被成候、仍狀如件、

八月廿二日

新納武藏守在判
(忠元)

圖書頭在判
(忠徳)

伊集院新介殿

1169

『在伊集院諏訪社司乎』

依志、謹顯誠心炷不断香奉獻諏訪上下大明神御寶前、永

代不可有断絶、仍香資當所表生田名之内葭原之屋鋪奉寄

附者無疑、右所祈意趣者、御當家御武運長久、且者久

倍息災安穩、子孫繁昌、且者當境無事、衆人快樂者也、

若於後日有疎略之扱ハ可其沙汰、仍證狀如件、

天正八年庚辰仲秋廿五日

町田出羽介

久倍判

中嶋宮内少輔殿

1170

『喜入氏藏書』

久不申通処、芳札本望候、仍豊州之儀ニ付而、義久存分

之通尤候欤、雖然無事可然之旨、信長公被申出候間、近

日差下伊勢因幡守候、無吳儀様連々氣遣肝要候、次沈香

五十兩到來、喜悅候、猶從是可申候也、

〔天正八年〕

九月六日

〔前々〕

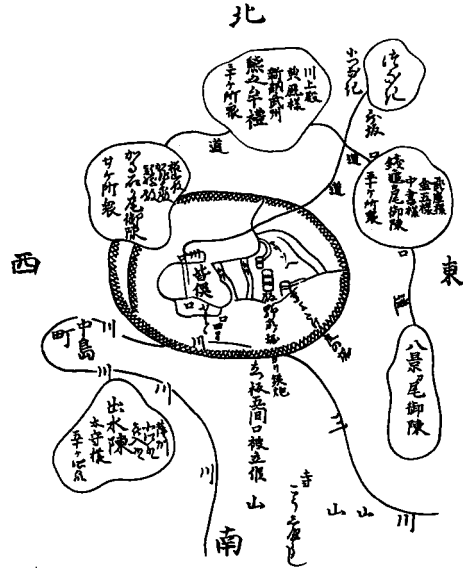
〔花押〕

喜入攝津守とのへ

〔上包〕

喜入攝津守とのへ

〔花押〕



(本圖ハ新編水俣氏世継正統系図巻久譜ニヨル)

1172 「喜入季久譜中」

「正文在當家」

豊薩無事之儀、度々申越候キ、不可有呉儀趣尤候、早々可申下処ニ、去春以來大坂之儀令馳走、手前取紛延引候、

然者爲信長公可差下伊勢因幡守由被申出候、於様躰者、以一書申候、存分共雖可在之、此砌同心候様ニ取成專一

遣之候、猶貞知可申候也、
〔朱カキ〕
〔天正八年〕九月十三日
〔前々〕
〔花押〕

喜入攝津守とのへ

〔上包〕
喜入攝津守とのへ
〔花押〕

1173 「喜入氏藏書」

豊薩無事之儀、度々申越候キ、不可有呉儀趣尤候、早々可申下処ニ、去春以來大坂之儀令馳走、手前取紛延引候、然者爲信長公可差下伊勢因幡守由被申出候、於様躰者、以一書申候、存分共雖可在之、此砌同心候様ニ專一候、

次扇十本遣之候、猶貞知可申候也、狀如件、

〔朱カキ〕
〔天正八年〕九月十三日
〔前々〕
〔花押〕
喜入三郎四郎とのへ
〔久道後式部太輔〕

〔上包〕
喜入三郎四郎とのへ
〔花押〕

〔此書、喜入久道譜中ニ在リ〕

〔義久公御譜中〕

〔正文在加世田衆尾形弥五左衛門惟基〕

好便之条令馳筆候、抑其國豊州之儀、于今被申結由候、大友事對信長公無疎略候、殊更藝州邊へも可及行調談候処、如此之段無勿躰候、縱義久存分雖在之、此刻可申扱候、宮内卿法印・猪子兵介同前候、則我等へ之書狀爲披見下申候、無吳儀同心候様ニ吳見專一候、猶金鐘寺和尚ニ申渡候、巨細之段貞知可申候、狀如件、

〔朱カキ〕
〔天正八年カ〕九月十九日
〔前久公御〕
〔花押〕

嶋津兵庫頭殿
〔義弘〕

〔義弘公御譜中ニ在リ〕

〔種子島氏藏書〕

當家之字懇望事、古今之例雖難計、先祖意釣已來、被凌波濤漑々防戰之勲功不淺謂、准其感致免許之狀如件、

天正八年庚辰拾月五日
義久〔花押〕

種子島〔久時〕三郎次郎殿

〔此御案文、御文庫廿二番箱三卷中ニアリ〕

〔義久公御譜中ニ在リ〕

〔川上左近將監久辰譜中〕

〔朱カキ〕
〔川上因幡守久國自作之文也〕

肥之後州矢崎之城主中村一太夫、網田之城主中村二太夫者、與阿蘇惟前絶宇土・熊本之通融、礙薩摩之往還、丁此時也、新納武藏守忠元・鎌田尾張守政年入道寛栖・伊集院下野守久治爲大將領數万兵衆、先到于和泉米津、通時日及道様於熊本守將佐多常陸守久政・川上三河守忠智・上原長門守尚近・宮原左近將監〔フナトシノミ〕、纒數多之舟船、定行伍之先後於未進發、解纜於蕨島、涉天草之海陬、擇時刻之可否、先進矢崎城下、攻責者甚以急也、敵兵亦盡筋力不有怠慢、而漸力倦矢弦絶、即日陷焉、城主一大夫自刎死矣、味方亦麿島之士市來備前守、市來之士長野民部少輔、妖肥之士上原内藏助・黒木掃部兵衛尉・貴島源四郎・宮原與四郎已下數輩遂戰死矣、被傷者不遑記也、實天正八年庚辰十月十五日也、翌日攻網田壘、城主二大夫不得防禦、請和下城、使之退去阿蘇領内、而後同月廿九日、入諸軍於熊本也、

天正八年十月十五日、責肥後矢崎之城、久辰遂合戰、佐多宮内少輔忠増・河野郷兵衛通政立合也、

『長谷場越前日記云』

一天正八年辰十月十五日、矢崎の城へ軍兵を被指向折節に、天之瑞相を被示て、薩摩方より數百艘の兵艘を被上せ、此城下ニ漕付て、萬方よりとき作り、我先ニと詰登り、射付火矢を燃立て及放火時刻也、敵之者共爲方なさの余りにや、中村太夫を先として、名字の者共手自妻子を切り殺し指殺し、切て出る處を、寄手のを兵もの落合て、手柄之程を見せんとて、請つなかしつ戦へ共、矢崎の城主ハ切り負る日を急と見て有るに、酉の下りの事成れハ、夕烟と消果シ人の命を哀なる、味方ハ太刀を打勝て敵城を乗取て、其俣に翌日ハ青田之城ハ押寄て儀になして、城内之者共を阿蘇家の方ニ送つ、三日宇都に留て手負の人衆を養生し、又者戦死之人々を跡能く吊ひ得させよと云より、地下も旅も更りて、知るも知らんも諸共に籠手のくさをしほりけり、其日の戦死ハ誰／＼そ、鹿兒島ニ市來備前守・長野民部少輔、餂肥ニ上原内藏助・黒木掃部兵衛尉・貴島源次郎・宮原與四郎、此外數輩の戦死也、十月廿九日ニハ如限本諸軍兵陳替を被致、彼人々の勢者、はんくわいか忿をもかくやとおもふ計也云々、

『友野甲斐入道奉公覚』

一肥后矢崎之城詰之時てんどう仕候、同心園田清左衛門殿・林藤七兵衛殿・市來源番左衛門殿、其外鹿兒島衆數多アリ、下楯濱之口ニ而切捨仕候事、

『勝部兵右衛門聞書』

一天正八年辰十月十五日に矢崎の城に押寄折節、薩廣も兵船百余艘差上せられけるか、仕合もよかりけん、其時刻ニ矢崎の濱に漕着けて四方八方より吐気を作り、我先にと攻上り、射つけ火矢を散々にいさせれハ、火炎天にそ焼上る、城中の者共今ハ早無爲方の余りニや、中村右衛門尉を始として、同源四郎・同源次・下田中務少輔・政所宮内少・白石刑部入道了庵・同左近將監・田氏少外記・鹿垣彈正忠・高橋藏人・高塚民部少・田代入道安慶・同善七郎・東帯刀長・今村入道宗薫・同式部少其外侍、自妻子を指殺し各切テ出ニケル、寄手軍兵受留、さん／＼に相戦ふ、鹿兒島の住人市來備前守・長野民部少、餂肥に上原内藏介・黒木掃部兵衛尉、市來ノ住貴島源二郎、福島に三原与四郎、其外所々に打死の人多りけり、矢崎の城遂ニ攻破られ皆悉ク

打死す、武士の憤經一命夕の煙と消果し、其有様そあ
 へれ也、薩方者打勝て、已ニ其日も酉の刻ニ成けれ
 ハ、皆宿所ニ打歸る由々しき申計なし、其翌日、青田
 ノ城へ押寄せハ、和議を請て下城し、阿蘇方へそ行ニ
 ける、即青田・鴻浦をも受取、宇都へ三日逗留し、手
 負ともヲ休しに、矢崎の人々の消息を、旅人も地下も
 知らんも諸共に涙を流し、あはれを催さぬ人ハなし、
 同廿九日にハ、諸軍皆々隈本のことく引れける、其後
 驪て薩摩が仰上せられ、青田・鴻の浦三百町の所を伯
 耆鑑高ニソ遣ハさる、

『全』

一同十一月廿三日に、軍勢を二手に分て奥肥後合子表へ
 打出、窪田千町を放火して引退れける処に、合子カ勢
 を先として、大津山越前守四千余キを引卒し、拳煙塵
 をて馳來る、互ニ矢師はけしく射合ける処ニ、親政の
 郎等ニ平川か一黨三百計にて引ヘタル処ヲ、大勢切て
 掛レハ争カ忍へぎ、已ニ敗軍スル処ニ、薩方の軍兵一
 同に攻掛て相戦ふ、其中に伊集院下野守と名乗て太刀
 始をせられける、面ニ疵を受、太刀の下に敵を打取て

高名をせせられける、肝付彈正・川上三河守・上原長
 門守・村田右衛門尉、其外菱刈大膳亮・長谷場兵部少
 輔・宮原越中守・寺師刑部左衛門尉・上原勘解由兵衛
 ・白坂藏人・落合豊後介・井尻主税助・福崎新三郎・
 曾木權介・山法師大乘坊以下各軍勞殊なり、又片表の
 一口ニハ比志嶋宮内少輔市來の勢を相具して、敵數百
 キか中を蹴立て縦横に掛分て出られる風情、無比類
 こそ見えニける、續く兵に新納武藏守・息の刑部太輔、
 大口の勢を相具して不後と打て入、大將佐多常陸守モ
 打出らるれハ、諸所の軍兵我不劣とかけ入攻戦ヘハ、
 合子の大將に大津山越前守を始として討取の頭數百三
 十余人なり、其外切捨ハ知さる也、各高名究つゝ、隈
 元へそ引れける、

『全』

一斯テ月日も過行ハ、同十二月十三日に隈元を立、河尻
 へそ下られける、宇都・隈元の人々上下見物して、薩
 方衆の行粧如何成天魔鬼神の勢ひも是ニハ過しとそ申
 ける、扱こそ名とけて功成てハ是天の道也と、疾々立
 や人々として、同十四日の早天に順風に帆を揚ケ、大小

三百余艘の兵舟を一度ニ颯と駈出せハ、一夜をこめて
出水の浦米之津にそ着ニける、義虎此由聞召て、太守
果報威美敷御坐、各の御軍勞申計なし、いて祝申さん
とて、次日ハ出水の城へ宗徒の人共、其外數十人の人
々を請シ入、御賞翫とそ聞えける、

1183 「御文庫三番箱一卷中」

梅岳常潤かくれ給し事、きのふけふかたととり侍しに、
はや拾三廻に押移り、名残すくなく成行は、さま／＼諫
め給ひし道々の事共思ひ出で、袖をうるはずはかりにこ
そ、悲しさのあまりに、梅岳の二字をつらね、靈前に手
向侍者也、「手向奉る者也ト御譜ニハ改メアリ」

義久

梅の花うへし岳へをこと問は

十に三とせの跡そ程なき

「御譜ニ天正八年ト朱カキ」
拾一月十日

「十三廻ハ天正八年ニ當れり、此ニ載置也」

1184 『諏訪氏藏書』

日向國海江田之域所領八拾町之事、依遠境之、移薩州永

吉郷、繰替宛行之者也、

天正八年十一月十一日 義久(花押)

(寛兼)
上井伊勢守殿

(本文書ハ二二五五号文書ト同文ナリ、十一月ハ八月ノ誤リナリ)

1185 「御文庫二番箱義久公一軸中」「義久公御譜中ニ在リ」

今年賀夏、千喜萬悦、仍去載夏節、爲無事之使者山下筑
後下着、自怡之至、今度以普門寺一禮令申、弥不違千古、
可修我隣好者也、輕微土産録于別楮、恐惶不續、

萬曆八辰臘月廿有二日

「朱イン」
中山王

謹上

(義久)
嶋津修理大夫殿

那具

國上

大里

「上包」
謹上 鹿兒嶋奉行御中 三司官

1186 「古御文書三番箱三卷中」「義弘公御譜中ニ在リ」

「朱カキ」
「相方頼房へ忠平御神文」

起請文

一 寔貴家當方申談候處、依不慮之仕合少漂候義、然者初夏於山中無二申組候、剩餘國不用吳乱一味之趣、以實印之裏承候、喜悅此事候、弥々御同意不可有別義事、

若有詐者、

「朱カキ」
「天正八年」

(義弘)
忠平

(頼房)
相良殿

「相良頼房」平之御神文」

1187

「正文有之」義弘公御譜中ニ在リ」

態捧啓書候、仍去秋時分被對相良義陽御神文到來候、其御返事翻寶印之裏、覚悟之旨被申願候条、城親賢以同前令准覽候、於此上者、可然之様御分別最可目出候、其段委曲彼使僧ニ申聞候之間不能審候、可得御意候、恐々謹言、

「朱カキ」
「天正八年」十二月十三日

顯孝(花押)

鳴津殿

御宿所

1188

「義久公御譜中」

「上包」
鳴津殿
御宿所

伯者

顯孝

天正八年十一月廿三日、佐多常陸守久政爲將帥、新納武藏守忠元・同刑部大輔忠堯・川上三河守忠智・肝付彈正忠兼寛・上原長門守尚近・比志島紀伊守國貞等領太軍奮出、而欲攻合志之城、先放火於久保田千町、則合志藏人親重黨徒天津山源左衛門者領四千騎許、爲前鋒顯勇氣競來、城越中守親政之旗下平川氏之黨族殆乎三百對之兵刃既接、則不得勝于多勢、而忽馳去矣、薩摩騎步對之盡筋力以挑戰、于時伊集院下野守久治高聲稱姓名斬得源左衛門之首、太刀始也、于時被傷於面上危急之際、川上三河守忠智・肝付彈正忠兼寛・上原長門守尚近・村田右衛門尉經平・上原勘解由兵衛尉尚弘・寺師刑部左衛門尉・菱刈太膳亮隆商・長谷場兵部少輔治純・宮原越中守・落合豊後守・白坂藏人・福崎新三郎能重・井尻主稅助・曾木權介重正・大乘房等勇進挑戰、又一方比志島宮内少輔國貞率市來之士卒、新納武藏守忠元・同刑部大輔忠堯率大

口之士卒、大將佐多常陸守久政率諸所騎步競闘、漸合志之軍敗、則伏屍者百三十餘員也、鎌田尾張守政年入道寛栖唱凱歌、而後歸入師於熊本者也、
天正八年十二月十三日、薩隅日賢將勇士功名名遂、悉以去於熊本、歸於薩摩也、

『長谷場越前日記云』

〔天正八年也〕

〔合子藏人親實〕

一同十一月廿三日、肥後の國中合子表に薩摩勢を討出し

て、久保田千町放火させて開せらるゝ処に、合子衆の先手として、大將ニハ大津越前守、四千騎計引卒して如雲霞懸來る、矢師嚴敷いからみて打物取て切り入れは、城方之披官ニ平河之一黨か三百計り逃崩す処を、薩摩の兵もの請留て一同に合戦ス、其中に伊集院下野守と名乗て太刀始そ被成ける、即敵を被討取、面に切疵を得させつゝ難儀至極之処也、懸りける刻に、川上三河守・肝付彈正忠・上原長門守・村田右衛門尉・上原勘解由兵衛尉・寺師刑部左衛門尉・菱刈大膳・長谷場兵部少輔・宮原越中守・落合豊後守・白坂藏人・福崎新三郎・井尻主税助・曾木權介・大乗坊軍勞を仕る、又一表請取て致手柄兵者、比志嶋宮内少輔馬武者ニ而、

『長谷場越前日記』

〔天正八年也〕

敵數百騎を懸け崩さる、市來衆中も同心也、相續く兵ものニ新納武藏守・同刑部太輔・大口衆中同心す、此時の大將佐多常陸守被討出、其外諸所之軍兵我先ニと懸ヶ付て、合子方の大將ニ大津越前守を始として、討取る敵頸數者百卅余人なり、此外に切り捨者數不知、各高名を致し宛隈本へ打歸り、町口ニて勝吐氣被作、鎌田尾張入道之扱も由々敷出立者、唐や張良の上古戰場の有様もかくやおもひ知られけり云々、

一同十二月十三日、隈本を開陳し河尻の津ニつかせらる、宇都・隈本の上下の人薩州衆之行粧を見物して、如何成る天魔鬼神と云へる共、是には争か可勝と令褒美計也、扱こそ功成り名遂て身退は天の道と聞からに、とくく立や軍衆とて、同十四日の拂曉ニハ順風ニ帆を揚げて、三百余艘を出船して走せ下られける程ニ、一日一夜と申ニハ、さつま出水の内ニ有米之洲湊に着岸す、此趣を薩摩守義虎者聞召し、御使者を以て追付酒肴を被爲送、次之日は出水の城江開陳衆を被召寄せ、御振舞を數百人ニそ被下ける、御馳走へ鹿兒島方御賞翫と

そ聞得ける、翌日ハ未明も勇める駒鞭打て遠路を急ぎ
行程ニ、皆本國ニ參着す、地下の人衆之祝言は無際限
けり、國土豊ニ民安く治る御代とそ成ニける、

義久公 自天正九年
義弘公 至同十年

後編 舊記雜錄 卷十三

1191 「御文庫三番箱中義久公御譜中ニ在リ」

天正九年二月廿五日

第十

賦何人連歌

| | |
|------------------|----|
| うくひすの花かさひろきさかり哉 | 久隅 |
| 行かふ袖も野ハ春のかせ | 藤景 |
| 長閑にも雲まの朝日うつろひて | 義久 |
| なかむるかたや月の入山 | 賀雲 |
| とをさかるこゑを小鹿の小田のはら | 篤和 |
| やすらふまゝに露そ身にしむ | 重聰 |

| | |
|------------------|----|
| 古郷となるまでたひに程をへて | 宗位 |
| わくへき道もしらぬ草むら | 芳溪 |
| 水の音いつみのあたりたえく | 友治 |
| 雫はかりののこる岩かね | 可丹 |
| はつ霜や置たにあへず消ぬらん | 季久 |
| さし出る日のくもりなきそら | 常栄 |
| さはかすも眞砂にしはし驚おりて | 忠堅 |
| 柳木ふかきミちのかたはら | 國貞 |
| たか宿の鞠のくつ音かすむらん | 久治 |
| 暮しつかかなり春雨の跡 | 重元 |
| こゝろにもまでハこそあれ夜半の月 | 藤景 |
| あたら秋たつ海士の一むら | 久隅 |
| ふきわたる風ひややかに浪よせて | 賀雲 |
| 汀のあしそからてのこせる | 義久 |
| 爰かしこ鳥やあさりをもとむらん | 重聰 |
| 山本しるくあけはてゝけり | 篤和 |
| たか里とみる計にも打けふり | 芳溪 |
| はやしつゝきのはるかなるかけ | 宗位 |
| 雪にはたいくむら竹のなひくらん | 可丹 |
| 我冬こもりとひくるもなし | 友治 |

こほる日ハかけ樋の水の音たえて

常栄

田つらの道の末かすかなり

季久

つみのこし歸るか袖の朝な〜

國貞

野へハ百千の鳥のさえつり

忠堅

あら玉の年ふりまさる身ハかなし

久治

もろきなみたをいかにつゝまん

賀雲

おもひねのどことハ月にしられぬや

久隅

かたしく秋のよるのすかこも

藤景

かねの聲聞こしかたを問ひやらて

義久

つかるゝまゝにやすむ旅人

重聰

冬かれもしはしま草やのこるらん

篤和

ひろき野面もくまハ有けり

芳溪

さは水のなかれハとをきゆふ日かけ

宗位

小船さしすてかへり行袖

可丹

かすかなる磯屋のすま誰ならん

友治

岩尾つたひのかけはしの末

久治

さきたつに友なふましか打つれて

久隅

子をはこくむにたえぬあはれミ

賀雲

いさめをもおもひしるこそまなひなれ

芳溪

まとのあたりをたちもはなれす

義久

かの聲や暮行まゝにしけるらん

藤景

月かけをそきみしか夜のそら

常栄

山本の花ハ香をこそしるへなれ

國貞

かすむとするもさはりなき道

季久

船人や千里をかくる春のうミ

賀雲

そらより浦のかせのしつけき

可丹

おきこほす末もくす葉の露ををみ

藤景

あきの時雨ハはれミはれすミ

忠堅

ななき夜やね覚いくたひ替らん

重聰

かたふく月によはひおとろく

友治

おほかたにおもはし物よにしの空

義久

むすふいほりにとちやこもらん

常栄

時めくにかすまへられぬミやつかへ

久治

よハほと〜のめくミこそあれ

芳溪

枯し野の草のうへなるあまそゝき

久隅

くるゝかたより露こほるミゆ

可丹

まちわふる袖のあはれハしのはめや

賀雲

書やるふみのかへしたになし

季久

つもりぬるうらミのむくひしらせはや

宗位

よりそひ來つゝうきハものゝけ

芳溪

うらまさによりせてたのむ神心

出しし旅のとをき行末

古郷をおもふよな／＼目もあはす

虫の音ふくる浅茅生の跡

あさ衣月よりのちハ打たえて

聞れぬあきの身やうらめしき

今ハはや其かひさへもなかつちに

もらしそめしをはつる言の葉

のむ酒にみたるゝこゝろまゝならて

まもるともなきいましめの道

ちりかたの花とやかとをさゝさらん

かねこそかすめ春の山寺

浪よする宇治の川つら雪きえて

たてるかたへに残あしろき

友つるやつはさやすめてねふるらん

雲井に風のふき捨し音

なる神ハゆふ立跡の名残にて

色うすくなるにしハすさまじ

ほのかにもみえぬるあきの入日かけ

はやくも出て月や夜を待

篤和

義久

重聰

友治

久治

國貞

忠堅

久隅

季久

芳溪

義久

可丹

賀雲

友治

常栄

久治

久隅

義久

芳溪

可丹

難面きもとけてねになけ郭公

ふねのとまりやたゝありしかた

ゆたかなる家ゑとしるにつとひ来て

うりかふたからつきぬかす／＼

行歸りさはくを市のならひかハ

にはかにすくる雨かせの暮

さはり有て問ぬうらミハいひかたみ

日をえらひてやあひもそめなん

とや出のたかをすへ野ゝあらましに

いさなふかたの道のへの秋

ひやゝかになるも清水やむすふらん

おこなひすますあかつきの聲

手おりつる花をもかめにさし置て

とふを待たる春の稀人

久隅九 藤景七 常栄五 義久九句

賀雲八 國貞五 篤和五 久治七

重元一 宗位四 芳溪九 友治七

季久七

國貞

藤景

久治

久隅

季久

賀雲

篤和

藤景

可丹

友治

久隅

義久

芳溪

季久

忠堅四

重聰五

可丹八

1194

「正文在坊津一乘院」

猶々今度之氣分一向無驗候、乍御辛勞能々御祈念頼

1193

「伊集院氏文書」

伊集院下野守殿

義久

隣國之凶徒依防戰、致粉骨忠節之段、尤以神妙者也、弥可勵軍功之狀如件、

天正九年三月九日

義久(花押)

伊集院下野守殿

「此御書、久治譜中ニ在リ」

好便之条、令啓候、仍去年豊薩兩國和睦之事、以御朱印

被申下候筋目、急度入眼候様ニ是見肝要候、自然於相滯

者不可然候、其故者、至藝州不圖可被及行之由候間、早

速御請尤候、委曲對伊勢因幡守申候条、不能巨細候、

猶道吐可申候也、

「天正九年」

三月二日

(前久)
(花押)

嶋津攝津守殿

嶋津攝津守殿

(花押)

存候、

急度令啓達候、仍昨日十八日從巳之刻、米菊丸氣分惡候、

早晚之咳氣等ニ相替、不見分躰ニ候之条、早々不移時刻

至注進候、當病之間、偏御懇祈可預御入魂之旨、頼存候、

諸慶倍重而可得貴意候、恐惶謹言、

「朱カキ」

「天正九年カ」三月十九日

忠平(花押)

一乘院法印御房

御同宿御中

「上包」

一乘院

忠平

参御同宿御中

「上包裏有之」

兵庫頭

「此書、義弘公御譜中ニ在リ」

(本文書ハ九一八号文書ト同一ナルベシ)

1195

『紹劔日記』

一天正九年辛巳四月、肥前龍造寺肥後南之関ニ着陣、同

十三日、隈部ニ寄、次廿日之比赤星殿落城、是ニ付て

限本之番も難成して無了簡、其故相良水俣を覚悟し、

豊福迄持之間、通路難成也、先々水俣へ御陳可被召之

由候て云々、

1196 「御文庫拾六番箱三卷中」義久公御譜中ニ在リ

態令啓上候、抑去年以学琳坊、兩季下向之義、至御宿老
中申上候之處、被聞食通被成御分別御寄進候、當山御建
立之基、衆徒中之満足不過之候、仍爲此等之御祝儀、織色
二段致進上候、猶委鬼石坊可被申述之条、宜預御披露候、
可得貴意候、恐惶謹言、

〔御譜二天正九年歿ト朱カキ〕
卯月十日

政所坊

連長(花押)

能圓坊

貞海(花押)

富松坊

堯圓(花押)

学琳坊

英勝(花押)

伊集院右衛門大夫殿

彦山衆徒中

〔上包〕
伊集院右衛門大夫殿

連長

1197 「御文庫二番箱義久公一軸中」義久公御譜中ニ在リ

態令啓入候、仍於御分國兩季廻國之儀、去年以使僧致歎
訴之處、被成御納得之由蒙仰候、忝令存候、御敬神之至、
滿山衆徒行者太悦不斜候、倍御國家安全之可奉抽丹精候、
隨而織筋一段進獻之候、表御嘉礼計候、猶鬼石坊可被達

之条、可得御意候、恐惶謹言、

〔御譜二天正九年歿ト朱カキ〕
卯月十日

舜有(花押)

嶋津殿

参人々御中

彦山座主

〔上包〕
嶋津殿

参人々御中

舜有

1198 「尚久一流系圖」

久元

初忠在 童名信龍丸 新八郎 近江守 下野守

天正九年辛巳四月廿二日誕生于隅州串良、母島津右馬

頭忠將女也、

1199 『島津家文書』

(本文書八一八三号文書ト同文ニツキ省略ス)

1200 「正文在文庫」

上卿 水無瀬中納言

天正九年五月三日

宣旨

1202

「御文庫廿二番箱三卷中」「義久公御譜中案文有之トアリ」

条書

覺

正五位下藤原義久

宜叙從四位下、

藏人左少辨藤原充房奉(万里小路)

「上書」
「口」 宣案」

「義久公御譜中、正文在島津安藝守久雄トアリ」

1201

「御文庫廿二番箱三卷中」「義久公御譜中ニ在リ」

「從琉球使僧到來之時之御返書案、此外老中ヨリ別書アリ」
天正九年五月

寔今歲御吉兆祚悅萬祥多幸々々、抑貴國當邦一節渝變之儀、依不寄快改、先滯去夏之比致舟涉之處、爲回礼普門寺、殊同斐嘉脫被任舊務之段、頗以令感憚畢、倍後裔不易之旨本懷候、仍微物銘于別紙、恐惶不宣、

日本天正九年五月七日

修理大夫義久

進上 中山王

「御譜ニ左ノ朱カキ」
「上書ニ有之」
「從琉球使僧到來之時御返書案」

1203

「諏方氏家藏」

一龍へ從當邦曾無隔心事、
一豐州衆敗北之刻筑後案堵之事、
一先年眞連房指登砌返書之事、
付相良家被捨間敷懇望之事、
一天草中質人之事、
一限本江着陣之事、
龍・伯・城自三家相良家懇望之条、義久判紙被指登時、致違變之事、
一寶川内落城以來、相良家へ致加勢之約諾必定之事、

「御譜ニ天正九年秋ト朱カキ」
五月十一日

從御家門様被成下御書候、忝令頂戴、万喜恐悅無極候、仍豐薩和平之儀被仰下候、義久存分直被申上候条、不單口能候、隨而五明十本致拜領、難堪感荷奉存候、乍輕微沈香五十兩奉令進獻之候、此旨宜預御披露候、恐惶謹言、

「天九」
六月四日

伊勢因幡守殿(貞包)

『上井伊勢守』
「案文」

1204

「御文庫二番箱義久公一軸中」「義久公御譜中正文有之トアリ」

依好便、至義久申入候、可然之様御取合頼存候、子細之

段悉皆彼者口上申含候、依御返事可得其意候、恐々謹言、

〔御譜中二天正九年秋ト朱カキ〕

六月七日

隆信(花押)

伊集院右衛門大夫殿

(忠徳)
御宿所

龍造寺

〔上包〕
伊集院右衛門大夫殿

御宿所

隆信

1205

〔御文庫廿二番箱三卷中〕「義久公御譜中ニ在リ」

國中錯亂之刻、不被混其組眞実之御心底、既以神載承候、
倍珍重候、從是 春日八幡茂御照覽、向後不可有違易候、
猶年寄共可申候、恐々、

天正九年

六月廿日

〔神判之御返書〕

(顯考)
伯耆殿

1206

〔御文庫三番箱中〕「義久公御譜中案文有之トアリ」

〔口ウラ〕
〔信長へ之御返札〕

(織田信長)

今度從 上様御朱印、忝令拜領候、遠邦故、未申上之儀、

寔背本懷候、抑豊薩和睦之御嘆、具被仰出候、雖愚辭多

々候、捨自他令應尊意候、以此等之辻、向後盟約之儀所

希候、兼又至隣國御出馬之御催最中候之欵、其刻者可奉

遂相當之馳走候、仍御太刀一腰長光・御馬一疋致進上之

候、旁從 御家門様御前、可然御調達可目出候、恐々謹

言、

〔御譜中天正九年ト朱カキ〕

六月廿八日

義久(花押)

伊勢因幡守殿

(貞知)

1207

〔御文庫廿二番箱三卷中〕「義久公御譜案文在加治木
長谷場傳左衛門トアリ」

〔到來天正九
正月廿七〕伊勢因州上使之時京都江御返書〕

覚

一 御殿祈之事、

一 一日州御領知方之事、

一 一以使可申上事、

一 一相良進退之事、

一 一秋月・龍造寺之事、

已上

〔御譜天正九年ト朱カキ〕

六月廿八日

義久

伊勢因幡殿

(貞知)

「全巻中」「義久公御譜中案文有之トアリ」

〔御譜中ニ朱カキ〕
〔村田越前守〕

從 御家門様被成下御書候、殊更扇子拾本忝令頂戴、誠過當千萬恐悅至極候、抑豊薩和平之御調達、信長様以御相談被仰出候、義久存分雖多候、被應責命候、尤目出度候、仍乍輕塵糸考斤五色、致進上之候、此旨宜預御披露候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
「天正九年」六月

伊勢貞包因幡守殿

「全巻中」「宛月日ナシ」

欲從是申達候之處、結句御報罷成、万々相似疎懷候歟、抑豊薩和睦之御慶、以上使被仰出、雖愚齡多候、御朱印忝之条、捨自他應貴意候、向後者乍遠國會盟之儀、可爲欣悅候、兼又畿内倍靜謐候之哉、珍重候、然者到藝州御出馬之催、尤令存候、其刻者可遂相當之馳走候、仍何々進覽候、聊表御祝義計候、恐惶、

「義久公御譜中ニ在リ、天正九年六月歟ト朱カキ」

「同巻中」「年月ナシ」「義久公御譜中案文有之トアリ」

如芳墨、當家及難儀候處、以上意和平一途事成候、謀御高恩迄候、尤令參陳忝段、雖可申上候、亂劇故不能其儀、慮外至極候、倍於向後、御入魂所希候、猶巨細者一色殿・多羅尾勘澤孫可有演說候、恐々謹言、

〔御譜ニハ天正九年六月歟ト朱カキ〕

「國分宮内澤氏文書」

正宮 雨社殿御造宮茶番次第不同

〔前条同断之人數故略写ス、乍去〕

七番 朝見 田口殿 桑權常陸介殿 道詮 〔とあり、餘ハ同シ〕

天正九年六月廿七日 田所檢校永堅(花押)

〔御文庫拾六番箱三巻中〕「義久公御譜中案文有之トアリ」

被勵隣國之兵革、遙御無沙汰之儀、寔相似疎懷候、抑豊与薩純熟之様被聞食候之歟、義久洵底眞連房申合候之条、具可遂言上候、然者御入洛之御催、頃定而一廉之儀可有之候之哉、就夫者、何様可被勵遠邦相應之忠貞心緒候、仍沈香四斤進覽候、聊補空事計候、可得御意候、恐惶謹言、

〔御譜ニ天正九年歟ト朱カキ〕
七月五日

〔伊集院〕
忠棟

眞木嶋文番頭殿

一色駿河守殿

人々御中

1213

「義久公御譜中」

「案文有之」

「朱力半」
「伊勢因州江老中」

至豊州表容易御越着之儀、長山讚岐介歸宅、巨細承目出令存候、然者進物内致書載候孔雀、先月俄損候、殊談議所茂陳參候、留守義候、慮外至極候、聊以非僞候、京都衆當國へ多々逗留候之間、定而後日不可有其隱候哉、兼又對芦北境着陳、皆此口へ罷居候、然此十日已來、從相良前城三ヶ所可去出由、強難懇望候、養田・高橋始究竟之者共、水俣籠城之上、纔三ヶ所者餘手淺段申渡候之条、近日中何様一途可被屬案裡候欵、細碎可申通候へ共、陳所繁多之儘、不能一二候、恐惶、

「朱力半」
「天正九年七月欵」

1214

「義久公御譜中」

「案文有之」

「伊勢因州江老中」

猶々彼計策之一通、至豊後被成糺明、巨細早々可示預事可待入候、近々無程ヶ様之表裏不及是非候、

其後細々雖可申入候、御滞在所不存、御無音之儀、非本意候、然者從豊州至縣表、計策之子細歴然之儀共候、慮外不及是非候、現形最中之砌、餘相違之段、無御心元候、如此表裏之方者、於京都具御披露可爲肝要候、從豊之一通相副、令進獻候、御一覽所希候、兼又縣境陸路之往還、此刻者寔可被停止御儀定可目出候、其故者因州當時御逗留中ニ、ヶ様之行出來之上者、向後之義非沙汰之限候、此等之趣能々御納得所仰候、巨細尚期來信之節候、恐々、

「朱力半」
「天正九年八月欵」

1215

「御文庫廿二番箱三卷中」
「義久公御譜中案文在加治木衆長谷塙傳左衛門トアリ」

「天正九年辛巳」
「鞍馬寺妙法坊御返案文」

先年就祈念之儀、少地致寄附候之處、爲御礼使書到來、殊更御本尊像御札令拜受候、并扇子・織筋毫端芳志段、欣悅候、乍重翰子孫繁榮之旨、別而可被抽御丹精事、本懐候、仍沈香壹斤進覽之候、餘者卷雲可被達之候、恐々謹言、

〔朱カキ〕
「天正九年」八月三日

義久

鞍馬寺

妙法坊

〔上書有之〕

鞍馬寺

妙法坊 御返案文

〔裏有之〕
天正九年辛巳

1216

〔正文在帖佐乘黒江七郎左衛門〕〔義弘公御譜中ニ在リ〕

連々雖承軍候、未得御意候、仍至 屋形様、乍鹿草諸境
目之立柄申伸候之条、旁以令啓達候、隨而織物貳端令進
入候、表祝意計候、於自今以後者、別而可申談候、御同
意可爲本望候、恐々謹言、

〔朱カキ〕
〔天正九年カ〕八月十六日

〔秋月〕
種實(花押)

嶋津兵庫頭殿參
御宿所

1217

〔義久公御譜中〕

義久謂故舊臣曰、相良修理大夫義陽與島津氏相爲冰炭、
敵於我者有年於茲矣、先是丁北原氏追討之時、射矢於我
軍、又與菱刈氏戰爭之日、增勢於菱刈氏、以故挑戰者三

年、而後爲和諧矣、然而大友氏犯日向州來之際、作亂於
菱刈與眞幸之封疆、其罪莫大也、我今欲攻義陽之領地肥
後州之八代何如、諸臣曰、前日渠之所犯皆然、念不容誅、
今也君之命也、於茲乎催薩隅日三州中軍衆、天正九年辛
巳八月十七日、先島津薩摩守義虎爲大將、北郷氏・喜入
攝津介季久・上原長門守尚近等爲副將、進芦北結陣於井
川比良、丁此之時、義虎之旗下切通主馬・島津出羽率步
卒、進水俣城下、敵兵忽出城門、防戰孔以嚴矣、出水之
士卒不得前進、而退于前川渡去、則敵兵競進屠殺兩輩、
于時我兵馳到其場、攔被傷者、以入我之陣中矣、

同月十八日、率於大軍發於大口、到於小川内設陣柵、義
久在于此、伊集院右衛門大夫忠棟從于我在此地矣、諸將
盡以翌日庚戌到于芦北、以八景之尾築本營、以稱錢龜尾
之地構一陣、守將兵庫頭忠平・左衛門督歲久・中務大輔
家久及率五十个所之軍衆、在于此地、又欲往還之無障、以
熊牟禮構一陣、守將島津右馬頭征久・川上上野介隅久・
新納武藏守忠元率三十个所之衆、在于此地、而攻責者甚
嚴矣、義久登小川内之多久美尾、臨芦北爲諸下知矣、漸
逼于水俣城傍、以稱輕石尾之地築近陣、守將樺山氏・加
治木氏・顯娃氏率廿个所之士卒、在于此地、且復結間垣

於二重、日夜攻責無更止時、同廿日、義久亦去小川内に
芦北、入島津薩摩守之所守井川比良之陣也、此間有一將
裁一句、書之於矢射贈城裏者、曰、

「島津圖書頭久通編輯之世錄記ニアリ」

秋風にみなまた落る木葉かな

義陽之士深木氏某云云、次之云、

「同」

よせてハしつむうら波の月

我兵誦此句憤以又云、

「在軍記」

眞砂地を鳴たつかりの嶺越て

我之士卒僉云、汝沈我浮、而挑戰者甚急也、無晝無夜犯
之侮之、鬨聲矢叫鐵炮之響、可謂聲折江河勢崩雷電、天
地震動鬼神可驚、而況所假血氣淫情怒之凶徒、何有不寒
其膽動其心者乎哉、八代之士蓑田信濃守・高橋駿河守・
宮之原縫殿助等救來在水俣城裏、而窮困無物欲比、於茲
乎義陽與故舊老臣俱議請降曰、可獻水俣・津奈木・佐敷・
湯浦之四壘、義久不可、再請曰、芦北・七浦共去之、且
息男兄弟二人爲質以可獻焉、由是義久謂老輩等曰、我聞
武以不止爲不是、速可應渠之請、取質解圍也、

1218 「義久公御譜中」

（本圖ハ一二七ノ号ト同圖ニツキ省略ス）

1219 「義久公御譜中」

義陽之所出之質已受之、故天正九年九月廿日、使比志島
宮内少輔國貞、受水俣城、而後解圍所以降去之士卒七百
餘人、送之於八代以下在在所所者也、

天正九年九月廿六日丁亥、義陽來乎佐敷、獻津奈木・佐
敷・湯浦・日名子・久田美・高田之諸壘、而見乎義久云、
寬仁大度謝亡赦之宥重罪、且云、可改先非抽後忠也、義

陽之息男兄弟爲質來者、放之於隅州櫻島、或亦曰向之島其後義

陽請息男等櫻島屈居之有窮困、不得已而容其訴、令兄弟
去向之島居鹿兒島、於茲乎義陽匪畜長子之告修冠服、請
許當家諱字、乃諾稱四郎太郎忠房、而後兄弟共送球麻止
所質、義陽銘其愛情不淺於心肝、經日謂報謝其厚恩曰、
吾惡阿蘇氏之未屬島津氏、向夫黨徒早遂一戰、當顯心服
之實、願賜檢證之將、義久容其言應其求矣、

1220 「義弘公御譜中」

相良修理大夫義陽者、肥後州八代・葦北・球瀧三郡之主、

所島津氏之爲仇敵年已尚矣、不得已而催數万甲兵、天正九年辛巳八月十八日、太守義久主發於大口城、到於小川内、多久美尾所以令爲指揮也、翌日庚戌諸軍進葦北、以設總陣於八景之尾、將帥乃忠平、而副將平田美濃守光宗、上井伊勢覺兼・本田下野守親貞也、其餘錢龜之尾・輕石之尾・熊牟禮・井川比良、各設陣柵圍水俣城、無晝無夜侵之侮之、丁此之時、八代之土養田信濃守・高橋駿河守・宮之原縫殿助等、勸義陽到佐敷、欲陷薩摩之陣、然而竟以不能、而水俣守兵請降、九月廿日逃去、義陽漸々減勢、日々增窮、請獻津奈木・湯浦・佐敷・一瀬・日名子・久多美・高田等之地屬旗下、許之、使比志島紀伊守所獻之受敷箇地、九月廿六日、義陽來乎佐敷見乎 義久主、頓首再拜謝罪、且云、可改先非抽後忠也、息男兄弟稱質獻焉、經數日後義陽曰、我向阿蘇氏、當遂一戰心服之顯其實也、

1221 「石馬頭征久譜中在忠興一流」

天正九年辛巳八月十八日、義久主將大軍、發向肥後、欲攻相良修理大夫義陽、征久爲從軍、先陣既入葦北郡、則構陣營於所勝地、其中錢龜尾一陣征久將之、川上三

河守忠知・新納武藏守忠元副之、既而諸將相共日夜攻擊、而城危在旦夕、義陽不忍見之、而獻數多所領、出質請和、因是 義久主令諸將解圍、

1222 「北郷忠虎譜中」

天正九年辛巳八月十八日、太守義久公爲征相良氏、出張于肥後國水俣、島津薩摩守義虎・彈正忠忠虎爲兩大將、構湯川平之陣、

1223 「薩州庶子西川氏系圖」

二代 忠陽

初忠直 伊勢守

天正九年辛巳八月二十日、於肥後國水俣戰死、年四十四、于時藤川萬兵衛尉・石塚八左衛門尉・八郎右衛門亦戰死也、

「此戰死、左ノ殉國名數ニモ洩ル、也」

1224 「殉國名數中」

天正九年辛巳

八月八日、宮原狩野介景明肥後水俣輕石尾にて討死、切通左馬允肥後水俣

にて戦死、島津出羽守同上、

十二月、相良修理大夫義陽既に降服して甲斐宗運か三船城を伐んと堅志田に出陣し、響原にて

戦死、

吉利三郎五郎久盈天正八年肥後水俣戦死、此年の誤歟

1225 天正十年壬午

十二月、伊集院若狭守忠次筑後田尻にて戦死、

此年、鬼塚助左衛門秀兼肥後花の山城戦死、

1226 「義久公譜中」

一天正九年八月十七日、島津薩摩守義虎爲大將、北郷氏・

喜入攝津介季久・上原長門守尚近等爲副將、相良修理

大夫義陽領地肥後州之八代ヲ攻ム、

「忠元勲功記」

一天正九巳八月、相良義陽此前ニ者北原被爲退治候節致

後詰、又菱刈被爲攻砌茂加勢を遣し、又耳川御出陣之

留主ニ者大口を伺ひ、此節又隈本等之番手共舟路不自

由ニ付、芦北邊陸路之相談茂許容無之、旁御懇ニ思召、

此月 貫明様初上、御兄弟様三州大軍被召列、御攻伐

被遊、同十七日、先陳芦北ニ打入、同十八日、貫明

様御出馬、大口小川内巧ヶ尾ニ暫御陣所被相建、同十

九日、先勢を以水俣城被爲取圍、其節忠元茂御談合衆

ニ而、大口人衆召列、先陣 中書家久様御手ニ付罷立、

日夜戦功相励候、寄手之城中連歌之贈答有之、

「イニ秋風に皆又落る」

おちて皆又秋風の木の葉哉

よせてハ沈む浦波の月

右通ニ而、其後者城中より句茂不得仕由、

「此事他國ニ茂申傳へ聞書仕候者も有之、秋風に皆又落る木之葉哉、

武藏、よせてハ沈む浦波の月、宗雲と相見得、且水俣の城主も名字

失念、入道して宗雲と爲申由、書記候得共、勝目聞書ニ右之通相見

得申候間、三舟之甲斐宗運与聞誤爲申ニ可有御座候」

左候而、義陽城中之難儀を見兼、芦北七浦之内、水俣

城・津奈木城・湯浦城・佐敷城・市之瀬迄五ヶ所進上

ニ而致和降度、息男四郎太郎等兄弟を人質ニ差出被相

願、同廿日、圍も被爲解、同廿六日、義陽佐敷江參調、

貫明様被爲逢、此時勝吐氣之儀者、忠堯与川田駿河守

義朗に被仰付、爲相勉由御座候、

1228

「在忠元譜中」

九州の内筑前國か肥前國かに、ミなまたといふ城有よし、城主ハ入道して名字失念、宗雲籠城いたされ、寄

手薩戸侍二色武藏かの城にむかひ責たゝかふうちに、

むさしかたより矢文にて發句つかハし候、

秋風にミなまた落る木の葉哉

武藏

よせてはしつむ浦波の月

宗雲

如此脅をいたされ、城中より矢文の返しいたされ候処ニ、又々武藏かたより、なか／＼の御籠城にて御氣もつまり候へんまゝ、陣中へ御出なされ、一會興行仕たく候よし、かさねて簡文を以申されし所ニ、宗雲敵陣出、百韻いたされしよし、いまにかの國の内にあるよし、去仁かたられしまゝ書付侍り、誠名將たらむ人は、心もすなほにやさしき事、義理のつまりたる事也、

「此古書付、磯水孫四郎と申人、曆学稽古ニ付京都へ在京中に見出し被持下候を見候而、本書の通に写置也、書手名不相知」

「在忠元譜中」

（本文ハ一一六七号記事ト同文ニツキ省略ス）

1229

1230

（本文書ハ一一六八号文書ト同文ニツキ省略ス）

1231

『勝部兵右衛門聞書』

一天正九年辛巳八月上旬の比、義久仰せ出されけるハ、かの相良義照其古を聞にも、薩戸の質と成者也、近年北原を追伐せんとせし時も後矢を仕り、又菱刈を退治せんとするにも、大口に大軍を入置薩戸を防ぐ故に、三年の軍勞沙汰の限りなく、又大友下向の折節も、隣所として加勢したりとも不惡、^(悪カ)剩へ眞幸・菱刈江心を掛られし事、何より吳様の次第也、此節七浦江自身向ふて叶ましと宣へハ、一門宗徒の人々、御意尤の至也、然ハ早速其調法すへきニそ定りけり、境目なれハ先義虎陳場を見せらるへきの由仰せらる、鹿兒島より爲檢見少々申受、先陳として横川平に陳をそとられける、其翌日出水衆一家ニ、出羽守實忠・切通左馬允足輕共を相具て、水俣城籠ニ差掛ル之処に、城中より出合烈戦ひける間、出水衆及難儀引退れける程ニ、前川の渡瀬に迫着合戦し、即出羽守・左馬允をそ討取ける、慈の兵落合て漸々手負を迎取、陳中ニそ引入ける、去程ニ、太守義久三州の大軍を引卒し着陳之由仰出されけ

る、相良此由を聞よりも犬童美作守・息ノ軍七、八代
 之奉行東左京亮・蓑田信濃守・高橋駿河守・宮ノ原周
 防介其外宗徒の究竟の者共ヲソコメラレケル、相良軍
 命傾きけるかとそ申ける、

『公』

一 去程ニ同九年八月十八日ニ、三州の軍勢都合五萬三千
 余騎水俣城江押寄、陳をそ着られける、先八景か尾と
 申ヲ御陳として義久腰輿を居られ、二萬三千餘騎にて
 堅らる、銭かめか尾と申所ニハ、兵庫頭忠平一萬七千
 餘キ、出水陳と申ハ、薩厂守義虎一万三千餘キにて堅
 らる、去ハ陳を取て水俣の体を見給へハ、熊の牟禮と
 輕石か尾を陳ニ取給へハ、つなき・湯の浦の通路を塞
 く所也、然ハ陳を取れとて、八景か尾を差棄て出水陳
 ニ御坐を移されける、銭亀か尾にハ忠平ニ相從ニ、伊
 集院右衛門太夫・佐多常陸守・新納近江守・頼娃左馬
 介、執事川上三河守・鎌田刑部左衛門尉以下宗徒の人
 々數百騎、熊の牟禮の陳ニハ左衛門太夫歳久・右馬頭
 幸久・圖書頭忠長・豊後守久親、相從ニハ新納武藏守
 ・肝付彈正忠・山田越前守以下宗徒の勇士數百人の人

々、輕石か尾の陳ニハ中務太輔家久、相從河上上野守
 ・柘山安藝守・大野治部太輔・桂常陸守・伊集院下野
 守・同名肥前守・同名美作守・猿渡越中守以下宗徒の
 侍數百人、其外三州の大名郡司御陳ヲ取圍ミ、堅く守
 護しける、去間城へ攻寄せ間の垣を結廻シ、仕寄物見
 を作り掛ケ、大鉄放を打込入、本陳を始として諸陳一
 同ニ吐氣を動と作れハ天地震動して、焔しく煙摩天ニ
 挙げハ闇かとそ疑へる、城中の人々切廻と成ければ遁
 かたくそおもひける、されとも如何すへきやうなくし
 て、一日二日と日を送りける處、陳中より發句をして
 相良か方へそ送りける、

おちて皆又秋風の木葉かな 薩厂方よ

よせてハしつむ浦なミの月 相良方より

眞砂路をとひ立厂の峯こえて 薩厂方より

如何なる人の仕つらんと申に、後傳へて人の申けるハ、
 鹿兒島の住人に瀧聞美作守と云人發句をして城中へ送
 りけるに、相良方ニ奥越前守と申人脇句をして陳中ニ
 送り返しける、第三の句を新納武藏守又讀て送りたり
 しを、相良方功有人々是を聞て、ケ様の事ニ付てこそ
 人の呉恨も出來、又後の嘲共成もの也とて、其日より

此を止ニけり、昔楠正成宮方ニ参り、金剛山へ登り城
 柵を構る、関東勢ハ十萬騎押寄、日々に手行を替て攻
 之といへとも、急速難落去ノ間、たゞ取巻て長陳し粮
 を断へし、自降を乞て降参せん事有まし、軍を被止へ
 しと下知せられけれハ、諸陳皆徒然ニ堪兼て、花下の
 連歌師共を呼下し、一万句の連歌をそ初めらる、發句
 をハ長崎九郎師宗そせられける、

さきかけてかつ色見せよ山さくら

脇句をハ工藤次郎左衛門尉、

あらしや花のかたきなるらん

と付られたり、誠詞の縁巧にして、句の体ハ優なれと
 も、花を花になし、敵を嵐に喩けれハ禁忌なる、後
 ニそおもひ知れける、相良方よりよミける、浦波の月、
 としけるに誹を申人そ有けるか、無程水保も落城と成
 ニけり、去程ニ水保を取巻、晝夜無隙攻ける間、城内
 之人くハ籠中鳥、網中の魚のことくニして遁へき方
 もなし、八代の宗徒の者とも皆籠たれハ、相良の義照
 佐敷へ續き寄、いかにもして一陳攻破らんとおもひ、
 薩广陳の体を見られけれハ、大軍ニして其勢夥敷おほ
 きを見て、不及其儀ニも力盡て思ハれけるか、自夫和

談して籠城者を助んとおもひ、水保・津那木・湯浦・

佐敷・一野瀬迄五ヶ所を去、改前非を、自今已後御旗
 下ニ属すへしと偏ニ被佐ノ間、前科を差乗られ、呉恨
 不殘疾ニ和儀可然の通り仰らる、相良喜ひ果して御慈
 ニ参られける、其時義照の嫡子佐敷へ差出し被加冠、
 義久島津の家之字久・忠之間可被名乗之由被仰、深水
 三河守承り、誠々忝次第也、自今已後ハ無二の奉公可
 仕之間、忠節の忠の字をと望申され、四郎太郎忠房と
 名乗ける、侵病早世なるか故ニ、舎弟四郎二郎連續す、
 今の宮内少輔是也云々、

1233

「在村田氏小掛物」

天正九七諷方法樂に、

一立ましる松も一しほの花野かな

忠元

同秋芦北於陳中、

みるめをもち鳴秋の海へ哉

同於陳中さしむきのつなきと云城ノ敵城をミテ、
 露をはにつなきとむむる草もなし

1234

『長谷場越前日記』

一奉對薩摩方、求摩八代の郡司相良義日御敵心を被致事
雖及數ヶ度、被加御慈悲処に、天地の時ニ至るニや、
猶々弓箭を被成ける、此旨不及是非とて、天正九年八
月十七日、肥州之内芦北表水俣と云へる在城を可被攻、
其爲ニ先勢ニ薩摩守義虎鹿兒島衆を爲見使少く被申請
る、よこかわびらニ御陣取を被成けり、此日出水衆に
切通左馬允、薩州一家ニ出羽守足輕を相具して、城麓
ニ被差寄処ニ、無程城衆出合て、きび敷防戦任り及難
儀ける間、出水衆ハ引退く刻ニ、前河の渡瀬迄責付て
合戦し、太刀下ニ右兩人被討取者、味方の兵もの落合
て、手負の人々迎取り陳中ニ被討歸て、扱同廿日ニハ
御太將義久様薩隅日の大軍衆を如山引卒て、御乘陳を
被成けり、然者八景が尾の御陳ニハ義弘様、三萬余
騎之御太將ニて被堅メ、又熊之卒禮の御陳ニハ、左衛
門督年久、相ならんて右馬頭式萬余騎ニて被固メ、又
輕石か尾の御陳ニハ、中務太輔家久、相并て川上上野
守、此外宗徒之軍兵を貳万余騎ニて被堅メ、懸りける
処ニ、肥州八代の住人ニ養田信濃守・高橋駿河守を始
として、究竟之者共ハ籠城ス、相良之運命傾けは、積
悪余災と見得來る、間の垣迄被結せ、夜詰日詰ニ攻め

成て、大鉄炮を被打せ、御本陣を始まれバ、八景が尾ニ
熊之卒禮、輕石が尾にあいの垣つもり番ニ打續き、天
地も震動夥敷、煙も厚く立渡り闇かと思ふ氣色也、其
時ニ城内衆肝魂をくらまかし、山潜りて求摩の方に遣
せば、相良義日は迷惑して御侘を被申上て、預御赦免
者、あいの垣をひらかせて、致籠城人との一命を被助、
御恩賞を忝奉存知、其御禮として佐敷・湯之浦・津奈
きの城合せて三城捧らる、和平ニこそハ成ニけれ、同
九月廿日ニハ城受取として比志嶋宮内少輔を被遣、せ
びかぎを請取られ、八代衆地下共ニ在る所ニ送付け、
安堵之思ひニ住す也、於爰忝く奉存知、別泪に沈み宛、
袖をひたす計也、故ニ御高恩を報ん爲、相良方ハ對阿
蘇家爲手切、弓箭を被致、高佐・堅志田・御舟と隈之
庄の境目に岩下町を破却して、河のほりを放火させ退
んとせしか共、既ニ運命極りて相良の小家も世に不立、
御舟の猛勢打出て、隈之庄衆ニ取合て後切をせし故ニ、
雖致手柄、義日の手勢ハ無人成り、一足不去ニ合戦し、
其場ニ而則戦死を被遂、爲恩社哀なれ、忠ニ進む侍之
一枕ニ不殘討死仕る、就夫云々、

1235

〔古物語〕

一水俣御ちん之刻、薩摩の城を御受取被成候ハ此城ニ而御坐候坎、敵はりをうめ申候、其時市山ニ居中被仕候馬場名字之人、其はりをこゑ、則せんし被申候、然處ニ刑部大夫殿はりをきりおこし被成候而、此方人數過分ニたすかり申候、今迄も其咄折々有之候、

1236

〔古物語〕

一矢崎の御ちんにて拙齋御てから被遊候ハ、中書の相しるし敵より取申候、其時丸田休右衛門被申候者、中書の相しるしハ城に登申候、拙齋何とておそく御かゝり被成候哉、さあ／＼御いそぎと申上候、其時拙齋よこいり被成候而、ゑいさあ／＼にて御登被成候故、城おち申候、比者天正九年八月吉日、丸田休右衛門年拾六、敵討申候數三拾六人討取申候、

1237

〔御家圖抄〕
日新公御子
女子

肝付河内守兼續室
〔天正八年辛未生〕
於薩州伊作誕生、母島津薩摩守成久女、

天正九年辛巳九月三日卒、年七十一、葬于始良舎粒寺、法名月庭桂秋大姉、

1238

〔喜入季久譜中〕
〔正文在當家〕

追而馬介一懸大守江令進獻之候、可然様可預御心得候、隨而太刀一腰進之候、誠表祝志計候、恐々謹言、

九月十一日

玄蕃頭昭光(花押)

謹上 喜入攝津守殿

眞木嶋

〔上包〕
謹上 喜入攝津守殿 玄蕃頭昭光

1239

〔義久譜中〕
(本文ハ一二九号記事ノ一部ト同文ニツキ省略ス)

1240

〔星野氏文書〕

如仰連々雖可申承候、立柄就不自由、無音罷過候、誠所存之外候処、預御懇問候、本望此事情、仍肥州表之儀、無殘所屬御所勘候、千勝萬勢候、就此等之儀、太刀一腰

并百足被懸御意候、御丁寧之至吉悦至極候、殊筑後表之儀、御談合最中候之処、豊陳敗北之由候、尤目出候、彌諸口御靜謐不可有程存候、雖無申迄候、倍以御賢慮貞心之御覚悟專一候、委細猶御使者申治候条、不能詳候、恐々謹言、

〔天正九年〕

九月廿六日

新納武藏守

忠元(花押)

星野九郎殿

御返報

〔右ノ眞本ハ新納家ニ在リ〕

1241

〔御文庫ニ番箱義久公一軸中〕「義久公御譜中正文有之トアリ」

去夏時分預御使書候、畏悦不少候、早々可遂御礼候之處、依遠方于今押移候、聊非心疎候、將又其表御弓箭倍御賢慮肝要候、於自今以後者、何様別而可得御意候、仍而太

刀一腰・馬一疋令進入候、誠表御礼許候、恐々謹言、

〔御譜ニ天正九年ト朱カキ〕

十月廿八日

行直(花押)

嶋津殿

御宿所

伯耆

〔上包〕
嶋津殿
御宿所

行直

1242

〔御文庫廿二番箱三卷中〕「義久公御譜中ニ在リ」

〔來年 上様御上落之御談合ニ而、球國へ御用之物御求ニ、飯牟礼紀
〔天正九年霜月〕
伊介從老中被指下時之御書案、此外老中ヨリ三司官へ一通別ニアリ〕

依航遠之波海遙、絶音容頗以背意懷早、抑隣邦之凶徒累年致疎妨之条、鬱憤難止、去秋已來遂干戈、數城無悉属帷握、九州不殘加號令之故、非万障之輩案寧之刻ニ候、倍球与薩不違先蹤之筋、膠漆之契約尤本悦候、仍甲二刎・腹卷二領、寔補拙印而已、猶國老可申達、恐惶不宣、

日本天正九曆霜月五日

修理大夫義久

進上 中山王

〔相良氏文書〕

〔本文書ハ一二五五号文書ト同文ニツキ省略ス〕

〔此御案文、御文庫廿二番箱三卷中ニ在リ〕

1244

〔正本在上持孫兵衛〕

依好之儀、先年親成・相州御懇切之上、殊爲證跡一翰預

1246

候、諒後代之覺本望候、然者万一就名字之儀、兩家へ諸役等可被仰付時者、親成・久綱一筋者左、愚拙一筋者右を可仕候、余之土持名字之次を公儀ニ者仕間敷候、於御納得者所希候、恐惶謹言、

天正九年

拾一月廿日

正信判

土持彈正忠殿

人々御中

〔包紙〕
彈正忠殿

人々御中

正信

〔裏紙〕
八木越後守

1245

〔枕山氏藏書〕

雖未申通候、染筆候、抑今度京都依不慮之錯乱、諸事無外方故、匠作へ以使札申候、此砌於預馳走者、可爲祝着候、仍五明三本遣之候、猶進藤筑後守可申候也、狀如件、

〔天正九年〕

十一月廿六日

〔信尹〕
(花押)

〔善久〕
枕山安藝入道殿

〔在喜入式部太輔久道譜中〕

〔正文在當家〕

雖未申通候、染筆候、抑今度京都依不慮之錯乱、諸事無外方候、此砌於預馳走者、可爲祝着候、猶進藤筑後守可申候也、狀如件、

〔朱カキ〕
天正九年十一月廿六日

〔朱カキ誤〕天正十年也

喜入攝津守殿

〔信尹〕
(花押)

〔上包〕〔季久ノコト也〕
喜入攝津守殿

(花押)

1247

〔喜入氏藏書〕

雖未申通候、染筆候、抑今度京都依不慮之錯乱、諸事無外方候、此砌於預馳走者、可爲祝着候、猶進藤筑後守可申候也、狀如件、

〔朱カキ〕
天正九年十一月廿六日

〔信尹〕
(花押)

喜入式部太輔殿

〔上包〕〔久道也〕
喜入式部太輔殿

(花押)

〔此書、喜入季久譜中ニ在リ〕

1248

〔御文庫廿二番箱三卷中〕

〔全巻中〕

〔本文書ハ一二四号文書ト同文ニツキ省略ス〕

〔此二通之案文、天正九年比坎、此年ノ末ニ載置也〕

〔義久公御譜中〕

天正九年十二月二日壬辰、義陽率師旅、甲佐・堅志田・御船・隈莊之交進岩下町、破卻斬得敵首者少寡、且川之上下左右悉放火去、而欲退師之際、御船城主甲斐宗運聞此逆心之告、則嘆曰、義陽忽屬薩摩之旗下、爲阿蘇氏之敵、報舊恩以干戈、今日發向盡筋力以斬渠之首、欲快吾心奮出、義陽屯響原矣、宗運指揮衆兵、自原野之陰所、潛進銳兵遮義陽之後、自前後以多勢競攻、義陽雖盡兵術、騎歩衆寡強弱、何敢得長防鬪乎、義陽立被屠殺者也、由是相良氏之領地、球麻・八代擾亂不穩、宛如風燈也、以故請救兵於薩摩、不忍渠之聞危急、使新納武藏守忠元爲將帥、而率大口・羽月・平泉・山野・曾木・本城・馬越之騎歩、馳往其地入八代城及高田・關・高塚・谷山・小川・樋副、警衛者堅矣、

天正九年十二月二日、義陽率師旅、向甲佐・堅志田・御船・隈莊之交、破卻岩下町、斬得敵首者少寡、且川流上下左右悉放火去、而欲班師之際、御船甲斐民部入道宗運聞此之告、則慨然曰、義陽忘舊恩、忽屬薩摩之旗下、爲阿蘇氏之敵、報恩惠以干戈、無物取譬、今日發向斬渠之首、欲快吾心奮出、義陽屯響原也、宗運指揮進銳兵於原野陰所遮義陽之後、突出自前後以攻之、義陽雖曰盡兵術爲防戰、師旅衆寡強弱、何得長防乎、義陽立所屠殺也、由是相良氏之家危急宛如風燈、以請救兵於薩摩、仍使新納武藏守忠元、領數百甲兵、馳守八代城及外壘等者也、有故義陽之弟相良大膳亮者、元雖爲津奈木之宰、與兄義陽不和、龜縮谷山之地、後屬薩摩旗下、居飯野矣、天正九年十二月二日、義陽戰死之後、不計攻入上求麻、由是郡中騷動不可勝言、忠平聞其故、則馳价使於求麻、召大膳亮止其逆亂也、

〔勝部兵右衛門聞書〕

一薩厂の人々義照慈に参といへとも、其奥意の程いかならんと疑しく申合り、義照聞之出、去らハ對阿蘇家一

軍して、薩尸の人々の晴闇意とて、其年の十二月三日、高佐・堅志田表に打て出、東左京亮を始、深水・犬童・蓑田・高橋・宮之原を先として其勢五千計打て、堅志田・美船の境目ニ岩下町と云処を破却して、敵數打取其邊を放火し、堅志田の麓を破り相戦ふ、大方相良方勝利なる処に、美船主甲斐の入道宗運人ハ左ハなきものぞ、日來一味同心の誓書を申かハせしに變盟、今日阿蘇家ニ弓を被引事何より以いこんなり、天の道未違誓、罰いかてかなかるへき、倡いや一師せんと打て出る折節、義照ハ一師得利心安、遙後ひゞきの原と云所へ、兒や法師、或老たる者共相集て酒宴してそ居れける、宗運尾影むよせ來をおもひも不寄、吐と時を作て翔出、慕覆て混打ニ皆悉く討取れハ、義照も頓て討死し給へり、左京亮是を聞て、今ハ何をか可護とて、即打死したりけり、自夫志有侍共ハ思くに打死す、其外の者共ハ漸々八代に引歸る、哀れなる消息也、如此なれハ、相良領分三郡足浮騒きあへる夏、何にたとへん方ななし、仍て自八代薩尸へ番兵を申請らる、近方なれハ新納武藏守菱刈・牛屎兩院の勢を引卒して、八代互打入らる、漸八代靜りぬ、

1253

「友野甲斐入道奉公覽」

一八城代・小川かいどう其外五六ヶ村地頭として、松浦筑前守殿へ被仰付候処ニ、無程仕違如京都之走被申候、其跡被仰付候而申付御奉公申上候、甲佐・かたした・三船・隈庄・吉松之陣、筑紫・岩屋之御陳迄辛勞申、御奉公仕候、小川・内田かいとう人數三百人余召懸候而御奉公仕候、無其隠候、鹿兒島之諸歴々衆御存知候事、

1254

『勝部兵右衛門聞書』

一然處ニ義照弟相良大膳亮と申ハ、前津奈木の地頭にて有けるか、義照不快して八代の谷山へ押籠られて御坐ける、義照戰死以前に谷山を逃去、隅州眞幸へ打越、兵庫頭を頼ミおしけるか、其十二月下旬の比、上求麻へ打入る、求摩郡中騒きあへり、皆人の心も區々に成、去れ共薩尸の所爲ならされハ、大膳を偽寄諫て眞幸のことく呼返し、求麻の逆乱治りぬ、其時八代の老名ともの中より申入らる、彼八代と申ハ宇都の顯高の本領也、ケ様の乱節なれば押入り知行もやせられん、殊ニ阿蘇家義照を打取たる折節なれハ、押々打入んなとハ被思儀も有へし、或ハ相良年來の者の中ニも大膳

亮を申請んとおもふ者もあるへし、其外大友・龍造寺方など引人も多候へ、以後ハ事煩からん事ハ治定也、今ハ早相良家の自滅來と覚候、八代を薩ノ太守の御領と成、御恩を以哀れ今一度美船を隨へ、義照の追膳ニせんと存る也、聊なから爲伯か心中如何ニ存候、先爲伯ニ腹を切らせ、東黨の者共を追伐し候へ、別の事候ましと頻ニ訟へ申ける、太守誠ニ義照無別心戰死の跡なるを、無由知行せん事如何と辭退し給へとも、其理を以頻に訟へける間、然ハ他之八代と成ハ相良の爲ニも薩摩の爲ニも悪しかりなんとて、明ル天正十年の正月、阿蘇家追討ニ事寄せ、薩ノ大勢八代に打入、養田・高橋・宮之原などに語ひ合、八代の執事頭東ノ爲伯ニ腹切也、東黨の者凡打果、肥後表相良領五ヶ所ハ前ニ差上らる、此度田浦・二見・毘那子・幸田・八代・関・高塚・富福迄御領と成ニけり、義照息男四郎太郎・四郎二郎兄弟も年來住馴し古郷をハ名残惜しくも立別れ、求ノ山家ニ送られけり、志有侍共ハ御供の人も有、後より慕行も有り、居着之人ハ皆御家人とそ成ける、自夫八代を兵庫頭殿御領分と被仰出けるか、依御辭退平田美濃守を地頭職ニ成れける、此

等も辭退申されけれハ、後ニハ伊十院右衛門太夫を地頭とそ被成ける、如此なれハ小野・森山と松波瀬の通用の爲とて、八代之内花ノ山と云所ニ新城を構へ、人數少ニ移置、城の衆頭を木脇刑部左衛門尉被仰付、求麻・八代の人ハ薩ノ勢に相加へ入番勤させ、諸軍ハ先々引せらる、

1255

「義久公御譜中」

「案文有之」

芦北表着陳之刻、被改先非、別而可爲幕下懇望更難黙止、致納得候畢、其眞実故、今度至阿蘇家粉骨、剩親父義陽名譽之戰死、寔染肝堪感者也、此忠懃永々互不可有愆變基ニ候、仍狀如件、

天正九年季冬十二日 義久

相良四郎太郎殿

1256

「公御譜中」

有故相良義陽之弟大膳亮者、先爲津奈木之宰、而在此之地、然而與兄義陽有不會之事、故去津奈木、縮居乎谷山之地、後歸服乎薩摩來居于飯野、義陽戰死、而後不計討

入于上球麻矣、由是球麻郡中騒動非言之可伸也、兵庫頭忠平聞件變事、則遣使節於眞幸、召大膳亮所以止其逆亂也、

1257

「義久公御譜中」

「正文在小根占町の妹尾利左衛門」

大隅國根占湊小鷹丸

船頭妹尾新兵衛尉

琉球

「御朱イン」印文義久

天正九年辛巳二月廿一日

義久(花押)

下

「上包」
琉球下

1258

「義久公譜中」

一天正十年正月、許球摩一郡於四郎太郎忠房、立相良氏之家也、相良氏之舊領悉附與兵庫頭忠平也、
八代城・関城・高塚城

種脇城・小川、谷山共城數七也、

1259

「正文在川野湘雪」「義弘公御譜中ニ在リ」

今春之御慶珠重々、仍頃眞つほ堀出候よし、有方より傳

承候、一覽之儀是非以大望に候、定近々參降候へく候哉、必隨身あるへく候、返々まち入計候、かしこ、
「朱カキ」
「天正十年カ」正月二日

一樂

まじる

義弘

1260

「正文在蒲生衆谷口宮内左衛門」「義弘公御譜中ニ在リ」

雖未申通候、令啓上候、仍當國爲御靜謐被成御出張、

誠千勝萬勢候、此等之御祝儀爲可申、段子一端進入候、

然者、親爲事、

義久様、可奉守御下知地盤無別儀候、倍御丁寧可被仰聞

事可目出候、於向後弥忠心之覚悟不浅候、猶重々可得

貴意候、恐々謹言、

「朱カキ」

「天正十年カ」正月七日

「合志」

宣頓(花押)

忠平

參人、申給へ

1261

「正文在坊津一乘院」「義弘公御譜中ニ在リ」

尚々性圓房へ次之刻可預御心得候、

今年之御祝言雖申旧候、尚以不可有際限候、幸甚々々、

抑眞俗可爲御満足候、此方御同前候、仍米菊丸重年益堅

固之段、御懇祈之故ニ候、畏悦々々、弥以繁栄之御祈念

雖不及申候、重疊御入魂可得實意候、猶諸吉永春可申加

候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔天正十年カ〕正月八日

忠平(花押)

一 乘院法印御房

人々御中

〔上包〕
典瑜法印様

まいる御同宿御中

忠平

〔上包裏有之〕

兵庫頭

1262

〔御文庫拾六番箱三卷中〕「義久公御譜中正文有之トアリ」

改年之御太慶千喜萬悦、雖申事舊候、猶更不可有邊限候、

殊重多幸々々、抑如此之爲御祝言、任恒例捧慶書候、仍

五明二本令進上候、奉表御吉兆候、諸佳永日中倍可申上

候、此旨宜預御披露候、誠恐、誠惶謹言、

〔御譜ニ天正十年ト朱カキ〕
正月十一日

左衛門入道時久(花押)

進上 伊集院右衛門大夫殿

〔忠棟〕

北郷

〔朱カキ〕上包〕
進上 伊集院右衛門大夫殿 左衛門入道時久

1263

〔義久公御譜中〕

〔正文在坊津山崎治右衛門〕

薩摩國坊津權現丸

船頭山崎新七郎

琉球

〔御朱印也〕(印文義久)

天正拾年 壬午正月十七日

義久(花押)

下

1264

〔長谷場越前日記云〕

八代より御番兵を被申請處ニ、菱刈者近方とて、新納武

藏守者兩院の軍兵を引卒シテ、肥州八代江被走籠、頃者

天正十年衣更著上旬に薩摩方へ御注進被申上、内手之軍

勢時を不移掛續き、萬方の境目迄も計籌して、宇都・隈

本の通用者海陸共安中也、扱又義日之子息衆へ、此年月

住馴し代之在宅を名残惜しくも立別、求广ニ越ツ山被

成けり、如此子細ニより、小野・守山と松橋・小川之爲

ニとて、花が山と云へる御城を被取せ、移衆少々被指置、

城主者木脇刑部左衛門尉ニ被仰付て、入番衆ハ求廣・八代衆ニさつま衆を被相添、亦日州衆も少人數在番也、か様ニ城を取構へ、先ノ諸所の兵者ハ開陳を被成けり、

1265 「在忠元譜中」

以上

御書面令拜見候、仍芦北表之退、百姓爲被召歸、加藤殿ハ被申候哉、可相歸之由被仰付候、去々年通ニ皆々歸申候、殘而罷居候者、於彼方角不忠仕たる者ニて候、縦爰元ニて被討果候共、罷歸間敷由申候、殊更出家など迄も百姓と申候て、日記ニ書乘候、ケ様ニ内之角と迄も、細ニ書記申候事、不審候、如此之儀者、當時御用ニ罷立候共、境目ニ罷居候役ニ、被成御尋度候、無其儀御返事被遊候、乍恐不致合点候、併以札明壹人成共可相歸候、大口表へ數年雖被申候、此方ハ無余儀走者共候条、互之儀ニ候者、御談合可申之旨、申切候間、於其地被申候覽、惣而出水へ子有、大口へ親有者共候、被聞召合、同前ニ申度候、何篇境目之儀頼申候仁へ相尋申候て、一人成共可歸申候、爲御納得候、恐惶謹言、

新武入

「年間ナン」

正月廿六日

(忠元) 爲舟(花押)

桃山權左衛門尉殿

(忠長) 圖書入道殿
參貫報

(本文書ハ編年ヲ誤レリ、慶長五年ノモノナルヘシ)

1266

「御文庫ニ番箱義久公一軸中」「義久公御譜中正文有之トアリ」

謹而令言上候、抑當年之御祝儀千喜万悦幸甚々、此等之儀、先以去月下旬至新納武藏守申述候キ、重疊爲御礼申上候、仍御太刀一腰・御馬一疋令進上候、可然様御取合可預御披露候、恐惶謹言、

(御譜中) 天正十年ト朱カキ

貳月廿四日

鎮貞(花押)

伊集院右衛門大夫殿

上津浦上總介

伊集院右衛門大夫殿 鎮貞

1267

「古文書写」「義久公御譜中正文有之トアリ」

(本文書ハ一二六号文書ト同文ニツキ省略ス)

『南林寺文書』

一薩州鹿兒島郡南林寺之事、

先考貴久公法名大中良等庵主爲御菩提所定置也、寔雖爲小伽藍、其敬志上透覆憐之天下徹持載之地者乎、因茲、

一不論自他之國人、此山中殺生禁斷之事、

一於永々令寄附田園之事、評付
在別紙、

一當座之及喧嘩、可賴者、任旧法可致其沙汰、於有不忠之輩者、不憚寺内、可成敗之、併兼難定夏、

一寺家門外近、不可致乘馬之事、

一對貴寺、崇敬之儀、向後不可存緩疎之事、

右條々、爲禁逼染筆早者、於當家子孫者、守此書、可致孝行之狀如件、

天正拾年三月拾六日 修理大夫義久(花押)

南林寺住持永重和尚禪師

〔義久公御譜中ニ在リ〕

〔正文在帖佐衆養田七兵衛〕〔義弘公御譜中ニ在リ〕

求广一郡安堵之儀、被仰出候、忝存候、從最前別而被添御心候、御芳情之段、不及申候、此等之爲御祝礼、御太

刀一腰・馬一疋毛青黒令進獻候、於弥万端御入魂所希候、

委悉猶南立坊可相達候、可得御意候、恐々謹言、

〔朱〕
天正十年三月廿日 忠房(花押)

嶋津兵庫頭殿 參御箇所

〔一義久公御譜中、天正十一年三月廿六日、相良四郎太郎忠房獻起請文

トアリ、供參考〕

〔義久公御譜中〕

天正十年壬午之春正月、相良氏之旗下有東意伯者、爲養

田信濃守・高橋駿河守・宮之原縫殿助等所屠殺焉、自是

以降、相良氏之家危日加月増、於茲乎、八代之老舊告薩

摩曰、八代之地往昔伯耆守之本領也、今也丁紛亂時、當

地忠房之爲用土者未可敢必、其故何者、阿蘇氏殺義陽、

其勢旁若無人、又有屬相良大膳亮及肥前龍造寺氏・豊後

大友氏者乎、然則八代之地、不能忠房之爲領土必矣、相

良氏之家實是天運之滅亡、不待智者可知也、使八代爲島

津氏之土地、恩波遠流、而御船之地必從風偃焉、若是則

庶于可酬義陽之讎乎、然則豈非幸之至哉、義久聞之曰、

義陽戰死之跡領地、何取之乎、辭讓者實堅矣、然而告者

1272

〔御文庫二番箱義久公一軸中〕「御譜中正文在之トアリ」

於求广一郡、悴家安堵之義、被仰出候、忝候、爲此等之

強請不止、於茲乎、義久始悟曰、八代之地若爲他人所有、則匪啻無益於相良氏、且有害於薩摩明矣、遂容渠之言、而後自八代兩城至關・谷山・高塚・豐福城領之、乃許球麻一郡於四郎太郎忠房、立相良氏之家也、相良氏之舊領悉附與兵庫頭忠平也、八代城・関城・高塚城・樋福城・小川・谷山共城數七也

1271

〔義弘公御譜中〕

天正十年壬午正月、八代之土有東意伯者、爲同僚蓑田信濃守・高橋駿河守・宮之原縫殿助等所屠殺、由是相良氏之家滅勢危如朝露、於茲八代老舊告薩摩曰、請使八代島津氏之爲土地、其故何者、阿蘇氏殺義陽、其勢傍若無人、相良之家實是天運滅亡之時、豈遠乎哉、爲八代於島津氏土地、則御船之地必從風偃焉、然則酬義陽之讎、非幸之甚乎哉、太守聞此之言、辭讓再三、然而強請不止、太守始悟曰、八代若爲他人之所有者、匪啻無益於相良氏、有害於薩摩州明矣、遂決諾渠等之請、而自八代至豐福領納、後賜其地於忠平也、

1273

〔正文在坊津一乘院〕「義弘公御譜中ニ在リ」

〔上包〕

伊集院右衛門大夫殿

忠房

相良四郎太郎

御礼儀、御太刀一腰金覆輪・御馬一疋鹿毛進上候、諒御祝儀計候、委曲猶以南立坊遂言上候、此旨御披露所仰候、恐惶謹言、

〔義久御譜中二天正十年ト朱カキ〕

三月廿日

伊集院右衛門大夫殿

忠房(花押)

尚々愚息弥息災堅固候之条、満足定而可爲御同意候、就祈念之儀、遠方迄人被差遣候、不知所謝候、乍重言米菊丸可被勵懇祈事、賴入候外無別儀候、就米菊丸祈念之儀、不動護摩供并藥師法被成修行、御配帙護送預候、則令頂戴候、誠畏悦此事候、弥御精誠所仰候、萬賀猶重疊可得貴意候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕

〔天正十年カ〕五月十日

〔義弘〕

忠平(花押)

一乘院法印

貴報御同宿中

「上包」

典諭法印様

尊報御同宿中

忠平

「上包裏」

兵庫頭

1274

「御文庫廿二番箱三卷中」「義久公御譜中在正文トアリ」

覚

一琉球へ渡船、先規相違候之状、并出帆毎ニ此方へ可有
其點合事、

一直木三分一たるへし、壁千丁ニ三百枚宛の事、

一從六ヶ國木買舟着津之時、不可有許容事、同自三嶋他

邦へ木賣舟者、可被停止事、

天正十年

五月廿二日

本田下野守

親貞

平田美濃守

光宗

村田右衛門尉

經平

伊集院右衛門大夫

忠棟

種子嶋(久時)三郎次郎殿

「末紙ニ」
「種子嶋殿へ老中より之案」

1275

「眞幸吉田天神社奉納」

陰天

寶前

詠十首和歌

修理大夫義久

立春

初春のけふは千里のほかまでもみななひくへきあさかす

ミかな

華

やとの春をよそになしつゝみよしのゝ花にいくかの日を

おくりけむ

郭公

半天の月はいるともさとなれてかへさわすれよやまほと

ゝきす

萩

來る秋をしらまほしさにとひよれは萩のした葉そそよと

こたふる

月

かけすめる月には夜半のなかきをもおほえすなかめあか

しつるかな

雪

草も木もふりしく雪の明ほのはけふりやさとのしるへなるらむ

待戀

高砂の尾上ならねとこぬ人をまつこそ「本マ、」ひさしかりけれ

逢戀

つれなきをおもひくゝてすぎこしもあふこそうらみわするれ「本ノマ、」

山松

足引のやまとなるより色かへぬ松のかしこきたねやまく

らむ

神祇

まもるてふ八十氏人のすゑの世もわれ侍れるは神そしる

らん

天正十年五月廿五日

1276 「新納忠元譜」

一天正十年壬午六月、明智光秀弑其君織田信長於本能寺、

乃十三日、羽柴秀吉伏兵、殺光秀於小栗栖復仇也、時

會日州長持寺客於京師、因近衛殿下山、乃使之歸國致

伊集院忠棟書云、

1277 「忠元譜中」

天正十年壬午六月、忠元寄附大般若經於大口宇佐八幡宮、

禱冥福也、凡六百卷自記其事於鰲頭云、

奉寄進薩州牛山總社宇佐八幡宮 御寶殿、願主藤氏忠元、

天正拾年壬午六月吉日、

1278 「義久公御譜中」

「正文在國府衆伊地知作左衛門」

芳札披見候、抑天下之様子不可有其隱間、不及是非候、

拙者事其日後先令蟄居躰候、於自然之儀者、可頼入候、

若鷹事右之趣候間、御無用候、次沈香百兩御懇志之儀共

祝着申候、猶追而可申候、恐々謹言、（前心）

「朱カキ」
「天正十年六月十七日」

修理大夫殿（義心）

「上書包紙ニ有之」
修理大夫殿

前久

1279 「御文庫廿二番箱三卷中」
「義久公御譜中案文有之トアリ」

「近衛殿様への草案」

以先翰如申上候、對當邦 勅使兩度御下着候、前歲申事

御家門様御書不相添之条、且者疑懷之段、且者 御修法
無案内之儀、彼是堅申理候、然処今度茂不加 尊慮候、

依夫右之旨重疊雖申達候、聊無御得心、剩及惡語候、併
於爲 勅命実儀者、可遂遠國相應之馳走候、到向後ケ様
之子細等御媒介之時者、可致信用候、彼是伺 貴意候、

此等之趣、宜預披露候、恐々、

〔御譜二天正十年ト朱カキ〕
六月十八日

伊勢因幡守殿

〔公卷中〕「義久公御譜中案文在加治木衆長谷場傳左衛門トアリ」

從義久前以直札 勅使之儀、被申入候、然者先年妙音院
御下國之刻、御家門様不被成御書候之条、難信用之旨
度々被申理、大方之御請被相調候之處、無其首尾、又々
旧冬下向候、疑敷候、剩到頃種々及違亂悪口之様候、就
勅命者、愚邦相應ニ雖可被遂馳走候、依弓箭最中、聊之
進物等茂、爰元無調法之爲躰、御存知之前候、於心底者、
曾不被存疎意候、併 禁中之儀不限、右之旨趣、自今已
後 御家門様之致拜領御證文、可被勵微力候之哉、定而
妙音院頼以上着、當家緩怠之義、可有御沙汰欵、乍去難
量眞偽之謂、如此候、自然之時者被達 上聽事、可得御

意候、恐惶謹言、

〔御譜二天正十年ト朱カキ〕
六月十八日

〔伊集院〕
忠棟

伊勢因幡守殿

人々御中

〔上包有之〕

伊勢因幡守殿

人々御中

忠棟

〔御文庫式拾一番箱三卷中〕「義久公御譜中ニ右裏ニ有之トアリ」

猶々肥州龍造寺之事、弥依隔心、諸方角每篇心苦之
躰、可有御察候、

追而令啓入候、仍去年爲 上使、以御下向、豐薩和平被
召成候、其砌雖義久愚意多々候、貴命難默止、被應御喫
候、泐底御存知之前、于今爰元非疎遠候之處、從豐州對
當國、寄事於左右、可被散鬱憤之企、節々被申上、剩宗
麟御姉子候之哉、被致在京、別而訴訟之旨、風聞候、從
大友家中茂凡内通義共候、彼是雖爲心遣、覚悟之前候之
条、不被驚候、然共被得 上儀、到恣之振舞者、不及力
候欵、於実義者、不可有其隱候之間、無御腹臆、可被仰
下事、可得御意候、恐惶謹言、

〔天正十年ト朱カキ〕

六月廿三日

忠棟

伊勢因幡守殿(貞包)
人々御中

伊集院右衛門大夫

伊勢因幡守殿

人々御中

忠棟

「末ニアリ」
「天正十年六月十九日、顯姪より荒木左近罷登候時、その便ニ一通共」

1282

「御文庫廿二番箱三卷中」
「義久公御譜中正文有之トアリ」

属京都御下知、豐薩如先規純熟之儀、寔祚悦至極候、依夫去春遮而御使僧外聞実儀珍重、即可遂回礼之处、于今延引、非本意候、仍太刀一腰・馬一疋川原毛 三目緒印進之候、巨細者大慈寺西堂可有演説候、恐々、

「朱カキ」
「天正十年」七月 日

大友左衛門入道殿(義徳)

1283

「御文庫廿二番箱三卷中」
「義久公御譜中案文有之トアリ」

去歳以京都御媒介、兩國和睦之儀、無厭却任其筋、于今本悦候、然者爲右之祝義、過春花岳院下着、御懇志之至候、最早速可致報礼之處、遲怠背心緒候、倍無愾渝可申承事、所庶幾候、仍太刀一腰・馬一疋鹿毛 印進之候、

余者大慈寺西堂可有相達之候、恐々、

「御譜 天正十年ト朱カキ」
七月 日

大友左兵衛督殿(義統)

「宗麟」

天正十年八月
大友左兵衛督殿(之御書草案)
二日

1284

「御文庫拾六番箱三卷中」
「義久公御譜中正文在國分衆高橋辰左衛門トアリ」

預尊札、殊段子二卷拜受、尤以畏入存候、抑今度天下之様子、不慮之仕合、定不可有其隱候間、不及申下候、仍爲 勅使、重而妙音院被成下向、四品之儀并御修法之事被仰下候欵、則被伺 叡慮候処、如此被成女房奉書候、於巨細ハ口上ニ申渡候、先々去年在國中種々御懇切之儀、過分至極候、其以來度々以書狀申入候キ、隨而坂弦五十筋致進覽之候旨、可被申入候、恐々謹言、

「御譜 天正十年ト朱カキ」

八月朔日

宗瀨(花押)

伊集院右衛門大夫殿(忠棟)

1285

「忠元譜中」

天正十年八月、長持寺至自京師、見忠元而語之曰、途聽諸人細川藤孝等死于明智之難、藤孝者稱兵部太輔、最精

倭歌、名振日域、忠元慕其文雅、欲師之久矣、不遇而至然、哀悼不已、乃八日遺忠棟書、情溢于辭、

「正文新納氏家藏」

追而自有方申來候分ハ宇土・隈本之分別、肥後悉皆御所勸被成候てハ、八代可爲同前之由申候、就中加悦候、意心深甚ニ被存候由、密々にて申聞候、人々

何とか先々御會積可入砌候欤、近比乍憚爲御分別承

付候分申事候、次ハ細川兵部太輔殿明知方にて御討

死之由申候、未懸御目候へ共、諸事毎々御物語人にて御入候、當あたらしき御事にて候、就中御連歌聽

聞申さず候事無念之至不少候、以上、

日州長持寺僧、去年以來京都滞在候を、〔伊東大和守祐立創建ノ寺也〕 近衛殿様御書

被持、到貴所へ御下之由候、然間自隈本吉利殿以御校量、

大口より續衆之中替同道させられ、堅固被罷着候之様、

依承候、飛脚一人申付候、京都之仕合直説候之間、不羣

是非候、橋場方中國和談調打登、〔羽榮秀吉〕 明知方へ腹を切せ、無

比類信長之御仏事被仕候儀、前代未聞候、其外之儀者、

彼僧可被申候間、不及細筆候、從吉利総州御傳言候、當

秋於御出勢者、國中必可爲靜謐之至候、無其儀者、御敵

多可罷成由、被仰越候、爲御分別候、恐惶謹言、

〔天正十年〕 八月八日 忠元〔花押〕

新納武藏守

伊集院右衛門大夫殿 參近習御中 忠元

〔在村田清右衛門家小掛物〕

天正十年八月廿五日青木天神法樂

一 かよふ野の萩や小鹿の思草 忠元

〔外此ニ略ス〕

〔樺山紹劔自記〕

一天正十年壬午八月十八日ニ、先々ほうの川路をあしと

にて、八景ヶ尾を御陳にて、纏而錢かめが尾近陳ニか

ろ石か尾矢懸之陳也、是ハ忠助へ被仰付、御番申候、井

川平・隈牟禮以上五ツの御陣也、扱々成て、九月廿六

日佐敷迄御知行、義久様佐敷へ御座候処ニ、從水俣

忠助御喜申上ニ參候、然処ニ肥前隈本江御番被仰付、

誰ぞ功者を可被相添候、一身之事ハ御意次第之由申上、

1289

聽而罷歸候、やすろふ程もなく打立、水俣江船揃して
 出津、一夜海上にして明レハ午未之比、宇都之内松葉
 瀬とか云所江着船、宇都殿參會、從夫限本へ打入、城
 越前守氣合ニ而、不致參會、使者にて申遣候、然處ニ
 城親正病不被立直、十二月廿七八日比遠行也、地下心
 々にして、更ニ不見分所ニ、うちのこるより、限本鹿
 野子木之町を打破放火す、無了簡とて可然様もなく罷
 居候、乍去城殿親父一用と云人ぎり者にて有間、一身
 同心ニ罷居候、

「御文庫廿二番箱三卷中」「義久公御譜中案文有之トアリ」

去年霜月廿六日 御書、正月着降、殊 親王様御筆之御
 色紙三十六枚・板物二端・引合十帖種々 忝令拜領候、抑京
 都不慮之錯亂最前可申上之処、依遠遠寔背本懐候、併當
 躰者、洛中靜謐候之乎、幸倍 御家門棟繁栄之義、可爲
 御安寧事、不可有別義候、隨而雖輕塵候、何實目、令進上
 之候、此旨宜預披露候、恐々、
 「御譜 二天正十年ト朱カキ」
 九月

近衛殿様へ

進藤筑後守殿

御家門様へ

1290

「正文在坊津一乘院」「義弘公御譜中ニ在リ」

尚々性圓房へ其後無音之由、次之刻可預御心得候、
 任遠遠、境々御無音心外候、仍米菊丸祈念之儀、旦夕無
 怠慢預御禱尔之由、節々示給候、祝着不過之候、連々如
 申入候、彼息男可危之由、諸人申候儘、内々心遣御察前
 候、雖尔法印様奉頼御祈上者、弥以可爲勇健事、聊無
 疑存候、倍御入魂之段、可得尊意候、恐惶謹言、
 「朱カキ」
 「天正十年カ」九月六日 忠平(花押)

一乘院法印御房

御同宿御中

「上包」

一乘院法印様

まゐる御同宿中

忠平

「上包裏有之」

兵庫頭

(本文書ハ九三〇号文
 書ト同一ナルベシ)

1291

(縮書)

「根占七郎殿 神判御進上之時御返翰也」

對當家倍可被抽忠愍之儀、今度以神載被達之、寔奇妙之
 至候、尤勵芳心、於向後努々愀易有間敷事、春日 八
 幡可爲御照覽、恐々謹言、

〔朱カキ〕
「天正十年」九月十七日

義久(花押)

根占七郎殿
(重忠)

〔上包〕
根占七郎殿

義久

〔此御案文、御文庫廿二番箱三卷中ニアリ〕

〔義久公御譜中、正文在杯殿右近重永トアリ〕

1292
〔御文庫拾六番箱三卷中〕義久公御譜中正文有之トアリ〕

千句法度狀

御千句法度

一一句一直 付雪月花

一出合遠近 但聲先次第

一諸礼停止

右、所定如件、

天正拾年九月廿一日

1293
〔本田助之丞藏〕

天正拾年九月廿二日

第六

賦何木連歌

折残す紅葉は風のやとり哉

賀雲

嶺にはるけきさをしかの聲

玄佐

長き夜の明かたちかくおき出て

久隅

いさなはれたる旅のともなひ

常栄

ふむ跡や道の行衛に續くらん

芳溪

眞砂のうへにあそふをし鴨

珠長

冬枯の芦邊にすめる水晴て

義久朝臣

月影さむみ暮わたるなり

篤和

きえ残る雲ひとむらの天の原

忠棟

聞しあらしや吹よへるらむ

久正

歸り来る都のうちはしつかにて

智善

いつくにかよふ夢かくるしき

其阿

こゝろさへ我にもあらぬもの思ひ

可丹

つらきもさすか鏡をそ見る

友治

行かへり結ひなれたる岩ね水

宗運

夏ををくらすやまかけの庵

陽暹

ほのめきて月も夜をまつ秋の空

玄佐

このころならしはつ雁の聲

賀雲

遠近に打つゝけたる唐ころも

常栄

かりゆく袖のいそく野のすゑ

久隅

雪とのミ散かふ花をとをく見て
暮てさひしき春の山さと

珠長
芳溪
篤和

またるゝにほとゝき過はかひあらし
ふねはむかひにくるゝ河岸
答ぬをとふに心やつくすらん
あまりなるまてはちかへす中

友治
可丹
義久朝臣
芳溪

ひとつにさかくせゝのしら浪
ともすれはおりゐる鷺の打むれて

久正
忠棟

ねやのひまもり入月のしろき夜に
ならす扇そをくとしもなき
螢飛たそかれときの秋更て

久正
久隅
珠長

笞ふきのとことろハ朽残り
道は木の葉のかさなれるころ

其阿
智善

ふミたに分すしけき道芝
花の後吉野のミやはさひしきに
とふへき人や呼子鳥なく

其阿
其阿
珠長

山かせに岩のむら猿聲ハして
ころもうるほす夕暮のそら

友治
可丹

けふかへる春の行衛ハしらまほし
峯はかすミのたちそ残れる
空の戸の明はなるれは雲引て

友治
可丹

待夜半にさへりとなれる雨もうし
月にこゝろをつくす眞木の戸

芳溪
宗運

出るより日のかげのさやけさ
武藏野や草の葉ことのうら枯に
かた敷なるゝ露霜のそて

宗運
常栄
珠長

霧にまよへる波の舟人
明はてゝ流れもとをき麓河

久隅
玄佐

ときくは夢をもゆるす秋の風
月にもしはしかはすすまくら
つもりぬる恨ミをさらにいひかたミ

義久朝臣
久隅
友治

かへりなれてやうら千鳥なく
うかるゝはやとりもなしやむら鳥

常栄
賀雲

はては誰にそいたゝきの雪

久隅
友治

あらしのかせの雲はやき末
みれは將雪けをいそくけしきにて

其阿
忠棟

はては誰にそいたゝきの雪

其阿
忠棟

卯の花かきのうつろへる陰

篤和

宗運

学ふへき道はおほきもなをさりに

あへはこゝろのとまるたのしミ

問たひにまさしかりけるうらなれや

ゆきつかへりつわたるはし板

河水の音きくはかり宇治の里

ふく笛すめるこの舟のうち

思ふとちなさけをくめるましへりに

下にしたしきこゝろ見えけり

萩すゝき萌出るよりむすほゝれ

花さかぬ間の野へのいさなひ

露にぬれうくひすとの打はふき

人にしられてきゝす啼なり

埋木はそことしもなき春日山

さとをかけてやつもるしら雪

軒ちかくすゝめいちときさハき来て

くま／＼もなを風の呉竹

立よれば袖引うはうからたち

荒れしところはあるしなる月

我身のミもの秋にし歸りきて

露のちぎりそむすひ捨たる

其阿

珠長

芳溪

常栄

友治

久隅

篤和

忠棟

珠長

義久朝臣

玄佐

宗運

珠長

可丹

久正

智善

芳溪

其阿

義久朝臣

恨ミをやいひさけられて残さまし

こゝろまかせの世ならぬそうき

風かハリまほにかたほに興津船

あまつほしともえこそわかかれね

里／＼の眞柴のけふりなひきあひ

にきハひにける民そしらるゝ

おり／＼に絶せぬけふの神祭り

寄ならへたるこまの足とき

歸りゆく道はるかなる小鷹かり

千種の花や家つとにする

なくさミハ月の秋にしおほかれや

冬こもりをとあらましの比

おなしくは似たる人よと尋ねきて

あはれ跡までおもふたちちね

改めぬみちはミとせのうちなれや

國のつかさやすみつきぬへき

明石かた浦のみるめのたゝならて

よるへありてや舟はこむらむ

かけ一木岩ほにかすむ花の色

忠棟

其阿

玄佐

義久朝臣

宗運

芳溪

智善

久正

久隅

可丹

友治

宗運

常栄

其阿

芳溪

久隅

義久朝臣

篤和

友治

賀雲三 智善五 玄佐七 珠長十 久隅八
 其阿八 常栄六 可丹五 芳溪十 友治七
 義久朝臣八句 宗運七 篤和五 陽運一
 忠棟五 久正五

1294 「權山兵部大輔忠助譜中」

天正十年壬午九月廿六日、佐敷入手裏、義久主渡御于
 佐敷、故忠助發於水俣、爲慶賀遂參候、于時有限元警固
 之命、卽爲退出、不日解纜於水俣、著松葉瀨之岸、則宇
 都某來爲參會、而後到于隈本、有稱城越前守親正者、有
 病牀而不得參會、且亦十二月下旬赴黃泉、是以隈本之士
 卒、只有別心無同心之者、及此時内空閑之敵軍發來、而
 放火於隈本鹿野子木市中、欲防禦而無進者、唯與城入道
 一要俱一心、而爲警固耳、

1295 「義久公御譜中」

「正文在宮内獅子尾寺」

今度織田事、依難遁天命、令自滅候、就其相殘輩歸洛儀
 切々申条示合、急度可入洛候、此節別而馳走可悦喜、仍
 太刀一腰・黄金拾兩到來喜入候、猶昭光・昭秀可申候也、

〔朱カキ〕
 「天正十年十一月二日
 嶋津修理大夫とのへ
 (義相) (花押)

1296 (本連歌ハ一三〇一号ノ一部ト同文ニツキ省略ス)

1297 (本連歌ハ一三〇一号ノ一部ト同文ニツキ省略ス)

1298 好便之条、一筆令啓候、仍播州上月敵城即時落去候ッ、
 尼子勝久其外家僕一兩輩切腹候、依其利同國之宇野民部
 少輔已下諸士過半属御味方、委細之段、定而可相聞候間、
 不能懇筆候、抑如巷説者、到肥州表候而、義久有御出馬
 被得大利旨、尤殊重候、然者弥公儀御馳走候様、大守へ
 時々可被申入事、肝要存候、猶期來信候、恐々謹言、
 「天正十年」
 十月廿七日 昭秀(花押)

喜入攝津守殿 御宿所

〔上包〕
 喜入攝津守殿 昭秀
 御宿所

一色駿河守

「此書、喜入氏季久譜中ニ在リ、正文在當家トアリ」

「義久公御譜中」

筑後州之土尻中務大輔鑑種既歸心於薩摩、又有肥前州高來郡有馬修理大夫鎮貴者、頃屬我旗下、各爲肥前州之士龍造寺山城守隆信所逼迫、請援兵於薩摩、不忍渠等之聞窮困、許諾以先欲渡軍來於有馬、天正十年壬午十一月十九日、鎮貴使島原肥後守・岑左近將監、達軍衆渡海祝詞及渡迎船之旨也、同廿日、川上上野守久信後改久隅爲大將領軍衆、自德淵乘舟船、渡有馬者也、

天正十年十一月廿二日、三船甲斐宗運遣使節請和平、使鎌田刑部左衛門尉・比志島宮内少輔往途中聞其故、仲宗運之言曰、網田・郡浦・甲斐頭・小川等之神領悉返賜之、則宜爲和平、于時兩輩曰、如此言、則雖告我將、不能成和諧乎、他日使一价差堅志田報成否、歸使節也、

同月廿四日、中務少輔家久(A)使延命院及本田城介家久之家臣也差堅志田、達宗運之返言曰、汝嘗依家久請和平、以故我爲媒介、粗將向成、今也汝欲得舊領云尔、我將等共偕辭之、汝再勿謂和焉、

天正十年十一月廿五日、田尻氏使一价忍敵地到于八代曰、隆信催軍衆來、而築陣於吾城外者已十ヶ所也、然而諸陣各士卒寡非所畏懼、庶幾驕鐘五十艘歟百艘歟、有救到我

城邊、則窺謀其佳期、開城門忽奮出、可追拂一兩陣者、有我掌握云云、弟兵庫頭忠平・中務大輔家久在八代聞此言、與諸將議、先使輕銳士差其地、窺看難易、而後可發軍船、忠平之旗下左京房・荒武某棹扁舟、赴于田尻之城矣、

天正十年十一月廿五日、延命院・本田城介家久之家臣也、歸於堅志田來、仲宗運之報詞曰、先是遣使節於日州美々津、憑家久丁請和平之時、欲神領之無違矣云尔、于時出對、所以聞其言遂傳達之士曰、忽患、島津氏素崇敬神社佛蘭、莫怠祭祀祈福、予之曹念夫、不爲貪神領薩摩之加領地平、今也由其言達首尾而已、庶幾欲以家久之奔走成和平者也、家久再使家臣差堅志田達宗運曰、今度返言詳以得聞、然則我之所欲有二、一則令直子爲質來歟、一則與隈部忽爲水炭、不經三五日之際遂一戰乎、能爲我致其一於此、不然則再勿請和諧也、

同日從高來山田新介差一价於八代曰、一昨廿三日、遣輕銳士於深江城下、窺看地之能否敵兵衆寡之際、敵兵發出、終日互飛羽箭放鐵炮、射獲敵兵者三人也、諸將聞此之言報曰、傳稱高來敵領悉以去村舍入城中、然則無攻城之外有他謀略乎、敢勿攻敵城傷士卒、其故何也、肥後州之諸

所計策未成、徒費軍衆之際、所渡有馬矣、不顧安否之疑、而止楚忽之爲鬪戰焉、將帥諸卒共可守此旨也、

同廿七日、家久之臣本田城介・高崎越前守・久木崎伊賀丞從堅志田歸來、述宗運之使者口狀曰、不得以子與孫爲質以令進獻、向隈部之邊地、忽致一戰、宜隨貴命、然而先歸三船反命宗運、明後日可告報于八代云尔、

天正十年十一月廿九日、左京房・荒武某歸於田尻來、出彼地之圖繪曰、隆信之陣數九ヶ所也、然而城中士卒未及窮困、糧粒殆乎迄來年之秋、兵器亦五六ヶ年之間無竭盡之患焉、隆信及鍋嶋氏不爲攻責、近者徒以歸陣、蓋因有馬封疆設警衛籌策之有要事乎云云、田尻氏界刀於兩使也、

天正十年十二月二日、三船・隈莊兩使使者、使僧・帶簡書來、

令鎌田刑部左衛門尉・比志島宮内少輔往于使者旅宿聞旨趣、兩輩歸來、伸宗運之言曰、不得子孫於爲質獻之、俾

同姓親族爲質進之、且向隈部遂一戰、可隨諸將之所好矣、去月廿七日、家久之臣本田城介・高崎越前・久木崎伊賀

歸來、所伸宗運之言無有少違、忠平與諸將議曰、宗運之所言非無疑、其故何也、和于龍造寺以直孫爲質、請和於薩摩、辭直子直孫於爲質、念非心服明矣、然而憑家久請和者久矣、先許渠之請報曰、質人一族之中、撰其人而勿

過兩日、且復今月十日十一日之間、與合志氏俱向隈部遂一戰、則和諧可必云尔、兩使闌返言、欣々然扣諸將門述禮詞、而後歸矣、

天正十年十二月五日、使延命院帶條目往三船達宗運、其目曰、和陸禮儀之事、到長野一行之事、質人之事、對合志熟談之事、神載之事、付龍造寺江不通肝要之事、長野發向定日、今月十日十一日、若此兩日有不能之故者、可爲十四日歟、件三日無發向、則所請之和爲僞謀者、何疑之有乎哉、

同日自有馬至八代一价來曰、進軍衆於千々岩城、即日攻破外郭、獲敵首者三百餘員、掠捕男女奴婢者未知其數也、八代之士養田左衛門尉者、今度於千々岩遂合戰得敵首、于時被干戈傷、以故歸于八代、語于戰場巨細、忠平・家久亦入左衛門尉之私宅、見傷疵感軍勞矣、上井伊勢守之家臣等得敵首云、

同七日、宮崎之士敷根越中守・柏原左近將監・長山兵部少輔・鎌田源左衛門尉等、自有馬來八代曰、今度千々岩城籠郭破卻之時、大手口宮崎勇士并伊勢守被官等、爲前矛太刀始也、是以各盡筋力獲敵首、敷根越中守匪啻得敵首、被干戈之傷者一ヶ所也、鎌田源左衛門尉雖敵人所投

之當大石、幸而免死矣、野頸口猿渡越中守爲魁、山田新介盡筋力、穎娃左馬頭得敵首、且被千戈傷者一个所、其外諸軍共致粉骨得勝利矣、雖然隆信堅陣、不敢退去、以故川上上野守・鎌田寬西等先【本マ、】去高來、渡肥後州、擬陷日比良壘焉、

天正十年十二月十一日、三船・隈莊質人來于隈本也、

同日攻日比良城之期日也、在隈本之諸將差一价曰、未知戰場勝敗、而仰日比良之空之際、煙火聳天、然則得勝利者乎、未知其實、待後日之告而已、

同月十三日、隈本守將吉利下總守・新納武藏守・伊集院美作守、寄一封書於八代諸將曰、昨之又昨攻日比良城、而即日陷之之言、有巷說之未實、雖然好吉聲之觸耳、所以伸悅也、

同月十六日、在八代之諸將、欲日比良之聞吉聲、前日使宇多能登守赴其地、今日歸來曰、各爲軍勞者不可勝言、丁此之時、宮崎之士長野淡路守得敵首、又上井伊勢守之臣加治木治部左衛門者、斬敵首被千戈傷也、

如件渡高來陷千々岩城、到于肥後陷日比良城、而隆信不屈、其故肥後州小代之地亦屬隆信、以兵食衆多難決雌雄、我之薩摩州地遠、且食用不布、兵器亦竭、對渠難久挑乎、

與逼太敵徒亘數月、不如全師姑歸陳待其時、入師也、

天正十年十二月晦日、兵庫頭忠平使伊東右衛門佑・宮原伊賀守、達伊集院右衛門大夫・上井伊勢守曰、八代之地已正經界算計之、以比眞幸院、則田數多以不足、如此則我不得移居矣、兩輩報曰、達義久之聞、而後宜言成否也、

1300
「義弘公御譜中」

天正十年壬午十一月十九日、使川上上野守爲大將、領師旅渡有馬、此日有馬氏使島原肥後守・峯左近將監援兵渡海之述祝詞、且來軍衆之迎船、明日軍衆解纜於德淵、渡有馬矣、

天正十年十一月、爲田尻氏之問安否、使左京房・荒武氏【忠平】忍敵路到其地、同廿九日、歸來曰、龍造寺隆信之著陣凡九ヶ所、然而無勢不足怖懼、兵糧至明年秋、亦不爲少乎、羽箭玉藥可五六年之足所用、此比龍造寺與鍋島者既歸陣矣、是亦懼有馬之敵者乎、

天正十年十二月二日、三船【御上】・隈莊遣使僧使者曰、依求和平之爲一約、前蒙兩樣之好旨、其中以直子直孫、不得爲質、俾一族賢者爲質獻之、且復向隈部、近日可遂一戰也、忠平曰、和平龍造寺氏以直孫、和平島津氏欲以一族爲質、

我能知非眞服而吐僞言矣、然而就弟中務大輔家久、請和平者素矣、忽不可稱僞謀爲空虛、兩日之際出其質、此十日十一日兩日中、向隈部遂一戰、則爲眞服之證乎、

天正十年十二月五日、有有馬封疆之謂勝利者、我軍襲于千々岩城、即日陷之、而獲敵首者殆乎三百云云、養田左衛門尉盡筋力致合戰、丁獲敵首之時、被數个之傷、而所以歸陣也、忠平・家久臨至左衛門尉之宅、而感軍勞見傷疵者也、

天正十年十二月九日、延命院從三船歸來曰、甲斐宗運云、向長野致一戰、與合志氏以兩家之騎步、不得侵侮之也、

天正十年十二月十日、田尻氏遣一使曰、去朔日夜、龍造寺氏陣來迫江^浦村城來合戰之際、討捕究竟勇士七八人於鐘下云云、

天正十年十二月十一日、從三舟・隈莊進質人四人、川上上野守等既陷千々岩城、而龍造寺氏堅陣未退、故我軍渡肥後、今日陷日比良城、斬戮城主小森田氏及數多敵兵者也、然而隆信兵食衆多、且小代之地附之、以有其勢、故難決雌雄、由是我軍姑歸陣、待其時也、

天正十年十二月十五日、招有馬修理大夫勸饗應矣、其座有馬殿・同舍弟・我弟中務大輔家久・上井伊勢守・矢野

出雲守・新納駿河守・有河雅樂助^{忠平}、等也、匪奮勸盛^{旗下}、鼓之舞之、未知更之所漸深也、

1301 天正十年十一月廿五日

賦何路連歌

水きや水も枯野の岩すゞき

龍伯

更れはをしの床かゆるこゑ

洞庵

月ひとりさし入谷のおくさえて

珠長

かすミかねつゝ春あさきやま

爲舟

いつくよりまつうちとくる雪ならん

実増

はつかにミゆる野邊の下もへ

能豊

▽の駒をしハしやすむる道のすゑ

洞庵

わたすほとまつをちの川舟

珠長

五月雨に里の棚橋とたえして

爲舟

しけりてひまもあらぬ声ハラ

実増

跡もこそ今は難波のミヤこなれ

珠長

みきり八月のひかりしくかけ

洞庵

おきいつる夜半のさむしろひやゝかに

実増

身も露とさはきえね衣く

爲舟

いかにして夢にハなさんうつゝかは

洞庵

あらしの松の戸をとつるくれ
 ひろひこし爪木のけふりあさはかに
 やつしはてゝのそでのあはれさ
 むかしたゝわするゝまなくしたハれて
 もとをたゝせるミちはまとハし
 花の香をしるへととめて入山に
 かすミわけくるかせのまに／＼
 うくひすのやゝしのゝめにいさなハレ
 むすひもあへぬ春のたまくら
 秋の夜のいくよもあかし夢のうち
 うらミを萩のこゑなすゝめそ
 露もろき色をかなしむ小萩原
 人のかたみののこるふる跡
 なをさりに打すきましや志賀のうら
 関こえはてゝななかめせらるゝ
 山はなと住こしかたをへたつらん
 身をすてぬるや友をおもはぬ
 さきたつをいくさの場のこゝろにて
 國のはてまでなひかぬハなし
 いつくにもミるらん月のあさかすミ

珠長 同 実増 同 洞庵 同 爲舟 洞庵 爲舟 同 珠長 爲舟 洞庵 爲舟

ゆくゑハ春のうミつらのふね
 波のうへの花ふきなかつミなとかせ
 こすゑむら／＼ひらのやま松
 なきかハす雲井の羈のこゑさひし
 霜夜のかねののちのあけかた
 すこしたゝまとろミけりな老か夢
 さらになゆミもやらぬおこなひ
 むつましきいもせの中もへたゝりて
 吉野の川やそてに落行
 水上をとめて御杖の瀧の音
 神のますとやこゝろすむ山
 天の戸をさなから月にひらかせて
 悲しかりつる秋の夕やミ
 いなつまのかけにも道をしのひきぬ
 ほさはややかて衣手の露
 焼火こそこととふやとのたよりなれ
 こゝろにかけしおくの山かけ
 花守のゆるすことのは聞そめて
 かすミの関そかすめとも行
 をくるゝにやすらふ春のかりのこゑ

実増 珠長 爲舟 洞庵 珠長 爲舟 洞庵 爲舟 洞庵 珠長 爲舟 洞庵 爲舟

たつる琴ちもまたいとけなし

同

あつめてまなふ雪よほたるよ

珠長

一筆のおさくしさをいつしらん

珠長

月にしもめてゝハ時をうつさめや

洞庵

うつす繪嶋ハ大方のあと

爲舟

あらしをまたて落るあきのは

実増

庭ひろミあせたる池のかたはかり

実増

あさかほもはかなしと世やおもハまし

爲舟

くちぬや月のミふねなるらん

珠長

何をかは身にしゐて歎かむ

同

七夕のちきりのはしめはてもいさ

洞庵

えにしたゝ生れくるよりきたまりて

珠長

あたにも人はなとあきのかせ

爲舟

こゝろかハしつ年は經にけり

洞庵

つミすてぬ我こそうけれしのふくさ

珠長

はらからやなれてすむらんうちの里

実増

いつまでなきかかすにもれなん

洞庵

かたれ高津の宮のふること

爲舟

けふの日も入あひのかねの音つれに

爲舟

一こゑにいかて程とき過しけん

洞庵

なおふかゝらむ山に住はや

珠長

なミた落さてきかん法かは

珠長

一坂をのほれは夏のつれてきて

洞庵

まくらゆふ野守はほともちかきよも

爲舟

なくほとゝきすきゝてうれしき

実増

あり明かたの月の下ふし

実増

たそかれを松の藤なミかほりそひ

珠長

むらすゝきふきしくかせにかたよりて

珠長

さくらちりかふかせのしつげさ

爲舟

うつらもくれや身にしミてなく

爲舟

かすミやゝたなひく雨のはれわたり

実増

かよひちの霧のしつくをそての上

実増

あさなきしるしをくあミのうら

珠長

をもき眞柴に舟そちいさき

同

芦の屋ハ中においてや見えさらん

同

そこゐをもいさしらなみの早瀬川

珠長

おひかさなりてしけき竹かき

洞庵

おらすはいかに花のかへるさ

洞庵

夏冬をかぬるすまゐはうらやまし

爲舟

さわらひハすみれさく野にこぎませて

爲舟

雲雀にかへるきしのはねをと 珠長

置霜へところくゝの朝暁日 実増

一むらしくれそゝきつるあと 爲舟

山のはにミさりし雲のうき立て 洞庵

すゝしささそひ 実増

竜伯一句 洞庵廿四 珠長廿八 爲舟廿四

実増廿三 能豊一△

(▽ △内ハ有村文書ニヨリ補フ)

1302 「中務大輔家久譜中」

遙久不申通候、抑今度京都依不慮之錯乱、諸事無外方故、

匠作へ以使札申候条、於其元馳走段、偏頼入候、將又扇

子五本雖左道候進之候、猶進藤筑後守可申候也、狀如件、

〔天正十年〕 十一月廿六日 (信尹) (花押)

嶋津中務少輔殿 (家久)

1303 「全」

天正十年壬午六月二日、織田信長公爲明智日向守光秀被

弑、京都錯亂、因茲 近衛殿下使進藤筑後守賜御書、記

左、

1304 「義久公譜中」

一天正十年冬、肥後國住人合志藏人親重・甲斐民部入道

宗運、肥前國有馬城主有馬修理大夫鎮貴、筑後國田尻

城主田尻中務太輔鑑種各屬旗下、

1305 「正文新納氏家藏」

雖未申通候染筆候、抑今度京都依不慮之錯乱、諸事無外

方候、此砌於預馳走者、可爲祝着候、猶進藤筑後守可申

候也、かしこ、

〔天正十年〕 十一月廿六日 (信尹) (花押)

新納武藏守とのへ (忠元)

〔上包〕 新納武藏守とのへ (花押)

1306 「喜入氏譜中」

(本文書ハ一二四七号文書ト同文ニツキ省略ス)

1307 (本文書ハ一二四六号文書ト同文ニツキ省略ス)

1308 (本文書ハ一二四五号文書ト同文ニツキ省略ス)

1309 日向巢之大鷹所望間、於到來者可喜入、隨而證遣之、委

細相含布施治部少輔、猶昭光・昭秀可申候也、

〔天正十年〕
十一月晦日

〔將軍義昭卿〕
〔義久〕
〔花押〕

嶋津修理太夫殿

1310 「義久公御譜中」

天正十一年二月、義昭卿去年十一月晦日內書到著、上
使布施治部少輔殿也、其御內書記左、

〔正文在國分衆矢野八兵衛〕

日向巢之大鷹云々、

1311 「正文在坊津一乘院」
〔義弘御譜中ニ在リ〕

尚々至飯野、矢臺并着物被送下之由、其聞候、是又
忝畏入候、

尊翰拜見、誠恐悅之至候、此表之立柄、雖未一途事行候、
方々申來子細共候之間、如何様急度時宜能被成歎之由
存候、仍恒例之歲暮之卷數、殊者軍陳御祈禱之御卷數頂
戴仕、千秋萬歲珍重候、就中米菊祈念之事頼存候、當年
者厄之時候間、諸事心遣存候之處、家内ニ至迄、乍何茂
勇健之躰、偏御懇祈之故候、大慶不可過之候、弥奉頼之

外無別儀候、猶委者御使僧へ申入候、恐惶謹言、

〔朱力寺〕
〔天正十年カ〕十二月十九日 忠平〔花押〕

一乘院

尊報御同宿御中

〔上包〕

一乘院

尊報御同宿御中

忠平

〔上包裏ニ有之〕
兵庫頭

1312 「義弘公御譜中」

大矢野氏、爲述此間疏意來八代、而未遂對面、由是爲訴
者數反、仍有其罪、天正十年十二月廿日、所以對面也、

天正十年十二月廿六日、從三舟・隈莊捧誓紙、其文曰、

〔上井伊勢守有日帳ニ〕

對御當家、可致無二之奉公、龍造寺へ向後通融申間敷

と云々、

天正十年十二月廿八日、自三舟・隈莊寄使書曰、今日與

隈部爲氷炭云云、

天正十年十二月晦日、俾伊東右衛門佐・宮原伊賀守、憑

鎌田刑部左衛門尉・本田刑部少輔、達國老伊集院右衛門

大夫忠棟・上井伊勢守覺兼曰、八代郡中正經界、詳算之、

則不足日州眞幸一院田敷、然則吾雖曰領八代一郡、不得
移居云云、國老等曰、達 太守聞、而後可及返言也、

1313 「圖書頭忠長譜中」

肥之前後州爲成敗、兵庫頭忠平已下在于八代、忠長亦天
正十年壬午十二月朔日、到于八代、與諸將俱廻籌策、翌
年之春、揚歸鞍之鞭也、

1314 「中務太輔初又家久譜中」

天正十年壬午、在肥後州八代勞軍務、翌年正月六日、去
八代赴歸路矣、直詣麩島、同十八日、述年甫之祝詞、獻
太刀馬代酒肴也、

1315 「上井覺兼日記」

▽天正十年^{壬午}十一月四日^{己未}肥州表御出勢之由候間、此日
衆中同道にて日州宮崎を打立、森永・竹田之町屋ニ一
宿仕候、

一五日、三之山まで越着候、此晚愚弟次郎左衛門尉所へ
礼申候、^(義弘)兵庫頭殿御供仕八代へ滞留之条、留守にて候、
一六日、般若寺麓ニ一宿候、

一七日、小川路ニ一宿候、厥夜半計夢想ニ、

松風へなかれて水の泉哉、此句忠平様御句にて候を、^(義弘)

拙者脇を申候へと頻ニ承候と、慥見候、然間、御出勢
之祝言までニ、纏而脇を仕候、

ふかく入てきなつ山ノかけ、右之御發句泉哉と候へ、
有馬殿頃御味方ニ被參候間、温泉山の御告にもやと頼
母數存合候、^(晴也)

一八日、天氣不艶候て、漸湯之浦まで着候、

一九日、佐敷より、乗船候するとして計石ニくたり候て、

船ニ荷なと載させ候へハ、俄風吹立候俣出船難成候て、
其日へはかり石ニ留候、

一十日、此日も出船成かたく候条、陸路よりひなこまで
越着候、山崎名字の者処へ一宿申候、

一十一日、到八代罷着候、則忠平公へ罷出候、太刀一腰

・三千疋進獻候、是ハ當庄御拜領已後始而參候祝言計
候、纏而御指出被成候、常之御肴にて御酒給候、中書^(家久)

公・伊集院右衛門大夫殿などへ礼儀申候、^(忠徳)

一十二日、中書公御宿へ伊右太御寄合被成候、我々も同
前候、終日乱舞又ハ御茶湯、種々御閑談也、此日有馬
殿より着庄之祝言承候、太刀一腰・百疋預候、

一十三日、忠平公御宿にて御談合也、其日山田新介(有傳)・鎌

田刑部(政忠)左衛門尉、従有馬歸帆被仕、彼表之様子委被申

候、新納右衛門佐(久徳)・比志嶋(宮内少輔)、彼兩人隈本より

被罷歸、當番吉利(忠徳)・新納武州(忠元)・伊集院作州(久徳)存分被

申候、然者左右方之儀被聞召合、各御談合也、其衆、

中書公・忠棟(久徳)・川上上野守殿(久徳)・拙者・右之御使衆、此

分也、御談合様子ハ、菟角隈本當番衆ニ打合被成、御

談合有へきニ相定候て隈本へ書狀認、右之三人中途ま

て可被參由也、御談合過候て、鑾而兵庫頭殿、各へ御

酒御寄合被成、

一十四日、此朝忠棟拙宿へ入御之由申候て、御酒參會候

也、肝付彈正忠殿(兼寛)・新右・鎌刑・山新・比志宮などに

て候、此晚忠棟於旅宿ニ風呂呂也、其後拙者共ニ御酒寄

合也、

一十五日、爲御談合中途まで可被出合ニ相定候へ共、天

氣悪候、其上武庫棟御兄弟被聞召候へてハの御談合に

て候間、此方迄隈本番衆被參候て可然之由、又々出合

候て、各中途にて出合之儀ハ留候也、然者徒に罷居候

条、鎌田刑部左衛門尉殿日州申次にて候ニ無沙汰仕候

候、彼宿へ參し候、其節肥州田尻殿使者、拙宿へ被來

候へ共留守にて候とて、矢野節介案内者にて鎌刑宿へ
被來候間、即見參申候、荒木名字之使者也、

一十六日、兵庫頭殿於御宿御談合也、其衆、中書公・川

上上野守殿・吉利下総守殿・新納武藏守殿・伊集院作

州・鎌田尾張入道(政年)・新右・比宮・山新・鎌刑・忠棟・

拙者也、御談合条書拙者申候、肥後國中御行之事、有

馬表御渡海之事、堅志田口之事、此三ヶ条也、御談合

過候て御酒御寄合也、客居中書公・吉総・新武・伊作

・新右・鎌刑、主居武庫棟・忠棟・拙者・寛栖(鎌田政年)・比宮

・山新也、石原なと申者狂言共仕候て御酒宴也、

一十七日、肝付彈正忠殿宿ニ而、忠棟・拙者なと御酒寄

合也、其座終候へハ、直ニ忠平公於御宿御談合也、人

衆者昨日のまゝ也、御談合定候、趣者、肥州中へ御出

勢たるへき也、當者阿蘇家連々可罷出之由申候ヲ、此

方へ御指退候、是ヲ先々被召出候て可然之御談合也、

然者薩隅日諸卒遲參候条、當時爰三元ニ着合之軍衆にて、

先々有馬ニ御渡海可有之儀定也、是ハ肥國中御出勢候

ハぬ内、諸勢徒ニ被召置候ハしとの御談合也、

一十八日、吉総・新武・伊作、拙宿へ礼被成候也、新武

御酒預候間、各參會候也、此日鎌田寛栖を以、忠棟よ

り承候、宇都殿へ、阿蘇家被召出候する御談合之儀、彼堺目衆にて候条、被仰分候て可然も哉候すらん、拙子御同前に存候へ、此由武庫様へも、寛栖被申候て可然之通承候、御下ニ存候由申候也、然者寛栖・稻富(長尾)新介殿兩人、宇都へ使之由相定也、

一十九日、鎌刑宿にて、忠棟・拙者へ御酒振舞也、於彼宿、有馬へ諸勢渡海之談合、又へ船盛等仕候、拙者も渡海可仕之由頻雖申候、兵庫頭殿御留之条不及是非、無其儀候、渡海之衆者悉皆河上上野守殿御下知之由相定候也、此日從有馬殿、嶋原肥後守・峯左近將監、彼兩使を以御渡海之祝言、并迎船餘多被指渡之由也、刑部宿にて、忠棟同前ニ見參申候也、此日上津浦殿より使書を以、爰元着庄之祝礼承候也、此晚肝付彈正忠殿、有馬渡海之暇乞とて御出候間、常住之食參會、矢野殿など被有合、御酒にて閑談也、

一廿日、上津浦殿使備來候間、見參申候て書狀之返事仕候也、此日諸勢徳淵より如有馬出船也、此日隈本へ當番候吉総・新武・伊美三人へ、先日御談合ニ相替候て、有馬より迎船等到來候条、諸勢彼方へ渡海之由申分候也、此日武庫より伊東右衛門佐・宮原伊賀守兩使にて、

去十五日被仰候當庄就御移之儀、愚弟次郎左衛門尉へ當所役人たるへき由、數ヶ度被仰候へ共納得仕候、拙者御頼被成候、領掌申候様に異見申候へと被仰候、其節拙者御返事にてハ、寔ニ忝被仰事にてハ候へ共、一向若輩と申、似合不申義候、併蒙仰儀候間、彼者ニ申聞せ、追而巨細可申上由申候也、然者其御返事、右之兩人拙宿へ呼申候て申候也、趣者、前刻如申候、忝仰にて候、雖然難成之段種々申候て、廿ヶ度ニ及、次郎

左衛門尉御使ヲかへし申候なる、過分之至候、先々爰者御意次第と申上候て、當難成候するハ一定たるへく候間、其時拙者前よりも御任可申上之由、堅御使ニ申届、頻御意仕第と申候へと次郎左衛門尉へ異見可申之由、御返事申候也、誠拙者不似合鹿兒嶋評定所へ罷居候同様之儀候、可難成事、拙身上にて存候通、委數御兩使へ申候也、

一廿一日、兵庫頭殿より被召寄、御常住御寄合也、中書公・新納右衛門佐・拙者也、此日有馬へ諸勢渡海之由、鹿兒嶋寄合中まで申候、同右馬頭殿・圖書頭殿御遲着(以久)之由、同書にて申候也、此日武庫・中書、忠棟宿へ入御被成也、終日御酒宴也、鞆・大鞆様くも也、幸若与

十郎一曲申候也、石原治部右衛門尉狂言共申候、彼是種之御慰也、

一廿二日、三舟より宗運無事之儀懇望申候条、鎌刑・比

(甲斐親直)

宮兩人中途ニ被出合、宗運カ使ニ被逢候也、彼方より

網田・郡浦・甲斐頭・小川、此等之神領被返下候へ、

無事たるへき由申候也、餘々覺外之儀申候候、兩使前

より、迎も無爲之事者罷成間敷通被仰離候、併菟角此

方より堅志田迄可被仰理由、當座あいしらひ候て歸に

て候、此日忠棟拙宿へ入御候て、終日閑談也、それよ

り養田信濃守・忠棟・拙者ニ食被寄合候、夜深まで御

酒也、

一廿三日、敷祓殿宿へ礼申候て致閑談也、此晚忠棟宿所

(願寛)

へ中書風呂ニ御座候、我々も參候、夜深まで御酒宴也、

此座ニ武庫様より伊東右衛門佐を以被仰候、頃合志殿

(親重)

より、頼存無二之御奉公之由被申候、就夫知行之儀、

又ハ到少代一行可仕之通被申候、爰よりハ、老中前よ

り懸引申候て可然候する由候、御返事ハ、態ともケ様

之御懸曳ハ、御媒介之方候へて寄合中直ニ申談候事ハ、

仕にくき事多物に候、其上彼境不知案内と申、一向不

取覚候、伊東右衛門佐先日より御使共被仕候間、隈本

へ被罷越、於彼方、吉利殿・新武・伊美など彼堺御番被申、委案内者之事候条、談合被申、懸引被申候て可

然我々存候由也、

一廿四日、中書樵山殿宿へ御礼被成候間、拙者も被召烈

(書久)

候、夫より直ニ拙宿へ入御也、御食上候て、終日御酒

也、夫より又中書御宿へ被召烈、終夜御雜談共也、此

日堅志田へ、中書御前よりとて、延命院・本田城介に

て被仰候、趣者、此間無事之儀、到家久懇望候条、御

取成相定候処、所領沙汰之事被申出候、老名敷衆被承、

一圓ニ納得不被申候、其故者、此方よりこそ所領を指

上候へと可被仰弓箭之様躰候、然共それハ家久被仰分、

平和融之由候処ニ、又々所領之儀被申候、一向御分別

ニ參らず候、當者無事之儀ハ一圓ニ罷成間敷之段、被

仰離也、

一廿五日、比志嶋宮内少輔宿にて、忠棟・拙者寄合也、

新右・鎌刑など也、此日筑後田尻殿籠城より、山く

(隆徳)

り一人到來候、趣者、龍造寺方より陣を十着候、併無

人數にて候間、無指儀候、此方より兵船を五十艘も百

艘も被指登候ハ、其時分陣を一も二も追拂候する由

也、然者彼御談合也、爰元船數被捕、荷籠可然之由出

合候俣、新右・比宮を以、忠平様御兄弟(義弘・家久)ニ被請御意候、尤被思食候、乍去先々輕々と彼方之爲躰・通路等見及候する仁二三人も被差登、其後兵糧籠にても候へ、又軍衆など差登らるゝ事欵、彼是御談合可相定由也、就夫宇都・川尻ニ崎右衛門尉と申船頭、先日肥前へ被差登候間、定而彼者委可存候とて、早々可參之由、書狀にて本郷甲斐守まで申越候、此日延命院被罷歸候、其趣者、最前中書御内衆ニ日州美々津にて申入候刻、御神領之事申候キ、其時、使衆承事ニ、薩广之事ハ殊更御神慮專にて候条、定而御神領ハ相違候ハしと承候キ、其首尾にて申上たる迄候、時宜ニ依テ、已後ハ御佐等申事も可有之候欵、此節ハ菟角申間敷候、先々被召出候様ニ中書憑存由、宗運申候也、依夫、城介ハ小川ニ居留、延命院被歸候也、驥而從此方中書内衆にて、儲者可被召出候、左候ハ、宗運直子一人質人ニ指出候へ、それなく候ハ、隈部へ之間ニ五日中一行申候へ、此兩条ニ一不閉候ハ、和平者難成之通被仰遣候也、此日有馬より、山田新介飛脚を以註進候、一昨日廿三、見切ニ少々深江へ被遣候、然処敵出合候間、終日手火矢野臥にて、敵三人討取候由也、驥而書狀にて新介へ

申候、彼境端村等ハ悉繰拳候条、城責之外ハ御働有かたき由聞得候、若々左様之儀共候て、手負など候てハ笑止たるへく候、其故ハ、肥後國中御隙入、遙々儀候、有馬ハ少々渡海之事ハ、諸卒徒ニ罷居候間、自然事能仕役もや候すらんとの御談合迄にてこそ候つれ、肥州御行題目之儀候条、案否之働ハ無用之由、川上殿其外諸軍衆へ委可被仰届之通、申渡候也、

一廿六日、敷祢殿・比宮兩所、語ニとて拙宿へ入御候、兩中にて候間、終日圍碁又ハ褒貶連歌などにて打暮し候、夕食參會、御酒にて雜談共候て各歸宿也、

一廿七日、忠棟宿にて終日雜談也、此座中、宗運へ懸引之使被來候、中書御内衆本田城介・高崎越前守、久木崎伊賀孫、彼三人也、宗運之使申候ハ、質人之事、子共・孫共之間ハ一圓ニ上間敷候、さて弓箭之儀ハ、相應ニ至隈部邊御意次第可仕出由也、併罷歸、宗運ニ委相尋候て、明後日八代迄可申入由也、

此晚稻富新介殿へ常住之食寄合候也、
一廿八日、爰彼之衆中拙宿へ礼儀共候也、御酒參會候、此朝武庫様へ參候、故者、次郎左衛門尉へ役之儀被仰付候、殊ニ拙者迄も領掌申候様ニ異見御憑被成候処、

如其落着申候、御祝着之由、宮之原伊賀守を以被仰候、然者其御礼として罷出候也、此晚忠平様被召寄、御常住之御寄合也、御座、肝付殿・拙者也、此日從鹿兒嶋平田濃州(光秀)・本田野州書狀到來候、前刻度々續衆遅參之由申候、其返書也、

一廿九日、兵庫頭殿、田尻中務太輔殿より書狀之御返書、

比宮被認候へと被仰付候、其案文、拙者へ談合之由候て持來候、大方談合申候キ、此日蓑田信濃守処へ武庫様申請候、御座之衆、家久公・忠棟・新納右衛門佐・拙者・亭主、此衆也、終日御酒宴也、此座中ニ、田尻籠城ニ被指通候兵庫頭殿御使罷歸、彼方之様子繪圖を以物語也、龍造寺着陳九にて候、雖然少勢にて候間、無指儀由也、田尻住城已下までの兵糧等、來年秋迄ハ相迫間敷之通也、手火矢・玉藥等も五六年もハ事關間敷由也、使者武庫様内衆左京坊・荒武名字之人也、船にて被籠候、左京坊へハ大刀、荒武にハ脇刀、田尻殿よりとらせられ候、龍造寺殿・鍋嶋(備也)へ、有馬表無心元思候哉、歸陣候由也、

天正十年壬午十二月一日乙酉

一此日兵庫頭殿へ罷出候、御燒火処へ忠棟・拙者被召寄

候て、田尻殿(備也)より之意趣被聞せ候、趣者、爰元御加勢

一篇ニ憑存之由也、此外籠城様子ハ、昨日使物語同前也、此日中書公・忠棟なとへ礼儀申候、此晚忠平公(家久)より御酒御寄合可有之由兩度御使にて候間、致參入候、中書公・比宮・鎌刑・稻富新介(長辰)・拙者也、座中出合候、

有馬へ諸勢渡海候、然者彼軍衆歸帆之様鉢等、彼是明朝御談合肝要之由候、圖書頭殿(忠棟)も今晚御着候条、彼御方へも明朝御談合之由、忠棟前より可被仰之通申候也、

一二日、早朝武庫様へ罷出候、聽而御談合也、其衆、忠

平様御兄弟・圖書頭殿・忠棟・鎌刑・比宮・新右・拙者(新納久勝)也、有馬へ御使節として大寺大頼助・稻富新介渡海

之由被仰付也、其趣者、川上殿(久勝)・寛栖齋(山田有徳)・山新(山田有徳)先々渡海辛勞之由也、次ニ者深江・安德之事輒可被責破在所候欵、雖然安富左兵衛尉色(備也)・障候て申候故、無其儀

候乎、殊可属當手之由堅左兵被申候へ共、于今無之之通風聞候、笑止迄候、必定其分候ハ、左兵之事腹を

も被切せ候事欵、又ハ何と様にも計略被成、此方へ參

候ハ、其節爰元へ召留、一途御變有度候、但其元兵

儀次第肝要候、兼又諸勢其方へ徒ニ被居候てハ、不入事候条、其表の様子被見合、如限本諸軍衆歸楫尤可然

之由也、此日田尻殿よりの使者西田・荒木兩人、忠平様へ罷出候、御酒被下候也、蒲池主計助、使僧同前ニ罷出候、田尻殿意趣、新右・伊東右衛門佐被承、無二之御奉公之段神載にて被申上、其外弓箭行、条書を以被申候、此日三舟・隈庄より使僧・使者并書狀到來候、鎌刑・比宮意趣被承候、前刻如申候、質人ニ孫・子之間者成間敷候、同名之歴々指上候て、當到隈部一行、急ニ御意次第可相銘之由也、御返事、質人之事、直子・直孫之間者一圓ニ成間敷之通被申候、當者何事も偽まてに候欵、其故者、龍造寺にハ人質として直孫を遣候て、此方へハ無其儀候、併家久公此間被仰組候事徒ニ罷成候間、來十日十一日之間、合志方と被申合、隈部麓被致發向候ハ、可爲眞実候、人質之事者、右被申候ことく、名字中然々仁一兩日中被差出候て、一和之儀肝要之由也、此等之段使承候て忝之由申候、然者和平之儀一着候也、宗運(親直)より祝礼として拙者へ五千疋、隈庄殿より太刀一腰・段子預候也、兵庫頭殿・中書公・忠棟・御使鎌刑・比宮へ銘々祝礼之引物也、和平之儀未決定内ニケ様之儀、無得心候へ共、被返候へはいかゝ候て請取せ、各返礼可有ニ相定也、總而宗運平

性種々武略人之事無隠候、殊此度和平之儀、質人等之掛曳、彼是偽之式者歴然ニ聞得候、併從彼方違候条數を重ねさせられ候てこそ、御弓箭ニ御勝利必定たるへ候間、先々御覚悟之前にて御ぬかれなされ候て可然之由也、武庫様御意にも、(忠良)日新様々被仰候にも、御弓箭ニ及候事ハ、取分他ニ非を重ねさせられ、自理を持せられ候事、御案利無別儀之由候ツ、然者此御談合、尤肝心之由也、此晚新右旅宿へ忠棟・拙者など御酒寄合也、

一三日、三舟・隈庄之返書仕候、比宮憑候て認候也、文言者、到家久度々入魂之儀肝要令存候、就夫一行可被指急之由、是又專一候、其節眞実之式可相見候間、不承澄事等多々候へ共、先々和平無異儀之趣也、拙者返礼之趣、宗運へ喉輪一、隈庄殿へ太刀一腰・鳥目三千疋也、兩使宿へ食籠着にて御酒持せ候、同返書も遣候也、安樂阿波介使申候也、此日忠棟宿へ風呂興行之由候候、入申候、從夫歸宿之刻、田尻殿使兩人、書狀拙宿へ持來候、即使者へ對面候て、御酒寄合候、書狀も被見候、奉對(鎌久)御屋形様ニ、無二之御奉公之由也、然者我々迄も向後可被仰談儀、疎意有間敷之段也、

一四日、栗野衆無人衆被立候、曲事之由、河上三河守殿(忠實)

へ書狀遣也、於忠棟宿、從堅志田落人小田彈正と云者へ、彼方之儀、比宮・養田平馬允兩人にて被相尋候、

宗運本心へ、孫を肥前へ質人ニ遣置候間、龍造寺一致之由也、弓箭ハ本もなき物に候条、先々此方へ罷出、

當自然弱目出來之刻、龍へ一忠可仕之通、内々彼方へ申組たる由也、此日有馬表へ火色見え候間、忠棟彼方

之吉凶心易にて可卜之由候間、其分に候、申時下候、山地剝卦、變卦山水蒙、互卦重坎也、然者本卦ハ比和

にて候、變卦土剋水にて候間、定而軍御勝利無疑之下也、併變所王之位にて候間、城なと落居之事ハ如何之

由申候也、此晚圖書頭殿御宿ニ被召寄、御寄合也、中書公・忠棟・拙者也、夜深まで種々御遊覽也、歸宿之

刻、隈本衆長野惟冬、使を以礼儀也、中紙三十帖被持せ候也、

一五日、忠棟公拙宿へ御入候て御談合に、鎌刑・比宮同前、三舟へ延命院使僧ニ可被遣之由相定、意趣条數等、

武庫様へ比宮を以伺御意候、御納得之由候間、即意趣被承、先和陸御礼之事、到長野一行之事、質人之事、

對合志熱談之事、神載之事、付龍造寺へ不通肝要之事

也、長野へ一行之日執、來十日十一日たるへ候、自

然此日指合候へ、十四日可然候、それ相違候へ、無眞実旨歴然たるへき由也、此日有馬表御左右聞得候、

ち々下袴破却候て、敵二三百被討捕由也、執人等者不知數由也、養田左衛門尉致合戰、分捕仕、數ヶ処

蒙疵罷歸、彼方之様子先々物語申候也、拙者倅者鳴海舍人助と申者など、分捕あまた仕候由、是も聞得候、

養田左衛門尉處へ忠平御兄弟入御候て、疵御覽候也、一六日、從田尻殿之使兩人へ、拙宿にてめし寄合候、奈

良原安藝守・矢野出雲守相伴也、此日武庫様へ罷出候、中書質人ニ被來候有馬殿舍弟へ御寄合也、其座過候時

分にて候キ、我々へも御酒にて御雜談共候也、それより忠棟宿へ參し候、鹿兒嶋へ有馬軍之御左右、書狀にて申上候、此晚有川雅樂助へ宿へ、忠棟・拙者へ御酒

寄合也、

一七日、比宮、右衛門大夫殿宿之風呂燒候由候間、入申候、鑿而有馬へ越候稻富新介殿歸帆被仕候、川上殿・

寛栖返事、巨細者各歸宅候間省略候、先々番衆彼方へハ召置、諸勢開せらるる由也、安富左近衛尉(川上久徳)

船候て御座候する由也、此日有馬へ渡海被申候宮崎衆、

敷祢越中守・柏原左近將監(有門)・長山兵部少輔・愚弟鎌田

源左衛門尉罷歸候、此度ちゝわ楯破、大口口者拙者倅

者共、又宮崎衆同心ニ太刀始之由也、拙者倅者渡海申

候衆、安樂帶刀長・谷山平内左衛門尉・常松左近將監

・加治木雅樂助・関善介小者佐藤也、何も分捕高名仕

也、敷祢越中守分捕被申、鏝疵二ヶ処被蒙、源左衛門

尉石打ニ合候也、野久美之口ハ猿渡越中守殿一番ニ被

責上由也、山田新介殿各辛勞共被成由也、穎娃(有忠)左馬助

殿分捕被成、鏝疵一ヶ処被蒙、粉骨之由也、諸軍粉骨

候て、敵數百人被討留也、此晚忠棟、愚弟源左衛門尉

辛勞申殊ニ手負候、併不痛候祝言とて、拙宿へ入御候、

雑談中、村田右衛門尉殿被着せ、從(翁平) 太守様、忠棟・

拙者爰元長々辛勞申候御礼也、同爰許諸口宜様ニ才覚

御頼被思食由也、

一八日、忠棟より使にて、早々來候へ、書狀頼由候間、

彼宿にて書認候、本田野州へ村右を以被仰候一ヶ条に

て、内狀也、拙者も加判申候、此日敷祢越中守手負候

見廻ニ、彼宿へ罷渡候、又村田殿・川上殿などへ礼申

候、比宮同心也、

一九日、忠棟宿へ參し候、村右にて被仰候儀隱密之条、

神判仕候、比宮・鎌刑・忠棟・拙者也、難成之由申候

つれ共、頼承候間、拙者右筆仕候也、此日武庫より、伊

右・拙者祇候申候へ、無余儀御談合可有之由、愚弟次

郎左衛門尉まで被仰候間、兩人參候、村右にて被仰候

隱密之御談合也、其後村右も被參候、三舟へ被遣候延

命院被歸候也、宗運申候処へ前日ニ相吳候て、到長野

働之事、合志と熟談候ても、兩家までの働ハ一圓ニ成

間敷通申候也、聽而此由高崎越前守にて中書へ委被仰

候、其後村右宿にて、崎右衛門尉と申船頭被召寄、田

尻殿へ音信なされへき舟盛等談合也、此座中、隈本へ

被遣候本田治部少輔被罷歸候、其趣者、四本主稅助へ、

吉利殿(忠棟)・新武(伊集院久直)・伊作州、到日比良明後日十一、働たる

へき之間、其一左右可被仰越ため留也、然者本治計歸

也、様子ハ此一働させられ候て、時宜法策、武庫御兄

弟又ハ當庄へ被懸持候歴々の諸軍衆、國中へ可被指通

之由也、此日忠棟・拙者噯之衆など、少々隈本へ被通

候也、諸軍衆も思々ニ其分也、

二十日、朝武庫拙宿へ御無沙汰候とて御來儀也、然者旅

宿見苦鉢之御かなかけにて御酒也、御座客居武庫・忠

棟・本田弥六(親正)・鎌田刑部左衛門尉、主居中書・村田右

衛門尉・拙者・比宮也、終日御酒宴也、此座中、田尻

殿より又々山くより被遣候、去朔日夜、龍造寺陳より

江村之城へ寄來候を、合戦とも候て、鎗下ニ究竟者七

八人被討捕之由也、種々之御談合出合候、武庫様御立

なされ候てより、忠棟・拙者御宿へ可參之由承候条參

候、村右にてかこしまより被仰候隱密之御談合也、此

時分、從鹿兒嶋本田野州書狀到來候、趣者、去月三日

夜中、野村民部少輔ヲ殺害候、色々聞せられ候へ、

阿多源太・平野新左衛門此衆仕候由露顯候条、生害さ

せられへきに相定候処ニ、落失候、寺社家も入間敷候、

若々此境なとへ被來候ハ、其成敗可申由也、前ニ隱

密と申たる儀も是にて候、

一十一日、穎娃殿於有馬軍場疵被蒙候条、見廻ニ彼宿へ

參し候、此晚薩州御宿へ、忠棟・經平同心申候て參候、

夜深まで御酒・御茶などにて御閑談也、此日隈本ニ被

相揃候諸所、日比良之柵攻之由也、火色見得候、又三

舟・隈庄之人質來候也、

一十二日、かこしまへ書狀を以申上候、昨日日比良邊之

火色見得候由、又三舟・隈庄質人來候由也、三人連判

申候、此日忠棟宿にて、田尻へ被遣候舟盛など申候、

并下積之薪等所々へ申付候、此晚義虎宿へ武庫様御礼

被成、先御三献にて、其後御めし參候、御座主居忠平、

御次義虎・本田刑部少輔也、客居家久・喜入殿・拙者

也、夜深まで御酒宴也、此日本田刑部少輔・大膳にて、

鹿兒嶋より被仰越意趣、忠棟宿にて拙者兩人承候、此

度遊行上人鹿兒嶋へ着被成候、彼御申之段者、日州都

於郡廣大寺・光照寺、彼兩寺上人へ御參せ候へかし、

左候ハ、二三年彼寺ニ滞留候て、當時京都邊物念候

間、左様之儀等聞合被成候て、上國有度候、其間之事、

右之寺借被下候する事、頼入せらるゝ由也、使者右兩

寺之當住之由也、先々御返事にハ、老名敷衆過半境目

ニ罷居候、殊ニ日州之事拙者唆にて候間、御尋被成候

する通被仰述之由也、

一十三日、忠棟より可參之由承候間、彼宿ニ終日罷居候、

萬出合之談合也、隈本當番吉利殿・新納武州・伊作州、

彼三人へ使書にて申候、一昨日日比良之柵各被相働、

落居之由巷説候、目出候、未各より御左右不承候、如

何之由也、聽而追々日平・安樂寺など落居之由聞得候、

此日三舟・隈庄より之質人四人、忠棟へ礼儀ニ來候、

拙者宿へも可來之通候間、同彼宿にて見參仕候、押物

にて御酒也、宗運より三百疋預候、隈庄殿より太刀ニ

中紙一束被添候、各寄合中ニ同前と見得候、此晚(敵)左衛

門督殿着せられ候間、御宿に參候、村右・本刑同心申

候、有馬殿只今着候由にて、拙宿へ使へ預候、此夜入

候て、伊集院野州拙宿へ御入候て、良久雜話にて候、

一十四日、忠棟、有馬殿へ寄合たるへく候、会尺可申之

由候間彼方へ參候、客居有馬殿、次拙者・安富左兵衛

尉・猿渡越中守、主居忠棟、次有馬殿舍弟・伊集院野

州也、御酒數篇參候、有馬殿持盃之時、幸若与十郎一

曲申候、已後質人ニ爰元へ逗留候有馬殿三男、座に被

出候て御酒也、此日拙宿ニ有馬殿礼儀被成候、袍一ツ

預候也、拙者不有合候条、御酒なと不參會候也、此日

新納武州・伊集院作州より、日比良之城輒被攻落、城

主小森田討捕候、其外敵數多被打留候、各軍勞之鉢な

と、追而巨細可承由之書狀也、忠棟連判ニ返書申候、

此晚忠平様於御宿御談合也、其衆忠棟・拙者・伊野州

・上原長州(前近)・比宮・鎌刑也、肥後表・有馬表・田尻殿

籠城之鉢・阿蘇家(維野)和平無然之通、彼是御弓箭之行如

何、可有欵之御談合也、種々合共候、難盡筆候、先

々伊野州・上長州兩人限本へ明日被指越、彼方之様子

談合、被見聞候て肝要之由定也、此夜比宮・本刑拙宿

へ被來候て、深迄雜談、御酒也、

一十五日、早朝從忠平公、本田源右衛門尉殿を以承候、

忠棟同心を以早々參候へ、御談合被成候する子細候由

承候也、聽而參候、御弓箭御行之儀也、伊野州・上長

州被召寄、御存分共被仰聞候而、肥州へ被指登候也、

又ハ三舟・隈庄へ使可遣之由候て、延命院・常覺坊へ

被仰付、彼境見切之爲、宮原越中守・西田主馬允使僧

之供させられへき由也、此日有馬殿より嶋原肥後守・

草野備前守兩人を以、向後身上之儀被頼成之由候て使

者也、猿渡越中守案内者被申候也、金吾御宿(敵)へ忠棟同

心にて參候、御留守也、互ニ礼儀共候也、此晚有馬殿

へ武庫様御寄合被成候、拙者も可參由候間、其分に候、

御座主居忠平様・家久・拙者・矢野出雲守、客居有馬

殿・同舍弟・新納駿河守・有川雅樂助・忠平御内衆也、

乱舞などにて種々御会尺也、境目之衆にて候とて、有

馬殿内衆皆々被召出、御酒被下候也、御座過候て罷歸

候処、忠棟より明日三舟・隈庄へ書使之談合候する由

候間、彼宿へ參候、先々赤星殿(統)彼方にて候つる間、会

尺共我々も同前ニ雜談共候、又ハ肥國中繪圖共候間、

左様之事等委尋承候、其後延命院・常学坊へ兩所之意趣、忠棟・拙者兩人にて申候、趣者、先々質人被差越候礼儀也、合志被遂熟談、到長野一行之由先刻被仰候、于今無其儀候、無御心元由也、又者龍へ手切之神判、勿論此方へ無二之儀、条々深重ニ可被書載之由也、其外種々當時之爲躰等、取合之意趣也、巨細難尽筆紙候、一十六日、三舟・隈庄へ使僧ニ相付候書狀ニ判仕候、此朝肥後へ指遣候宇多能登守罷歸候、衆中各日比良袴責、軍勞被申由也、拙者悴者共も別而辛勞申由也、衆中ニ長野談路^談守分捕之由也、拙者悴加治木治部左衛門尉、軍ニ合候而縫疵蒙候、分捕も申候由也、此日比宮へ宿にて終日雜談申、夜入候て罷歸候、

一十七日、忠棟にて談合也、村右・比宮・鎌刑・本刑・拙者也、此晚有馬殿より、龍造寺彼表へ相絡之由聞得候とて、其書狀見せなされ候、又有馬殿檢を以忠棟へ、田尻へ龍陳ニ引退之趣也、此日有馬殿へ礼儀として、太刀・段子一端進之候、関右京亮使ニ頼候也、

一十八日、從中書公御使にて、有馬殿今朝御寄合候、參候て会尺御頼之由也、尤可參候へ共、有馬殿へ御返事爲談合、忠棟此方へ入御之由候間、可被指置之由申候

也、此日忠棟・經平・鎌刑・比宮・本刑、拙宿にて終日談合也、食振舞候也、肥州日比良之當軍衆校量にて、明日十九、到志毛野着陳之由候聽得候条、爰元へ被懸置候軍衆、少く可被差登之由觸候也、地下衆も少く被遣候て可然之由、武庫様へ、檢を以忠棟・拙者前より申入候、御納得被成之御返書也、將亦有馬殿より鎌刑を以、有馬表雜説等申候、然者急々歸帆有度候、さてハ誰人覺共候する方同心有度由也、就夫中書公、有馬殿出頭之御取次にて候ツル間、御一礼も被成候する、彼是御渡海被成候する由也、鎌刑ニ家久御内衆高崎越前守被相添、此由我々ニ承候也、其御返事、有馬殿誰覺共候する衆同心之由候哉、中書公如御存知、肥州へ諸軍衆、殊却者^切などハ皆々被罷居候、其上最前出頭之刻、御番衆等者入間敷通被申候キ、到爰如此被申事、不及得心候、中書公御前より然々此段被仰、閉目候て肝要之由也、兼又家久御渡海之事者不輕事候、我々分別としてハ難申候、必竟かこしまへ伺上意候て可相定之由也、隨而本田治部少輔を以、中書より我等ニ承候、今日各へ被仰ことく、有馬へ御渡海有度おほされ候、左候ハ、拙者召烈度之由也、御返事にハ、有馬

御渡海候ハ、我々被召烈度被思召候哉、忝令存候、殊更頃敵彼表へ可相絡之由風聞候条、御供異儀有間敷候、併當時不似合加判役共申候俛、自然依公儀、忠平様又ハ忠棟など、如何可有なと承候する時者、隨其左右可申分候、先々御同心と被仰候、忝存候由申候也、此夜入候て、有馬殿宿へ忠棟礼被成候、拙者も同前候、宿ハ正法寺也、門外迄有馬殿被差出、類ニ内へと承候つれ共、辭退申候て罷歸候也、

一十九日、金吾公より御使にて、今日申刻計武庫様御礼可有之由候、然者我々參候て御会尺御頼之由也、此日忠棟宿にて御談合候、中書公有馬御渡海之由如何候するや之通、書狀を以鹿兒嶋へ申候也、然者有馬殿ハ先々渡海被成候て可然候、中書公御渡海之儀ハかこしまの御意次第たるへき由、鎌刑・本刑にて有馬殿へ被仰候也、安富左兵衛尉爰元暫逗留させられ、有馬殿返事、又ハ中書御渡海之儀被聞せ候て可然之由也、先々安左同心ニ歸帆有度由、有馬殿被申候へ共、類ニ鹿兒嶋より御注進までハ此方へ滞留之由申候也、此申刻計、兵庫頭殿金吾へ御礼候、躰而御食參候、御座主居武庫様・金吾公・忠棟・比宮・鎌刑、客居圖書頭殿・中書公・

村右・拙者・本刑也、薄暮までの御酒宴也、伊集院若狹守^忠狂言舞共被申候、就夫御亭主よりとうふく彼人へ被遣候、種々御会尺也、此夜中書より可參之由候間、祇候申候、圖書頭殿・村右其外鹿兒嶋若衆中なとあまた被召寄、御雜談共也、

一廿日、從宇都殿^(名和頼孝)、歳暮之嘉札并嶋二預候、其返書申候也、三舟・限庄へ遣候延命院・淨覚坊歸候て、兩処之返事承候、趣者、就和平質人差出候、爲御礼兩使畏入候、次ニ者、到境目手切之儀、神載何も得其心候、旁以五六日中、使節を以委曲可申述之由也、兩処共自身指出、兩使ニ会尺之由也、此日比宮有馬へ使として渡海可被仕に相定候、左候ハ、鹿兒嶋衆二三人同心之由也、忠棟風呂燒せられ候、可參之由候間參し候、それよりめし振舞なされ候、夜深まで雜談にて罷歸候也、此日大矢野殿^(種基)此間無奉公被成候とて、此方へ被參候へ共各見參不申召置候、餘々御侘之由候間、降人ニ被出候上者、無理之御唆にハ被成候ハし、先々各見參ハ候て可然之通相定候て、武庫様へも指出也、我々宿へも被來候、本刑取成にて案内者也、中紙三束持せられ候、押着にて御酒寄合候也、

一廿一日、敷祢殿就祝儀歸宅候とて暇乞ニ御座候、此日

忠平より晚氣めし御寄合候するとて、阿多名字ノ方にて被仰候、懸而參候、中書公・比宮・鎌刑・蓑田平馬允・矢野出雲守・拙者也、夜深まで御雜話也、安富左兵衛尉頻有馬のことく歸帆仕度由鎌刑にて申候、然者如何可有欵にて、友賢ニトなとさせられ候、先々御歸なされ候て、御あいしらい肝要之由申候也、

一廿二日、伊野州・上長州日平より歸宅候間、於陣内意趣各被聞せ候、其衆、武庫様・中書公・圖書頭殿・忠棟・經平・鎌刑・比宮・本刑・拙者也、日平へ當番衆分別者、霜野へ御着陳可然之由也、伊野・上長被見候処者、霜野ニ着陳候ても、急度一途見得候する事ハ不知之由也、菟角日比良へ諸軍衆逗留者、一向土地無賢所にて候条、山北など申在処へ陳所をなをされ候て可然之儀出合候条、巢山寺・丹生民部少輔兩使にて、日平へ被居候軍衆へ右之由被仰遣也、菟角日平談合衆被申候処も尤候、然者涯分御談合被成、追而一途之段、從爰元可被仰通之由也、彼意趣、忠棟宿にて拙者同前ニ被仰候、此晚鹿兒嶋寄合中へ日平落居之御働之様子、又爰元諸方角之儀、書狀を以申渡候、忠棟・拙者判仕

候也、

一廿三日、於陳内終日御談合也、其衆、武庫様・家久・忠長・忠棟・經平・伊野州・鎌刑・比宮・本刑・拙者也、御談合条數、一肥後國中御行之事、有馬表之事、阿蘇家進退事、右三ヶ条也、肥後之事ハ此度落去候所

不被持せニ、如此前、隈本通ニ御番衆被召置候て可然之由定候、今度之御出勢之儀ハ、從界目到來次第ニ、追々ニ諸勢輕々と打立候、御分國中陳取其外働なとさへ、於鹿ニ御細談被成、其上被達 上聞、又ハ御働なと申なされ、種々被入御精事候、然處、此度ハ他國と申殊更遠方之儀候ニ、与風之御出勢にて候間、直ニ御陳取なと中々成間敷候、鹿にて能く御談合被成、來春秋之間、調すまして各御出馬肝要之由出合候也、又安富左兵衛尉事ハ、是非共此方へ被留置候て可然之由相定也、此日合志へ、武庫様御兼約候働之日取等、先々此節ハ可指延之由之書狀被遣候、拙者筆者也、此晚安左へ忠平様御寄合被成、

一廿四日、三舟・隈庄へ、一手切見得候する間、商賣人往返、魚塩等被通間敷由之書狀遣候也、我々連判也、并豊福へも、此書狀兩処へ持せられへきよしの書狀、

又ハ魚塩等通候するを稱可被留之書狀也、

一廿五日、吉利殿より使にて承候、一昨日廿三、肥前衆
從高瀬、安樂寺捨袴へ二二程來候を、城殿人衆追崩、
(二要)

高瀬川まで追詰、敵三人被討取由也、次ニ者、去夏已

來爰迄餘々長番にて候間、此節題目之御行等候ハすハ、
歸宅有度候由也、先々歸宅候て可然之由申候也、此日

合志より書狀にて、至境目手切なされ、端村あまた破
却候て火色立候由也、近日中又々阿蘇家と熟談候て、

一途可相働之由也、此晚於忠棟宿、義虎へ寄合也、其
座客居義虎・拙者・鎌刑・伊野州・宮原縫殿助、主居

忠棟・本田弥六殿・比宮・本刑也、幸若与十郎舞と申
候て、深更まで御酒宴也、

一廿六日、伊野州宿へ礼申候、御酒也、其後村右宿にて
上津浦殿より歳暮使書預候、返事、兩人同前ニ申候也、

此日伊野を以、武庫様より寄合中へ被仰候、此節諸口
之御談合折々被成候、無油断処者御存知にて候、併夜

白共無緩疎、御入魂之御談合肝要之由也、各忠棟宿ニ
指揃談合也、其衆、忠棟・經平・伊野・上長・鎌刑・

本刑・拙者也、深更迄談合也、肥州之事者先々如此間、
御番衆限本ニ被召置、諸勢歸陳候て、追而於鹿兒嶋一

途御評儀被相澄、御出勢可然之由相定候、然者此節限

本御番之事、然々衆被居候て肝要たるへく候条、義虎
御頼被成候て可然由也、并有馬表番衆など大方盛にて

候、又合志より到限部境一手切候間、是又諸勢歸陳可
被成意地、委被仰分候へてハにて候間、御使者可然之

由定候、并三舟・隈庄へも、此由被仰分候て肝要之由
也、此日三舟・隈庄より神載を以、御當家ニ無二之御

奉公可申由、龍へ盡未來際通用申間敷由、使書にて被
申候、彼書狀之返事、連判にて申候、神文之返答へ追

而可申由也、此日三池殿より歳暮之使書・海月預候、
一廿七日、伊野・上長・鎌刑・本刑・矢野出、食寄合候

也、夫より忠棟宿へ參候て、夕御談合武庫様被聞召候、
其御返事承候、何も御納得之由也、此日鎌田筑前守・
(政心)

大膳坊兩使、山北へ被指登候、其意趣者、各直ニ霜野
御陳取之由候、尤可然候、乍去、今度御出勢ハ、境目

より御左右次第輕々と各罷立候、然者直ニ長陳者諸軍
衆可難成候、爰元之衆者存候、其方諸卒分別法第之由

也、左候て御陳不事成候ハ、諸軍衆如限本歸陳肝要
候、併合志へ近日中伊野・長州にて可被仰分子細候、

それ迄ハ山北へ各滞留專一候、其左右次第たるへき由

也、此晚伊野州宿へ各寄合也、客居圖書頭殿・忠棟・經平・鎌刑・養田信濃守、主居中書公・拙者・本刑・亭主也、此座中、田尻殿より山くゞり到來候、書狀等持來候、書面者、肥北目御勝利之祝言、彼城無何事之由也、書狀披見共候て、其後誹譖など種々閑談にて、深更ニ及各歸也、

一廿八日、忠棟にて諸番盛なと仕候、此晚經平宿へ忠平公御礼儀候、御めし參候、客居武庫様・家久・拙者・矢野出雲守、主居圖書頭殿・忠棟・亭主也、深更まで御雜話也、諸方角御行等、御談合も出合候也、此日三舟・隈庄より使書到來、其趣、到隈部表今日廿八、手切之由也、尤可然之由返答候也、

一廿九日、忠棟より同名若州にて、田尻殿へ被遣候使衆舟本へ被下、舟數等然々可被見之由也、纏而若州へめし寄合候内ニ、柏原左近將監・瀧聞越後守召寄、右之三人同心にて舟元へ被下候、此日於拙宿御談合也、其衆、忠棟・經平・伊野・上長・鎌刑・本刑也、終日御談合也、諸堺目様出合候也、其座中、従かこ嶋大源坊御使僧として被着候、忠棟・拙者爰元へ長々辛勞仕候、弥諸口之堅慮御憑之由也、次阿多源太・平野新左衛門

身上之儀ニ付、蒙仰事共候、此晚本刑宿へ、忠棟・拙者など其外談合衆へめし振舞也、深更まで種々談合也、安富左兵衛尉暫爰元へ召留られ候て可然之由定候也、

一卅日、従有馬殿歳暮又へ彼方就御行之儀、使書預候、返事申候也、此朝愚弟次郎左衛門尉殿宿にてめし被振舞候、それ過候て、忠棟宿へ風呂へ可參由候間、參し候、其後彼所にて御談合也、伊野・上長・拙者也、諸堺目儀出合候、難盡禿筆候、此日鎌刑・本刑にて武庫様より、當庄檢地等させられ候へ、眞幸之田數にもおとるへく候ま、御移之儀難成之由候、伊東右衛門(秀重)佐・宮原伊賀守、忠平之御使にて候、御返事へ、我々所へ委承置候、菟角被達、上聞候て、御返事可有由也、御談合隙入候間、御一家衆其外へも使にて、歳暮之祝言申入候、義虎酒肴被持せ、歳暮之御礼承候、拙者留守にて候、此外諸所之人衆、歳暮之祝言承候也、猶々明春諸吉倍可書加候也、△

1316

「忠元勲功記」

一天正十年十二月、義陽右通降服被仕候得共、證據未相知候間、甲斐宗連江一戰可仕旨、此御方江被申上置、人

衆召列、三船城江發向候而、堅志田響ヶ原ニ而被屯居候処、宗運次男甲斐相模守親乘与風忍寄、義陽を爲討取由、右ニ付八代之騒動無申計、則老臣共より大口迄成行申越、忠元直ニ大口・羽月・曾木・馬越・平和泉

城主甲斐宗運・隈庄城主甲斐上總介・有馬城主有馬修理太夫鎮貴・筑後國田尻城主田尻中務太輔鑑種等御旗下ニ爲被罷出由御座候、

・本城・山野・市山・湯尾九ヶ所之地頭衆中を召列、不移時日八代ニ打入、其儘城を請取在番爲仕由、左候處八代ハ本宇都領ニ而、于今望も有之、又甲斐宗運も望を被掛場所ニ候間、八代兩城・樋脇城・関之城・谷山城・高塚城等皆薩摩より御番可然旨、八代古老蓑田信濃守・東宗芳・犬童美作守等衆中一統る再三被申上趣有之、其節より此御方御知行被成、八代地頭之儀者、松齡様又者平田美濃守光宗江被仰付候得共、皆御断ニて伊集院右衛門太夫忠棟江後者被仰付、同十五年迄爲被相勉由御座候、

一同年十二月、忠元・吉利下總守忠澄・伊集院美作守久宣与肥後表江在番仕候節、大口衆有村隼人佐忠正・園田丹後守等江申付、三城衆伊地知丹後守重政・逆瀬川豊前兵衛武安等与日平城を三四夜相忍せ、同十日忍落、翌十一日、安樂城者打捨退去仕候間、兩城共御領相成たる由御座候、此年冬、合子城主合子藏人親重・三舟